

小林市環境基本計画

(令和5年度～14年度)

～豊かな自然と街並みをみんなでつなぐ
笑顔あふれるまちこばやし～



令和5年3月



はじめに

小林市は、南西部には霧島連山が、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川や湧水などの水資源にも恵まれるなど、豊かな自然環境に恵まれています。

この恵まれた環境を未来につなげるために、平成 25 年（2013 年）3 月に策定した「小林市環境基本計画」のもと、環境の保全に関する取組みを進めており、一定の成果が得られています。

しかしながら、近年、地球温暖化や大気汚染、生物多様性が損なわれるなど地球規模のさまざまな環境問題が顕在化し、持続可能な社会への変革が世界的に求められています。

本計画は、本市の環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための計画であり、また、令和 4（2022）年 6 月に表明した、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティこばやし」を実現するための「小林市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を盛り込んだ計画でもあります。

本計画を市民・事業者・市の協働により推進することで、様々な環境課題の解決が図られるとともに、SDGs の達成にも貢献するものと考えていますので、皆様の積極的な参加とより一層のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、ご審議いただきました小林市環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様、ご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。



令和 5 年 3 月

小林市長 宮原 義久

【目次】

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定（改定）の趣旨	1
2 計画の役割	1
3 計画の期間	2
4 計画の範囲	2
5 計画の位置づけ	3
第2章 小林市の環境特性	4
1 本市の概況	4
(1) 位置・地勢	4
(2) 気候変動	5
2 本市の社会環境	6
(1) 人口	6
(2) 産業	7
(3) 土地利用	7
(4) 交通	8
3 自然環境	9
(1) 植物	9
(2) 動物	10
(3) 公園緑地など	11
4 文化環境	12
(1) 観光・レクリエーション施設	12
(2) 指定文化財	13
第3章 計画の目指すもの	14
1 基本理念	14
2 望ましい環境像	15
3 環境目標	16
4 施策の体系	17
第4章 環境施策の展開と主体別の取組み	18
1 脱炭素の取組を推進し、地球環境にやさしいまち	18
(1) 温室効果ガスの排出削減	18
(2) 再生可能エネルギー等の利用促進	23
(3) 地球環境にやさしいまちづくり	25
(4) 気候変動への適応	28
2 地域の資源が循環し、ごみの少ないまち	33

(1)ごみの4Rの推進.....	33
(2)廃棄物の適正処理の推進	37
(3)バイオマス資源利活用	39
(4)環境保全型農業	42
3 豊かな自然の恵みと共生できるまち	45
(1)豊かな湧水の保全	45
(2)すぐれた自然、身近な自然の保全.....	47
(3)人と自然とのふれあいの場の確保.....	50
(4)植林地の適正管理と照葉樹林の育成	52
4 安心して安全かつ快適な暮らしができるまち	55
(1)快適で安全な空間の整備	55
(2)人にやさしい都市基盤の整備	57
(3)良好な水環境の保全.....	59
(4)大気汚染、悪臭、騒音など公害防止体制の整備.....	62
5 みんなで考え、自主的に環境保全に取り組むまち	66
(1)環境教育、環境学習の推進.....	66
(2)環境保全活動の推進.....	69
第5章 重点的な取組み.....	72
1 地域資源を活用した脱炭素社会の実現.....	73
2 資源循環型社会の実現	74
3 市民がつくる豊かな自然環境の実現	75
第6章 計画の推進と進行管理.....	76
1 推進方策	76
(1) 推進体制	76
(2) 年次報告書	76
(3) 市、市民、事業者の役割.....	76
(4) 国・県や近隣の自治体との協力.....	77
(5) 市民参画・協働の推進	77
2 進行管理	78
資料編	
資料1 小林市環境基本条例	79
資料2 策定の経緯.....	84
資料3 策定会議委員名簿	85
資料4 市民アンケート	89
1 アンケート調査の概要	89
(1) 回答の属性	89
2 アンケート調査結果の概要	93
(1) 地区の環境の状況	94

(2) 環境問題への関心や取組みについて	96
(3) 市の環境保全施策	101
資料5 事業者アンケート	104
1 アンケート調査の概要	104
(1) 回答の属性	104
2 アンケート調査結果の概要	107
(1) 小林市にとって重要と考えられる取組.....	108
(2) 事業所の環境に配慮した取組の現状	111
(3) 環境関連ビジネスへの関心について	113
(4) 気候変動適応策について.....	114
(5) 再生可能エネルギーについて	115
資料6 用語解説.....	116

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定(改定)の趣旨

小林市（以下「本市」という。）では、平成11年（1999年）に旧小林市において小林市環境基本条例を制定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年（2013年）3月に小林市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しましたが、現計画の計画期間は令和5年（2023年）3月に満了を迎えます。

計画に基づいた施策の実施により、小・中学校への太陽光発電設備設置数の増加、地下水の環境基準適合状況の維持、市民1人あたりの都市公園面積の維持、公害苦情件数の減少など、一定の成果が得られています。

また、本市では、かけがえのない本市の自然を次世代に引き継ぐために、令和32年度（2050年度）までに温室効果ガス*（p117参照）排出量を実質ゼロとすることを目指し、令和4年（2022年）6月に「ゼロカーボンシティ*（p121参照）こばやし」を宣言しました。

こうした背景を踏まえて、本市における今後の環境行政の基本となる計画として、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、具体的な施策のさらなる展開につなげ、温室効果ガスの排出削減をはじめとして、本市の様々な環境課題を解決するために、環境基本計画を策定（改定）するものです。

2 計画の役割

本計画は、次のような役割を果たすことができるように構成されています。

- 1) 環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示します。
- 2) 小林市環境基本条例に定められた市・市民・事業者・市民団体それぞれの責務に関連する行動例などを示します。
- 3) 第2次小林市総合計画後期基本計画の主な実施計画事業に位置づけ、本市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。
- 4) 本計画の一部は、小林市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としても位置づけます。
- 5) 環境の保全と創造に関連する諸施策の実施状況や到達基準を明らかにするなど、環境基本計画の進行管理の体系を示します。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とします。また、必要に応じて中間年度となる令和9年度（2027年度）を目安に見直しを行うこととします。

計画期間	令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間
中間年度	必要に応じて中間年度となる令和9年度（2027年度）を目安に見直し

4 計画の範囲

本計画の対象地域は、本市の行政区域全域とします。また、本計画が対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

地球環境	地球温暖化*（p121参照）、エネルギーなど
自然環境	動植物、生態系、湧水・地下水、河川、森林、農地など
社会環境	廃棄物、資源循環など
快適環境	歴史的・文化的資源、景観、公園や緑地
生活環境	大気質、水質、土壌、騒音・振動、悪臭、化学物質など

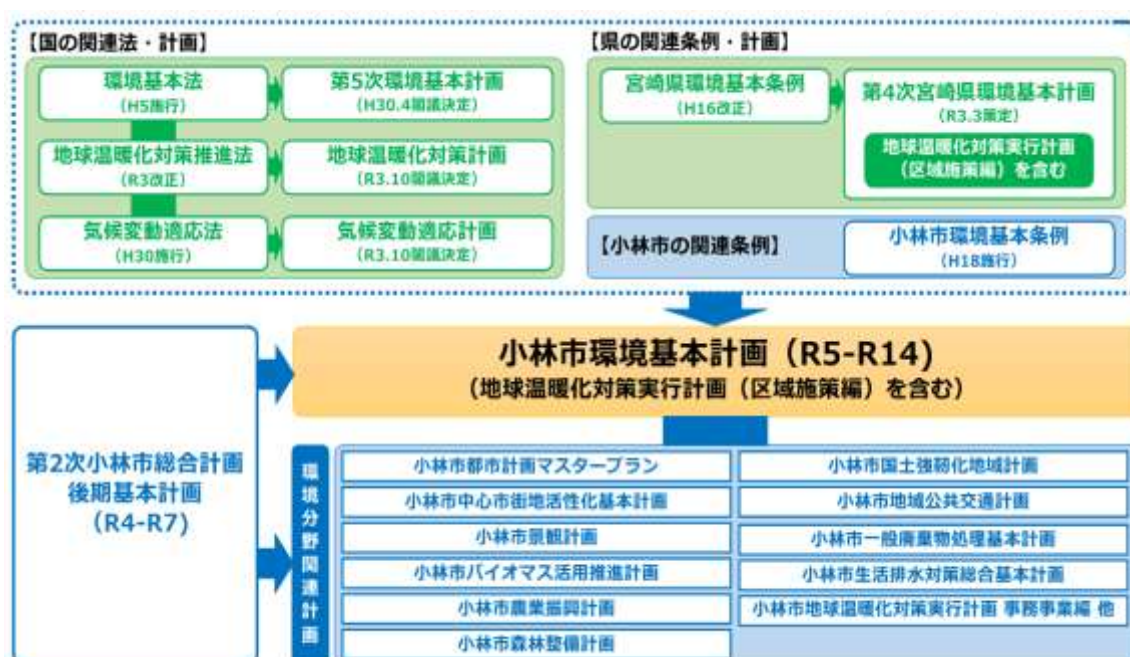


5 計画の位置づけ

本計画は、本市の環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。本計画は、国の環境基本計画や宮崎県の環境基本計画及び小林市総合計画後期基本計画との整合を図るとともに、関連計画の環境関連施策と連携させることにより、本市の環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。

また、本計画の一部は、小林市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としても位置づけられます。

図表 1 本計画の位置づけ



第2章 小林市の環境特性

1 本市の概況

(1)位置・地勢

本市は南九州の中央部、宮崎県の南西部に位置し、北部は西米良村、熊本県多良木町、熊本県あさぎり町、東部は綾町、宮崎市、南部は高原町、都城市、鹿児島県霧島市、西部はえびの市と接しています。本市の南西部には霧島連山が、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川とその流域には優良農地が広がり、ジオサイト(地質遺産)や温泉、湖沼などの個性的な地域資源も多数有しています。面積は562.95km²で宮崎県の7.3%を占めています。

市域の西側が分水嶺で、ほとんどの河川は大淀川水系に属しています。豊富な降水量と地形を活かして、市内には、岩瀬ダム、綾南ダム、綾北ダム、田代八重ダム、浜ノ瀬ダムの5つのダムがあります。

火山灰や軽石で形成される火山性地層により、雨水が浸透しやすいため地下水が豊富で、低地部は湧水帯となっています。市内には湧水地が数十箇所あり、上水道、農業用水、魚の養殖などに利用されています。

図表2 小林市の位置・地勢



(2)気候変動

気象庁の統計によると、アメダス観測点「小林」における平年値（平成12年（2000年）～令和2年（2020年）の21年間の平均値）は、年平均気温が16.3℃、年間降水量が2,839mmであり、比較的温暖で降水量が多い気候といえます。内陸に位置することから、昼夜の気温差、夏季と冬季の寒暖の差が大きいのが特徴です。降水量は夏季に多く、冬季に少なくなっています。

年平均気温は、昭和52年（1977年）から令和3年（2021年）までの45年間で約1.1℃上昇しています。また、年間降水量が3,000mm以上の年は、昭和52年（1977年）から昭和61年（1986年）までの10年間に1年だけでしたが、平成24年（2012年）から令和3年（2021年）までの10年間には6年となっており、降水量は増加傾向にあるといえます。

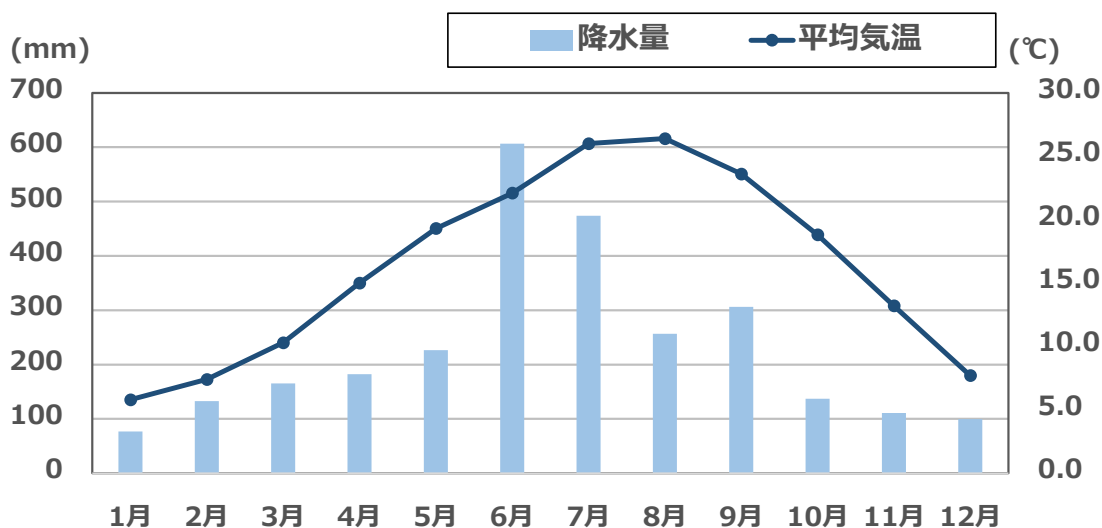
図表3 年平均気温と年間降水量の推移



※H12年（2000年）は観測地不具合のため除外

出典：「気象庁ホームページ」

図表4 月別平均気温と降水量の平年値（平成12年（2000年）～令和2年（2020年）の21年間の平均値）



出典：「気象庁ホームページ」

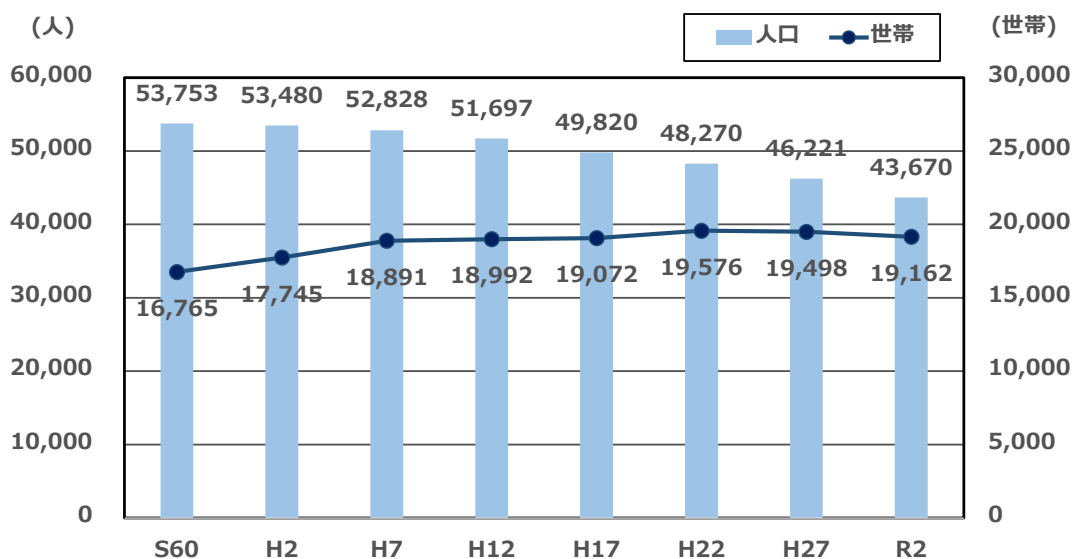
2 本市の社会環境

(1)人口

本市の人口は、昭和 60 年（1985 年）頃をピークに減少に転じており、令和 2 年（2020 年）には 43,670 人となっています。また、世帯数は増加傾向が続いていましたが、平成 22 年（2010 年）にピークを迎えた後は減少傾向にあり、令和 2 年（2020 年）には 19,162 世帯となっています。令和 2 年（2020 年）の一世帯あたりの人数は 2.28 人となっています。

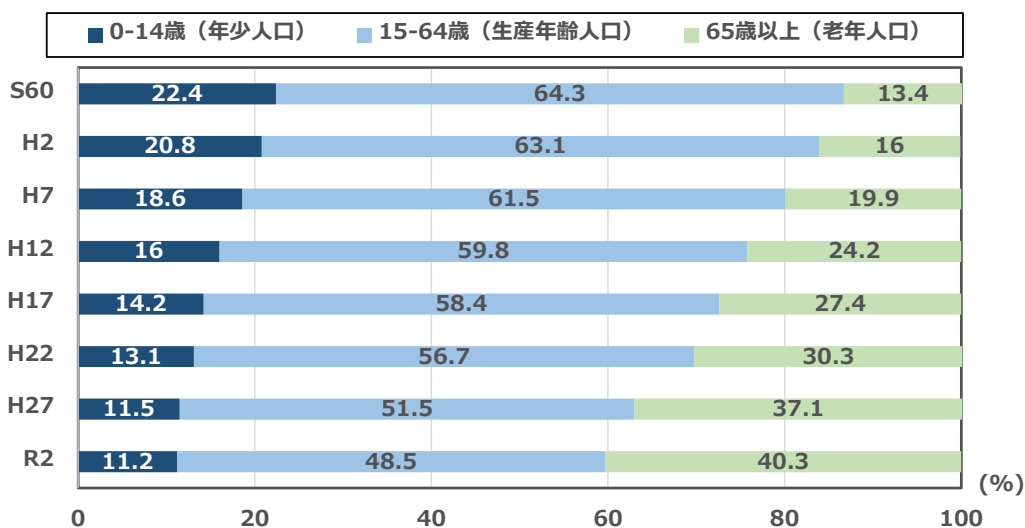
人口の年齢構成別割合をみると、15 歳未満の年少人口の割合が昭和 60 年（1985 年）の 22.4%から令和 2 年（2020 年）には 11.2%に減少する一方で、65 歳以上の老年人口の割合は 13.4%から 40.3%へと大幅に増加しており、少子高齢化が進行しているといえます。

図表 5 人口と世帯数の推移



出典：「令和 2 年国勢調査」

図表 6 年齢構成別割合の推移

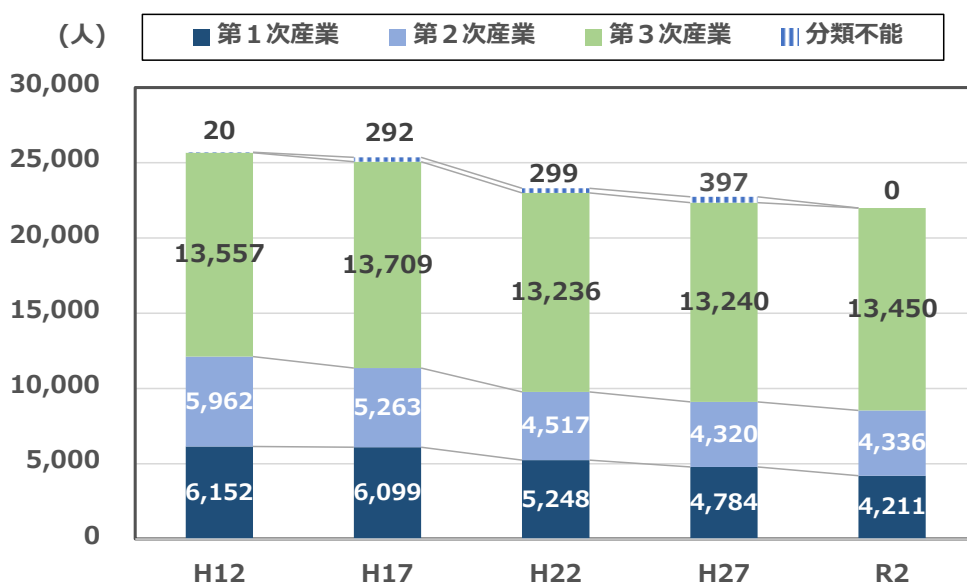


出典：「令和 2 年国勢調査」

(2)産業

産業別 15 歳以上就業者の構成人数の推移をみると、第 1 次産業及び第 2 次産業の割合が平成 12 年（2000 年）の 24%、23%から令和 2 年（2020 年）にはそれぞれ 19%、20%に減少する一方で、第 3 次産業の割合は 53%から 61%へと増加しています。これを宮崎県全体の割合（第 1 次産業 9.9%、第 2 次産業 20.4%、第 3 次産業 67.8%、分類不能 1.9%）と比較すると、本市は第 1 次産業が盛んといえます。

図表 7 産業別 15 歳以上就業者の構成人数の推移

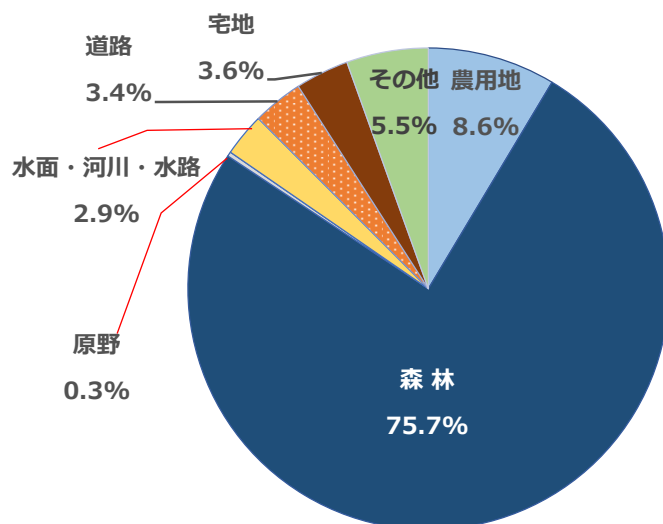


出典：「令和 2 年国勢調査」

(3)土地利用

令和 2 年（2020 年）の地目別土地利用構成比は、森林が 75.7%で最も大きく、農用地の 8.6%と合わせて自然的土地利用が大半を占めています。

図表 8 地目別土地利用構成比（令和 2 年（2020 年））



出典：「令和 2 年国勢調査」

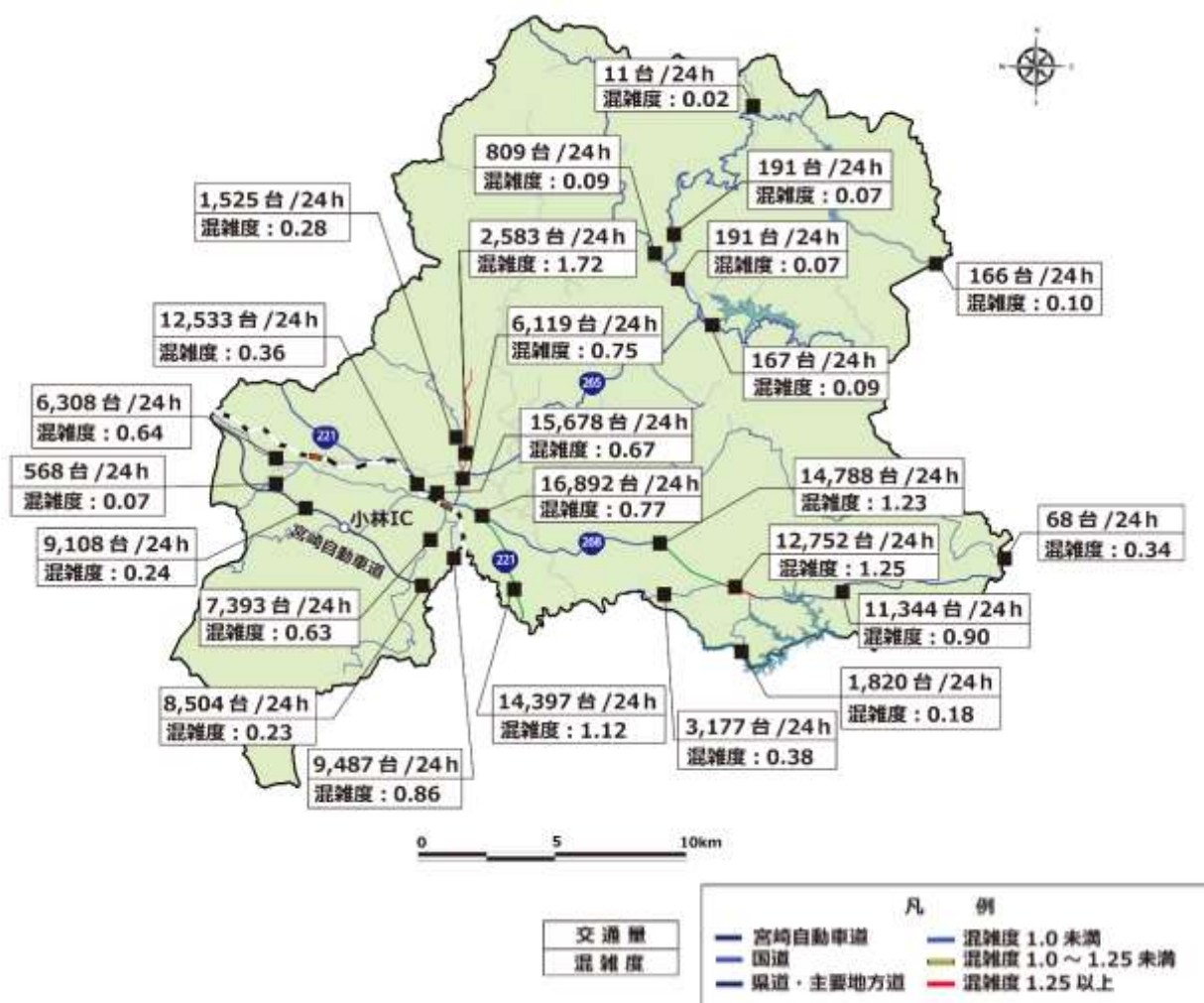
(4)交通

本市の主要な道路として、宮崎自動車道が南西部を通っており、小林 IC が市街地の西側に位置しているほか、国道 221 号、国道 268 号及び国道 265 号が通っています。

平成 27 年（2015 年）の道路交通センサスによると、市内の道路交通量は国道 221 号や国道 268 号で多く、24 時間交通量が 1 万台を超えています。混雑度では概ね 1.0 未満となっていますが、国道 221 号や国道 268 号では 1.0 以上となっている区間があり、混雑する時間帯があります。

本市の公共交通としては、鉄道は JR 吉都線がえびの市方面と都城市方面に通じ、市内に小林駅と西小林駅の 2 駅があります。バスは宮崎交通が運行する路線バスと高速バス、市が運行するコミュニティバスと福祉バスがあります。

図表 9 道路交通量と混雑度



出典：「道路交通センサス」

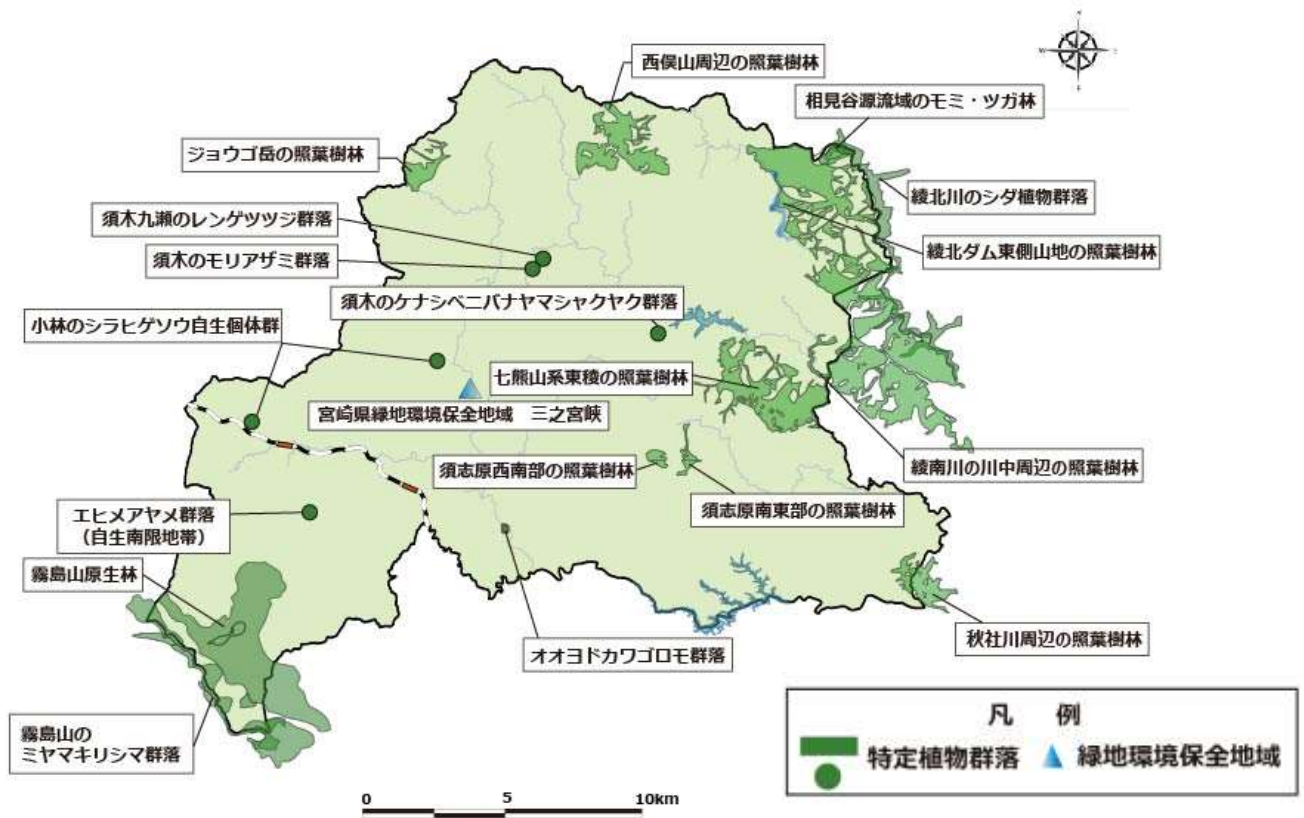
3 自然環境

本市では、平成 14 年（2002 年）に動植物の重要種の現状調査を実施し、平成 15 年（2003 年）の環境基本計画策定以降、平成 26 年度（2014 年度）まで 2 年ごとに継続して調査を実施しています。また、合併に伴い平成 19 年（2007 年）に須木地区、平成 23 年（2011 年）に野尻地区において動植物調査を実施しています。

(1)植物

本市では、「エヒメアヤメ群落」や「オオヨドカワゴロモ群落」などの計 22 箇所の特定植物群落^{*(p122 参照)}が指定されているほか、植物の天然記念物が国・県・市合わせて 6 件、緑地環境保全地域^{*(p123 参照)}が 1 件、それぞれ指定されています。

図表 10 特定植物群落などの位置図



出典：「環境省生物多様性センター・自然環境 GIS 提供システム」ほか

宮崎県版レッドデータブック^{*(p123 参照)}（2020 年度版）の掲載種のうち、本市に分布のある植物は 171 種であり、すでに 10 種が絶滅、2 種は野生絶滅したと考えられています。シカの食害などにより、希少植物の減少が急速に進んでおり、希少植物の生息地を人為的に保護していくことが求められています。

図表 11 宮崎県版レッドデータブック^{*(p123 参照)}に掲載されている種のうち本市に分布のある植物種数

カテゴリー区分	条件	植物合計	種数				
			種子植物	シダ植物	蘚苔類	淡水産藻類	菌類
絶滅	宮崎県ですでに絶滅したと考えられるもの。	10	10	0	0	0	0
野生絶滅	宮崎県において、野生ですでに絶滅したと考えられるもの。	2	2	0	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類 宮崎県において、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	113	89	17	0	3	4
	絶滅危惧ⅠB類 宮崎県において、絶滅危惧ⅠAほどではないものの、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	27	20	5	0	0	2
絶滅危惧Ⅱ類	宮崎県において、絶滅の危機が増大しているもの。	13	9	2	1	1	0
準絶滅危惧	宮崎県において、種の存続への圧迫が強まっているもの。	6	2	0	0	2	2
情報不足	宮崎県において、ランクを判定するに足る状況が不足している。	0	0	0	0	0	0
その他保護上重要な種	宮崎県内または県内の地域レベルで、種の重要性が高いもの。	0	0	0	0	0	0
合計		171	132	24	1	6	8

※県内分布に「小林市」、「県西部」の記載があった種を抽出

出典：「宮崎県レッドデータブック（2020年度版）」

(2)動物

宮崎県版レッドデータブック（2020年度版）の掲載種のうち、本市では107種の分布があり、うち2種は絶滅したと考えられています。

本市は霧島山系や九州山地の山岳などの豊かな自然に恵まれ、ヤマネ、ニホンザル、ゴイシツバメシジミなど天然記念物や国内希少野生動植物種に指定されている種も生息しています。なお、近年はアライグマなどの外来生物の侵入が確認されており、生態系への影響が懸念されています。

図表 12 宮崎県版レッドデータブックに掲載されている種のうち本市に分布のある動物種数

カテゴリー区分	条件	動物合計	種数						
			哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫類	クモ類	貝類
絶滅	宮崎県ですでに絶滅したと考えられるもの。	2	1	0	0	0	1	0	0
野生絶滅	宮崎県において、野生ですでに絶滅したと考えられるもの。	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類 宮崎県において、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	12	0	3	0	1	4	0	4
	絶滅危惧ⅠB類 宮崎県において、絶滅危惧ⅠAほどではないものの、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	22	0	7	2	1	12	0	0
絶滅危惧Ⅱ類	宮崎県において、絶滅の危機が増大しているもの。	21	4	9	2	2	2	1	1
準絶滅危惧	宮崎県において、種の存続への圧迫が強まっているもの。	32	1	18	2	5	1	2	3
情報不足	宮崎県において、ランクを判定するに足る状況が不足している。	16	1	5	3	1	0	6	0
その他保護上重要な種	宮崎県内または県内の地域レベルで、種の重要性が高いもの。	2	1	1	0	0	0	0	0
合計		107	8	43	9	10	20	9	8

※県内分布に「小林市」、「県西部」、「全域」、「他市ほか」の記載がある種を抽出

出典：「宮崎県レッドデータブック（2020年度版）」

(3)公園緑地など

本市の南西部には霧島錦江湾国立公園が、北東部には九州中央山地国定公園があります。また、三之宮峡が宮崎県緑地環境保全地域^(p123参照)に指定されています。そのほか、小林総合運動公園をはじめとして、4箇所の都市計画公園があります。

図表 13 都市計画公園、自然公園などの位置図



凡 例	
■	国立公園・国定公園
●	緑地環境保全地域
●	都市計画公園

出典：「宮崎県環境白書」ほか

4 文化環境

(1) 観光・レクリエーション施設

本市は、霧島連山をはじめとして、コスモスや菜の花で有名な生駒高原、名水百選に選ばれた出の山公園、日本の音風景 100 選・遊歩百選に選ばれた三之宮峡など、多くの観光資源に恵まれています。

平成 22 年（2010 年）には霧島ジオパークが日本ジオパークとして認定され、韓国岳や三之宮峡などのジオサイトを活用した、教育活動や環境に配慮した持続可能な観光（ジオツーリズム）を推進しています。また、平成 24 年（2012 年）には九州中央山地国定公園の国有林が「綾ユネスコエコパーク（宮崎県の 2 市 1 町 1 村に所在）」として登録されています。

図表 14 観光・レクリエーション施設位置図

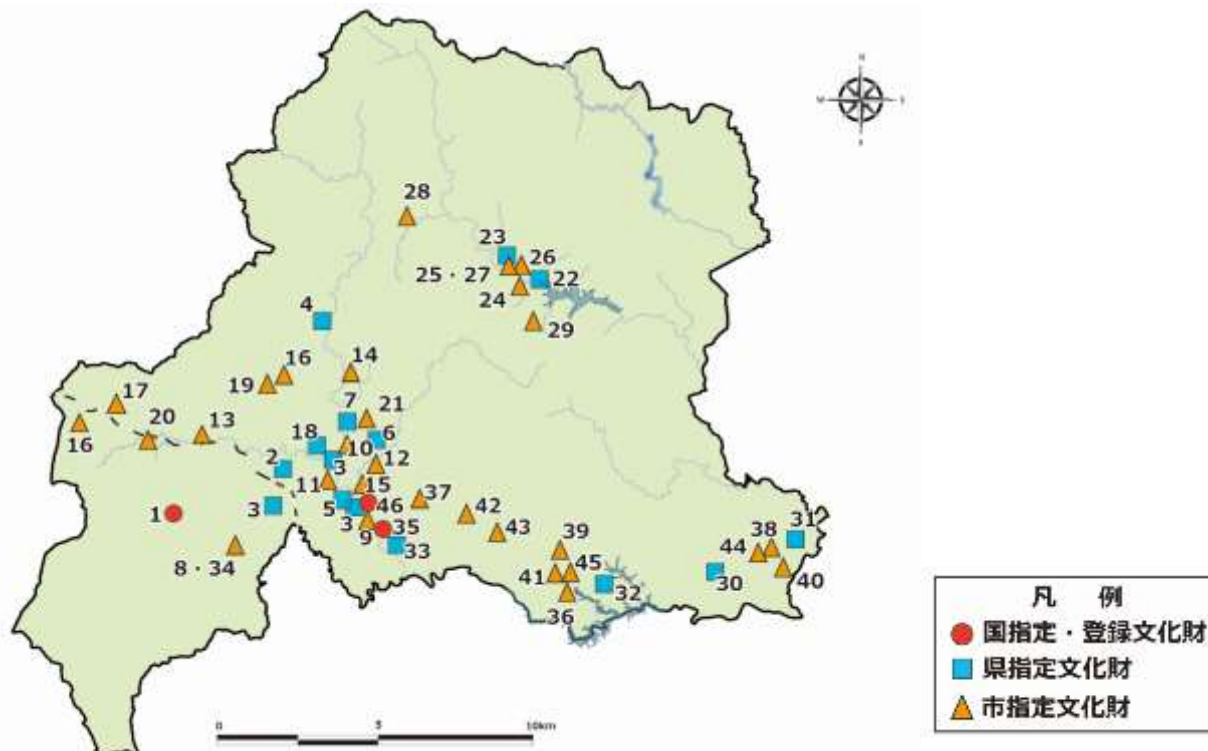


出典：「宮崎県観光要覧令和 2 年度（2020 年度）版」

(2)指定文化財

本市では、国指定の天然記念物である「エヒメアヤメ自生南限地帯」や国登録の有形文化財である「旧岩瀬橋」をはじめ、多くの史跡や有形、無形民俗財などが文化財に指定されています。現在、国・県・市を合わせて46件の指定文化財があります。

図表 15 指定文化財位置図



番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	エヒメアヤメ自生南限地帯	16	鱈口	31	漆野原一里塚
2	伊東塚	17	粥餅田古戦場跡	32	東麓石窟仏
3	小林町古墳	18	東二原地下式横穴墓群	33	野尻村古墳（大萩古墳）
4	本田遺跡	19	永久井野かくれ念仏洞	34	霧島岑神社雲龍巻柱
5	六地藏幢	20	有楽椿	35	オオヨドカワゴロモ群落
6	輪太鼓踊	21	仲間の田の神	36	東麓磨崖仏
7	東方大丸太鼓橋	22	須木の滝	37	内場仏飯講の碑
8	霧島岑神社御神像六躰	23	須木村古墳	38	紙屋関所跡
9	永仁の碑	24	米良筑後守の墓	39	伊集院源次郎忠真の供養塔
10	新田場の田の神	25	米良筑後守の首桶	40	紙屋城第二の空堀跡
11	穂屋下古石塔群	26	十一面観音像	41	野尻城井戸跡
12	大久津古石塔群	27	尾殿遺跡出土の弥生式土器	42	大沢津のオガタマノキ
13	石氷橋	28	レンゲツツジ	43	鉦踊
14	橋満橋	29	ケナシベニバナヤマシャクヤク	44	紙屋城攻め踊り
15	東栗巣野六地藏幢	30	池ノ原一里塚	45	東麓新地馬場棒踊り
				46	旧岩瀬橋

出典：小林市ホームページ「小林市指定文化財一覧」

第3章 計画の目指すもの

1 基本理念

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「小林市環境基本条例」は、旧小林市において平成11年（1999年）9月に制定され、市町村合併後の平成18年（2006年）3月に、改めて制定されています。

本条例に掲げる基本理念として、次のとおり、環境の保全について、人と自然との共生、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる都市の構築、地球環境保全の事業活動及び日常生活での積極的な推進が定められています。

この基本理念を実現するため、本市における環境の保全に関する長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を「小林市環境基本計画」として策定します。

小林市環境基本条例の基本理念

環境の保全は、市民が健康で安全かつ文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

環境の保全は、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、市、事業者及び市民が自らの課題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 望ましい環境像

本市は、霧島山系と九州山地に囲まれた地域に、緑豊かな森林と豊富な水に育まれた、歴史・文化・産業を築きあげてきました。

地域での協働により、将来にわたって、豊かな自然と共生し、地域資源を大切に利用し、安心安全で持続可能な循環型社会の構築を目指します。

市、市民及び事業者が一体となり、本市の環境の保全に取り組むためには、目指すべき将来の環境イメージ像を描き、共有することが重要です。

「小林市環境基本条例」の基本理念及び本市の自然的、社会的な背景と「小林市総合計画」のまちづくりの基本方針をふまえ、望ましい環境像を次のとおり設定します。

豊かな自然と街並みをみんなでつなぐ 笑顔あふれるまちこばやし



3 環境目標

望ましい環境像を実現するため、次の5つの環境目標及び各環境目標を達成するための施策の基本方針を設定します。各環境目標は、SDGs* (p116参照) のゴール(目標)とも密接に関連しています。

図表 16 環境目標及び各環境目標を達成するための施策の基本方針

環境目標	施策の基本方針	主に関連するSDGsの目標	ターゲット
脱炭素の取組を推進し、地球環境にやさしいまち	(1)温室効果ガスの排出削減 (2)再生可能エネルギー等の利用促進 (3)地球環境にやさしいまちづくり (4)気候変動への適応		7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
			11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
			13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
地域の資源が循環し、ごみの少ないまち	(1)ごみの4Rの推進 (2)廃棄物の適正処理の推進 (3)バイオマス資源利活用 (4)環境保全型農業		11.6 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
			12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
			14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
豊かな自然の恵みと共生できるまち	(1)豊かな湧水の保全 (2)すぐれた自然、身近な自然の保全 (3)人と自然とのふれあいの場の確保 (4)植林地の適正管理と照葉樹林の育成		15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
安心して安全かつ快適な暮らしができるまち	(1)快適で安全な空間の整備 (2)人にやさしい都市基盤の整備 (3)良好な水環境の保全 (4)大気汚染、悪臭、騒音など公害防止体制の整備		3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
			6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
			11.6 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
みんなで考え、自主的に環境保全に取り組むまち	(1)環境教育、環境学習の推進 (2)環境保全活動の推進		4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
			12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
			13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
			17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

4 施策の体系

豊かな自然と街並みをみんなでつなぐ 笑顔あふれるまちこばやし

環境目標	施策の基本方針	具体的目標
脱炭素の取組を推進し、地球環境にやさしいまち	(1)温室効果ガスの排出削減	■省エネルギー対策や省資源化等を推進する
	(2)再生可能エネルギー等の利用促進	■再生可能エネルギー等の導入を促進する
	(3)地球環境にやさしいまちづくり	■効率的で効果的な公共交通網を整備する ■森林などによる二酸化炭素の吸収を促進する
	(4)気候変動への適応	■気候変動影響と適応策への理解を促進する ■農林水産分野 ■水環境・水資源分野 ■自然生態系分野 ■自然災害分野 ■健康分野
地域の資源が循環し、ごみの少ないまち	(1)ごみの4Rの推進	■ごみの減量化を推進する ■高いリサイクル率を維持する ■食品ロスを削減する ■プラスチック資源循環に向けた取組を推進する
	(2)廃棄物の適正処理の推進	■ごみ処理・処分場の維持管理と適正化を推進する ■不法投棄ゼロを目指す
	(3)バイオマス資源利活用	■家畜排せつ物を有効活用する ■木質資源の有効活用を促進する
	(4)環境保全型農業	■環境に配慮した地域循環型農業を実施する ■持続可能な農業基盤づくりを推進する
豊かな自然の恵みと共生できるまち	(1)豊かな湧水の保全	■豊かな湧水を保全する
	(2)すぐれた自然、身近な自然の保全	■すぐれた自然を適正に保全する ■身近な自然を保全する ■外来生物対策を推進する ■自然環境に配慮した開発整備を推進する
	(3)人と自然とのふれあいの場の確保	■自然とふれあう空間を整備する ■自然とのふれあい活動を推進する
	(4)植林地の適正管理と照葉樹林の育成	■計画的な森林の整備と保全を行う ■水源林整備を促進する ■防災のための治水・治山対策を推進する
安心して安全かつ快適な暮らしができるまち	(1)快適で安全な空間の整備	■公園緑地を整備する ■地域緑化を推進する
	(2)人にやさしい都市基盤の整備	■都市基盤における安心安全を確保する ■人にやさしいまちづくりを推進する
	(3)良好な水環境の保全	■水質環境基準を達成し、維持する ■大淀川水系などの源流域の保全に努める
	(4)大気汚染、悪臭、騒音など公害防止体制の整備	■大気環境を保全する ■悪臭の防止に努める ■騒音の防止に努め、快適な音環境を創出する ■化学物質対策を推進する ■公害防止体制を整備する
みんなで考え、自主的に環境保全に取り組むまち	(1)環境教育、環境学習の推進	■学校や地域の環境教育・環境学習を推進する ■家庭における環境教育を促進する ■環境情報の発信と共有を促進する ■自然や資源を生かした交流を促進する
	(2)環境保全活動の推進	■環境保全活動を推進する ■市民・事業者などの自主的活動を促進する ■次世代の環境の担い手づくりを推進する

第4章 環境施策の展開と主体別の取組み

1 脱炭素の取組を推進し、地球環境にやさしいまち

(1) 温室効果ガスの排出削減

1) 現状と課題

<温室効果ガス排出量の現況把握及び将来推計>

国は、令和2年(2020年)10月に、令和32年(2050年)までに温室効果ガス*^(p117参照)の排出を全体としてゼロにすることを旨とする令和32年(2050年)カーボンニュートラル*^(p118参照)宣言を行っています。また、令和3年(2021年)10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、『我が国の中期目標として、令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することを旨とする。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。』としています。本市も、令和4年(2022年)6月に、令和32年度(2050年度)までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ*^(p121参照)こばやし」を旨とすることを宣言しています。

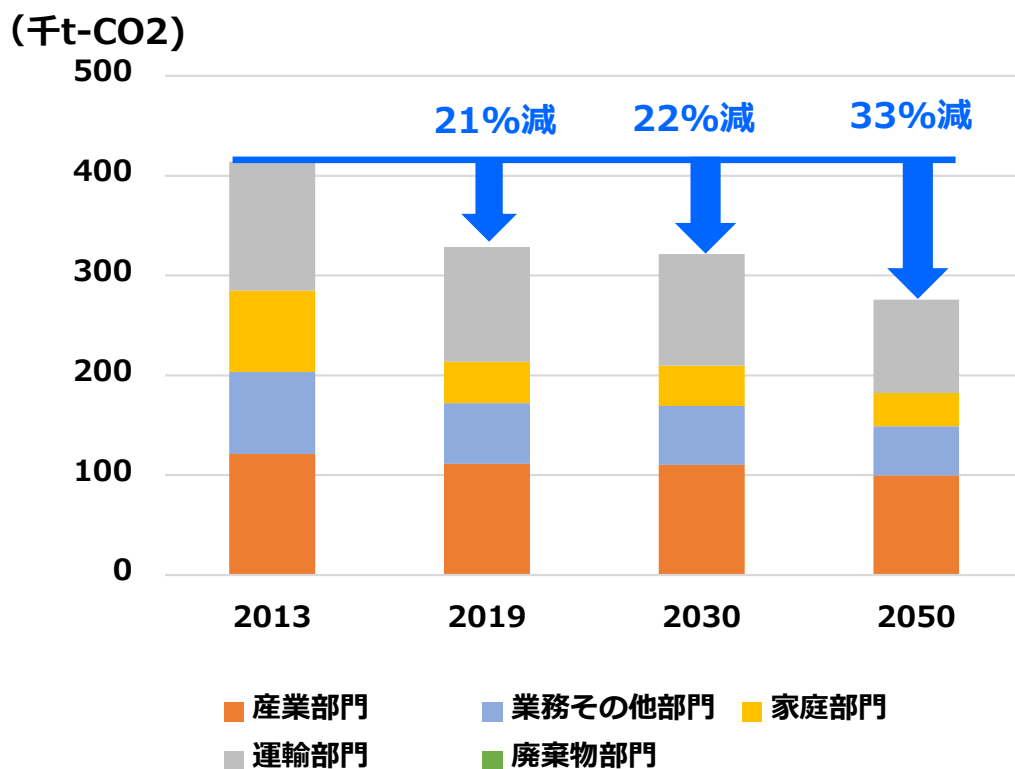
しかしながら、下表の推計結果のとおり、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合、本市の基準年度(2013年度)比の温室効果ガス排出量の削減率は、令和12年度(2030年度)で22%、令和32年度(2050年度)で33%に留まります。

図表17 温室効果ガス排出量の現況把握及び将来(BAU(なりゆき)シナリオ*^(P116参照))推計

千t-CO2	基準年	現状	将来予測(BAU)		2013年度比削減率(%)			活動量指標
	2013	2019	2030	2050	2019	2030	2050	
産業部門	121	111	110	100	8%	9%	18%	-
製造業	79	70	74	69	11%	6%	12%	製造品出荷額
建設業・鉱業	3	2	2	2	25%	33%	45%	従業者数
農林水産業	39	39	35	29	1%	12%	27%	従業者数
業務その他部門	82	61	59	49	26%	28%	40%	従業者数
家庭部門	82	41	40	34	49%	51%	59%	世帯数
運輸部門	129	115	112	93	11%	13%	28%	-
自動車・旅客	55	48	47	39	13%	15%	29%	自動車保有台数
自動車・貨物	70	64	62	52	9%	11%	26%	自動車保有台数
鉄道	4	3	3	2	25%	30%	42%	人口
船舶	0	0	0	0	-	-	-	-
廃棄物部門	0	0	0	0	-	-	-	-
計	414	329	322	276	21%	22%	33%	-

※小数点以下を省略表示しており、合計が一致しない場合があります。

図表 18 温室効果ガス* (p117 参照) 排出量の現況把握及び将来推計の部門別内訳



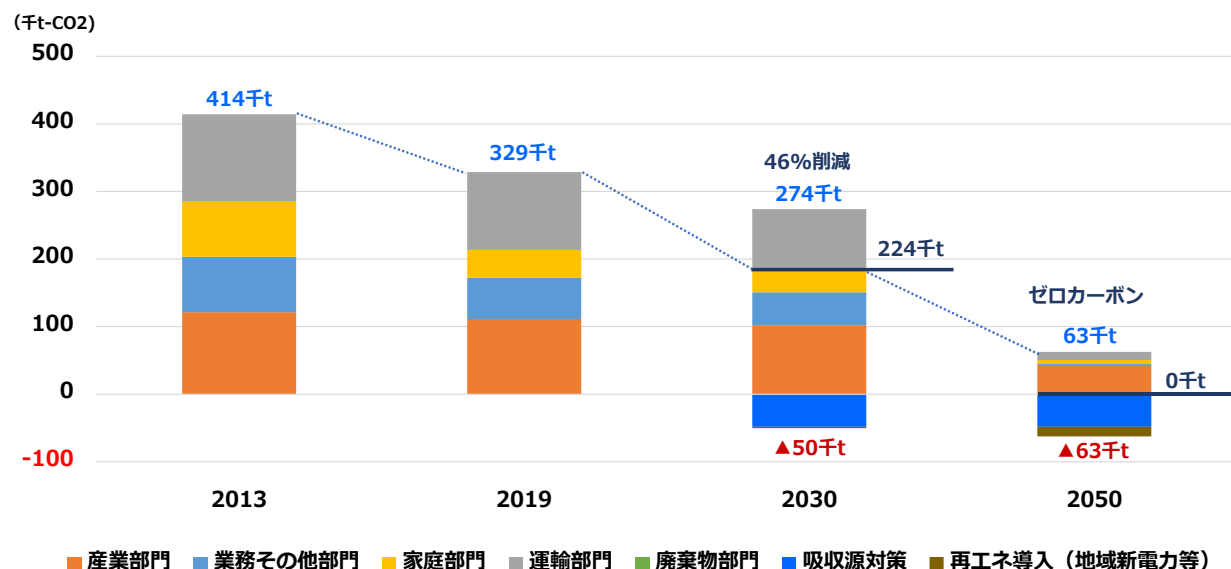
<温室効果ガス排出量の削減目標>

「ゼロカーボンシティ* (p121 参照) こばやし」の実現に向けて、国の方策に準じて、以下の温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。省エネルギー対策や省資源化などを推進し、再生可能エネルギー等の導入を促進することにより、目標の達成を目指します。

小林市の温室効果ガス排出量削減目標

令和 12 年度(2030 年度)目標:基準年度平成 25 年度(2013 年度)比 46%削減
 令和 32 年度(2050 年度)目標:ゼロカーボンの達成

図表 19 温室効果ガス* (p117参照) 排出量削減目標



図表 20 温室効果ガス排出量削減目標の部門別内訳

千t-CO2/年	現状推計		供給源対策+省エネ等		供給源対策+省エネ等	
	2013	2019	2030	削減率 (%)	2050	削減率 (%)
産業部門	121	111	102.2	15.7%	43.4	64.2%
業務その他部門	82	61	48.7	40.8%	2.1	97.5%
家庭部門	82	41	32.5	60.2%	5.1	93.8%
運輸部門	129	115	90.4	30.0%	12.0	90.7%
廃棄物部門	0	0	0.0	0.0%	0.0	0.0%
計	414	329	273.7	33.9%	62.5	84.9%
吸収源対策	-	-	-48.1	11.6%	-48.1	11.6%
再生エネルギー (地域新電力等)	-	-	-2.0	0.5%	-14.4	3.5%
合計	414	329	224	46.0%	0.0	100%

※小数点以下を省略表示しており、各内訳の合計が一致しない場合があります。

上記の数値は、国の地球温暖化対策計画等に基づく省エネ等及び供給源対策（電力の排出係数低減）* (p118参照)、吸収源対策* (p118参照)、再生可能エネルギーの導入 (1)(2)「再生可能エネルギー等の利用促進」参照) による排出量削減効果を推計して算出しています。

2) 具体的目標

◆ 省エネルギー対策や省資源化等を推進する

3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
省エネルギー対策や省資源化等を推進する	「小林市環境基本計画（本計画）」に基づき、総合的かつ計画的な地球温暖化*（p121 参照）防止対策を推進します。	生活環境課 全庁
	公共施設などにおいて、節水や中水の利用を推進します。	
	公共施設への LED 照明の導入など、省エネ設備への切り替えを推進します。	
	市民や事業者、市民団体などへの啓発活動により、省エネルギーを促進します。	生活環境課
	庁内でのクールビズ・ウォームビズを推進します。	
	ノーカーデーの実施やアイドルリングストップ*（p117 参照）などのエコドライブを推進し、自動車からの二酸化炭素の排出を抑制します。	
	自動車からの排出ガス対策として、環境への負荷が少ない次世代自動車*（p120 参照）の普及を推進します。	生活環境課 管財課 各課
	公用車への次世代自動車の導入及びごみ収集車などへの低燃費車の導入を推進します。	
	公共施設などの新築や改築時には、環境共生型建築の採用を検討します。	管財課 全庁
	街灯（防犯灯・安全灯）の LED 照明化を推進します。	危機管理課
農業用加温機からヒートポンプへの切り替えなど、二酸化炭素の削減に向けた取組を推進します。	農業振興課	
畜産業などから排出される二酸化炭素以外の温室効果ガス*（p117 参照）についても排出抑制対策を推進します。	畜産課	

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
市全体の温室効果ガス排出量	329 千 t-CO ₂ (令和元年度) (2019 年度)	201 千 t-CO ₂	生活環境課
温室効果ガス排出量 (小林市の庁舎・事業からの排出量)	8,133t-CO ₂	5,587t-CO ₂	
公用車に占める次世代自動車の導入 台数(累計)	5 台	10 台	管財課
街灯(防犯灯・安全灯)の LED 照明率	44.78%	85%	危機管理課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 家庭での節水や節電、適切なエアコンの使用など、省資源・省エネルギーを心がけます。
- ・ 家電製品の購入時は、省エネルギー性能の高い商品を選びます。
- ・ 家庭の照明をLED照明に取り替えるなど、エネルギー効率の高い機器を選びます。
- ・ 住宅を新築、改築する際は、高断熱や高气密な建築を心がけます。
- ・ 自動車の購入時は、環境への負荷が少ない次世代自動車*^(p120参照)を優先的に選びます。
- ・ 車を運転する際は、アイドリングストップ*^(p117参照)などのエコドライブの実践に努めます。
- ・ 近距離の移動には徒歩や自転車を利用し、自動車の利用を控えます。

◇事業者

- ・ クールビズ、ウォームビズの実施など、事業所内での省エネルギー対策を進めます。
- ・ 工場や事業所からの排出ガス対策を進めます。
- ・ 事業所での節水や節電、適切なエアコンの使用など、省資源・省エネルギーを心がけます。
- ・ 事業所内の照明をLED照明に取り替えるなど、エネルギー効率の高い機器を選びます。
- ・ 事業所や工場を新築、改築する際は、省エネルギー化を心がけます。
- ・ 社有車の購入時は、環境への負荷が少ない次世代自動車を優先的に選びます。
- ・ 車を運転する際は、アイドリングストップなどのエコドライブの実践に努めます。
- ・ 畜産業などから排出される二酸化炭素以外の温室効果ガス*^(p117参照)についても排出抑制対策を進めます。

◇市民団体

- ・ 市、市民及び事業者と連携し、地球温暖化*^(p121参照)対策活動を推進します。
- ・ 地域に根ざしたリサイクル活動などにより、省資源・省エネルギーの推進に努めます。

(2)再生可能エネルギー等の利用促進

1)現状と課題

温室効果ガス*^(p117参照)排出量の削減目標を達成するためには、太陽光や太陽熱、小水力のほか、本市の特性を生かしたバイオマス*^(p122参照)資源など、再生可能エネルギーの導入を積極的に促進する必要があります。

下表のとおり、本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル*^(p121参照)としては、太陽光が設備容量の約83%、年間発電電力量の約73%と大部分を占めており、次いで陸上風力が設備容量の約17%、年間発電電力量の約25%と多くなっています。

「ゼロカーボンシティ*^(p121参照)こばやし」の実現のためには、現状からさらに、令和12年度(2030年度)に5,293千kWh/年、令和32年度(2050年度)に38,920千kWh/年の再生可能エネルギーを導入する必要があります。これは本市の太陽光発電(建物系)の導入ポテンシャルのそれぞれ1%、7%に該当します。

図表 21 小林市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

ポテンシャル		設備容量 千kW	年間発電電力量 千kWh/年	CO2排出削減効果 千t-CO2	出典
太陽光	建物系	416	556,000	206	環境省REPOS *(p116参照)
	土地系	1,460	1,949,000	721	
陸上風力		377	861,000	319	
中小水力(河川)		9.73	86,250	32	
地熱	蒸気フラッシュ* ^(p120参照)	1.09	7,430	3	
	バイナリー* ^(p122参照)	0.57	3,510	1	
	低温バイナリー	2.16	13,270	5	
バイオマス		-	460	0	バイオマス産業都市構想
計		2,267	3,452,710	1,286	-

図表 22 再生可能エネルギーの導入目標

2030年度46%減達成に向けて +αの再エネ導入促進により	2050年度のゼロカーボン減達成に向けて +αの再エネ導入促進により
2.0千t-CO ₂ 削減が必須	14.4千t-CO ₂ 削減が必須
↓	↓
下記の再エネ導入量に相当	下記の再エネ導入量に相当
5,293千kWh/年	38,920千kWh/年
4.0千kW(太陽光)	29.1千kW(太陽光)



**豊富な再エネ導入ポテンシャルを有する小林市では、
他地域への電力供給等により、地域経済の活性化を図ることが可能**

2) 具体的目標

◆ 再生可能エネルギー等の導入を促進する

3) 個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
再生可能エネルギー等の導入を促進する	社会情勢の変化や技術の革新に対応し、多種多様な再生可能エネルギーの導入を検討します。	生活環境課 企画政策課
	家庭・事業所における太陽光発電システムや蓄電池などの設置を推進します。	生活環境課
	市域の特性を活かし、家畜排せつ物や木質資源などのバイオマス* (p122 参照)、水資源などの地域資源の活用を推進します。	生活環境課 畜産課 農業振興課
	公共施設への太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入を推進します。	管財課 全庁

4) 令和14年度(2032年度)までの数値目標

数値指標項目	令和3年度 (2021年度) 実績値	令和14年度 (2032年度) 目標値	担当課
再エネ電力の導入量	54MW (令和2年(2020年)自治体カルテ)	60.5MW	生活環境課
小・中学校への太陽光発電設備設置数	8校	8校	学校教育課

5) 各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を検討します。

◇事業者

- ・ 景観や自然環境に配慮しつつ、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や、バイオマス資源の活用を検討します。

(3)地球環境にやさしいまちづくり

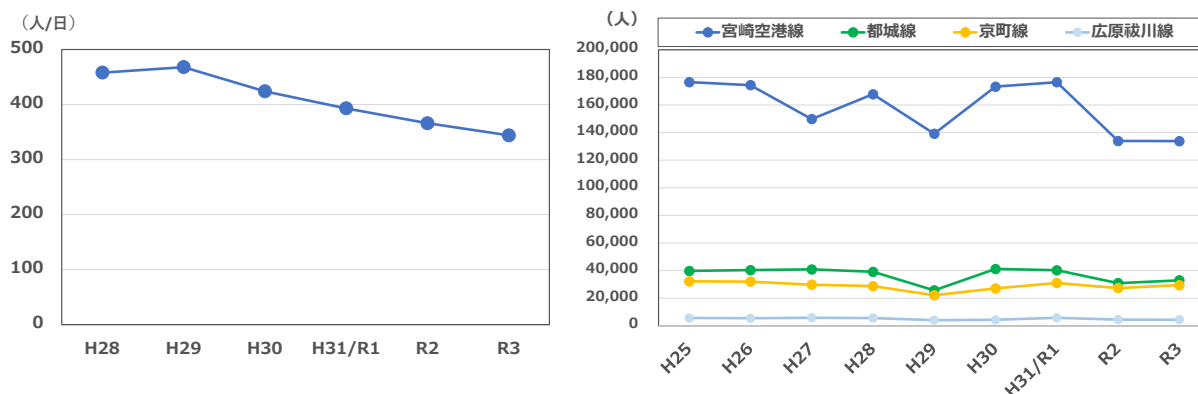
1)現状と課題

JR 小林駅の一日平均乗車人員は、年々減少傾向にあります。市内の路線バスの年間乗降客数も減少傾向にあり、特に令和2年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により大きく減少しています。また、コミュニティバスの年間乗客人員は、令和3年度（2021年度）に27,920人となっています。

自家用乗用車から鉄道・バスなどの公共交通機関への交通手段の転換を促進し、運輸部門における温室効果ガス*（p117参照）の排出削減につなげるとともに、高齢者や子ども、障がい者などの交通弱者の移動の手段を確保するために、効率的で効果的な公共交通網の整備を推進します。

加えて、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地を整備し、地球環境にやさしいまちづくりを推進します。

図表 23 JR 小林駅の一日平均乗車人員の推移（左）と宮崎交通バスの年間乗降客数の推移（右）



2)具体的目標

- ◆ 効率的で効果的な公共交通網を整備する
- ◆ 森林などによる二酸化炭素の吸収を促進する

3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
効率的で効果的な公共交通網を整備する	鉄道利用者の利便性を高めるために、駅周辺施設の維持管理を行い、利用の促進に努めます。	建設課
	JR 吉都線利用促進協議会等との連携により、吉都線の利用を促進し、鉄道路線の維持確保に努めます。	企画政策課
	鉄道とバスとの密接な連携及び利便性の高いダイヤへの改善について、関係機関と連携して取組みます。	
	コミュニティバスを維持するため、利用促進の取組みを充実します。	
	コミュニティバスと福祉バス、スクールバスとの連携により、効率的で利用しやすい公共交通網の整備に努めます。	
森林などによる二酸化炭素の吸収を促進する	公共施設の緑化を推進します。また、街路樹などの緑地保全に努めます。	建設課
	公共建築物の木造化・木質化を促進し、県産木材の活用に配慮します。	建設課 管財課
	森林の適正な保全や整備を推進し、二酸化炭素の吸収を促進します。	農業振興課

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
有償運送バス（コミュニティバス、須木区福祉バス、野尻町区福祉バス）の利用者数	27,920 人	32,800 人	企画政策課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。
- ・ 住宅周辺の緑化を進めます。
- ・ 市や民間団体が開催する植樹祭や森林保全活動に参加します。

◇事業者

- ・ 通勤時などにおいて、鉄道やバスなどの公共交通機関を積極的に利用するよう呼びかけます。
- ・ 森林の適正な保全や整備を進めます。
- ・ 敷地内の緑化を進め、市や民間団体が開催する植樹祭や森林保全活動に参加します。

◇市民団体

- ・ 鉄道やバスなどの交通手段の確保のため、改善などを関係機関に要望するとともに、積極的に公共交通機関を利用します。
- ・ 市、市民及び事業者と連携し、地球温暖化* (p121 参照) 対策活動を推進します。

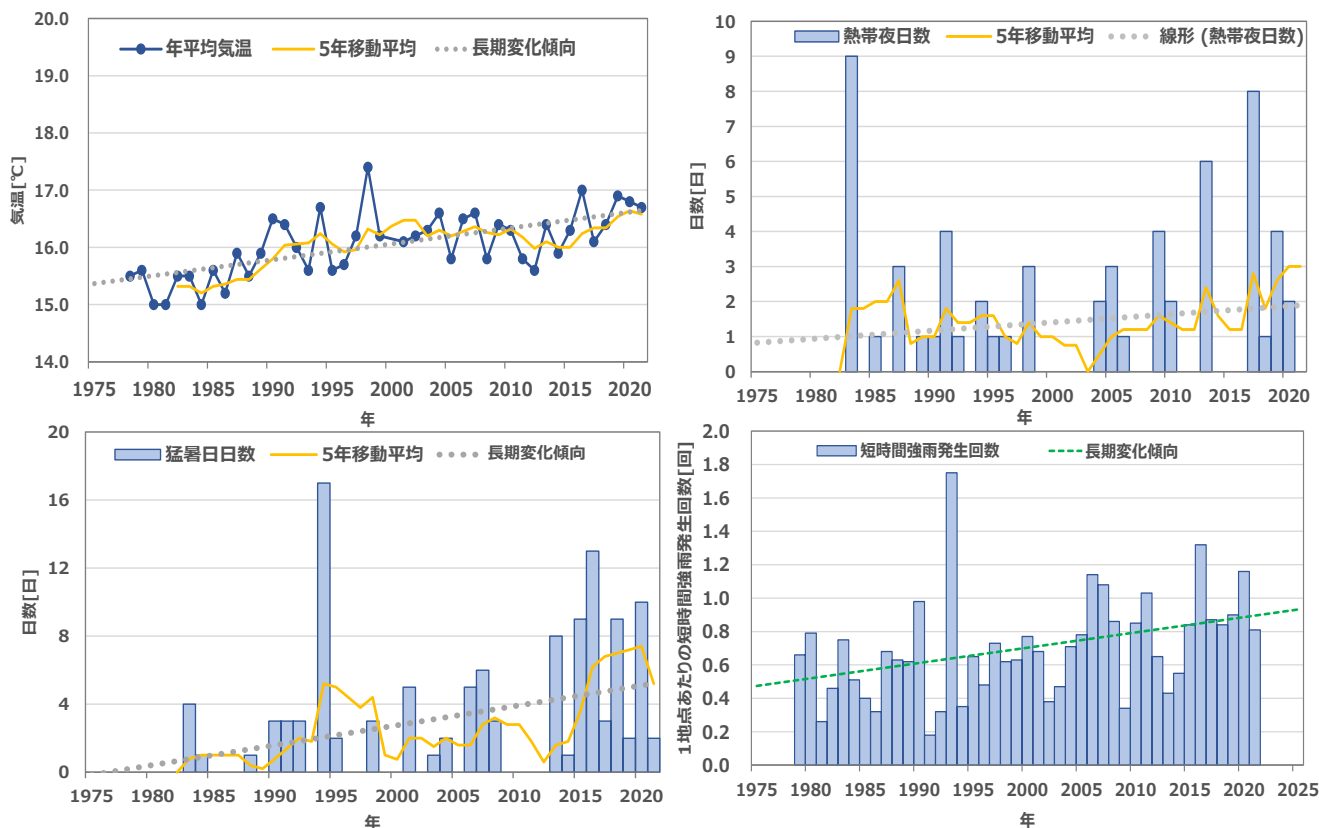


(4)気候変動への適応

1)現状と課題

アメダス観測点「小林」の観測データによると、長期変化傾向として、年平均気温は10年あたり約0.3℃上昇、熱帯夜日数は10年あたり約0.2日増加、猛暑日日数は10年あたり約1.2日増加しており、気候変動の影響がみられます。また、本市が含まれる九州南部・奄美地方の短時間強雨（1時間降水量50mm以上）の発生回数も、40年間で約1.6倍に増加しています。

図表 24 気候変動の状況（年平均気温、熱帯夜日数、猛暑日日数、短時間強雨発生回数の推移）



出典：気象庁ホームページ掲載データを基に作成

年平均気温、熱帯夜日数、猛暑日日数；アメダス観測点「小林」の観測データ

短時間強雨発生回数；九州南部・奄美地方の1時間降水量50mm以上の年間発生回数のデータ

宮崎地方气象台・福岡管区气象台の将来予測によると、温室効果ガス* (p117参照) 排出削減を最大限実施して、パリ協定* (p122参照) で示された「世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つ」という目標（2℃目標）を達成した場合でも、気候変動による影響を完全に避けることはできず、更なる気温の上昇や熱帯夜日数、猛暑日日数、短時間強雨発生回数の増加が見込まれています。

図表 25 宮崎県の気候変動による影響の将来予測

項目	2℃上昇シナリオ※1	4℃上昇シナリオ※2
気温の上昇	1.3℃上昇	4.0℃上昇
熱帯夜日数	約16日増加	約64日増加
猛暑日日数	約3日増加	約28日増加
短時間強雨発生回数	約1.5倍	約2.0倍
台風の強度	-	日本の南海上で猛烈な台風の存在頻度が増加

※1：パリ協定の2℃目標が達成され、21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約2℃上昇に抑えられた場合

※2：追加的な緩和策が取られず、21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約4℃上昇した場合

※3：20世紀末（1980～1999年）と21世紀末（2076～2095年）の比較

出典：「宮崎県の気候変動」（令和4年（2022年）3月 宮崎地方気象台・福岡管区気象台）

このため、地球温暖化*（p121参照）の原因となる温室効果ガス*（p117参照）の排出を削減し、気候変動を極力抑制する緩和策を推進するとともに、緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策*（p118参照）についても、併せて推進します。

図表 26 緩和策と適応策

緩和とは？
原因を少なく

2つの気候変動対策

適応とは？
影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：「気候変動適応情報プラットフォーム」

2) 具体的目標

- ◆ 気候変動影響と適応策* (p118 参照) への理解を促進する
- ◆ 農林水産分野
- ◆ 水環境・水資源分野
- ◆ 自然生態系分野
- ◆ 自然災害分野
- ◆ 健康分野



3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
気候変動影響と適応策への理解を促進する	宮崎県気候変動適応センターにおいて収集された地域の気候変動影響や適応策* (p118参照) に関する情報を活用し、「広報こばやし」や回覧板、ホームページなどで市民への周知を図ります。	生活環境課
	自然観察イベントなどを通じ、気候変動による気象の変化や生態系への影響について理解を深める活動を推進します。	
農林水産分野	温暖化に対応した新品種の紹介や、気候変動に対応した農作物栽培管理技術などの情報を発信します。	農業振興課
	気候変動による害虫被害リスクや、適切な駆除時期・技術情報を提供します。	
	暑熱ストレスを軽減する畜舎環境及び飼養管理技術の情報提供を行います。	畜産課
水環境・水資源分野	公共用水域における水質検査を行うなど、監視を行います。	生活環境課
	水資源の大切さについて啓発を行い、市民の水質保全活動や節水の取組を推進します。	
自然生態系分野	貴重動植物の保護策を推進します。また、貴重動植物の生息地となる森林や湿地などの保全に努めます。	生活環境課 社会教育課
	外来生物に関する情報を収集し、防除対策などの周知を行います。	生活環境課
自然災害分野	ハード面、ソフト面共に、自然災害に強いまちづくりを進めます。	危機管理課 建設課
	地域住民の防災意識を高めるとともに、地域防災の担い手を育成し、自助・公助・共助による防災・減災対策を推進します。	危機管理課
	防災マップ（ハザードマップ）の市ホームページでの公開や市民への配布により、危険箇所、水防警報の伝達方法、指定避難所などの周知を徹底します。	
健康分野	熱中症の予防策、対処法などの情報発信や普及啓発を推進するとともに、エアコンの適正利用や緑のカーテンの実施など、温暖化に適応したライフスタイルを推進します。	生活環境課 健康推進課

4)令和14年度(2032年度)までの数値目標

設定なし

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 気候変動の影響や適応の重要性に対する関心をもち、積極的に理解します。
- ・ 河川源流域の森林保全に協力します。
- ・ 動植物の生育環境の保全活動に参加します。
- ・ ハザードマップを理解し、災害時の避難場所や避難経路を確認するなどして災害に備えます。
- ・ 地域で実施される防災訓練に積極的に参加します。
- ・ 小まめな水分補給やエアコンの適切な使用などにより熱中症を予防します。

◇事業者

- ・ 気候変動の影響による事業リスクについて情報を収集し、適切な対策を講じるよう努めます。
- ・ 高温耐性品種* (p119 参照) の栽培への移行や、害虫に対する適切な駆除を実施します。
- ・ 地下水などの適正な使用に努めます。
- ・ 適切な排水管理を行い、法令で規制された排出基準を遵守します。
- ・ 河川源流域の森林保全に協力します。
- ・ 災害リスクに備え BCP(事業継続計画) * (p116 参照) の策定や、防災訓練を実施します。
- ・ 小まめな水分摂取や休憩を促すなど、従業員の熱中症対策を徹底します。
- ・ エアコンの適切な使用や断熱性の高い建物による暑熱ストレスの軽減を図ります。

◇市民団体

- ・ 気候変動による影響や適応に関する情報提供や理解促進のための啓発を行います。
- ・ 動植物や生態系に関する調査、自然環境保全活動事業などに参加、協力するとともに、データの共有化を図ります。
- ・ 市民への防災意識の向上やハザードマップの活用の推進を支援します。
- ・ 暑熱ストレスを軽減する知識や対策を市民に提供します。

2 地域の資源が循環し、ごみの少ないまち

(1)ごみの4Rの推進

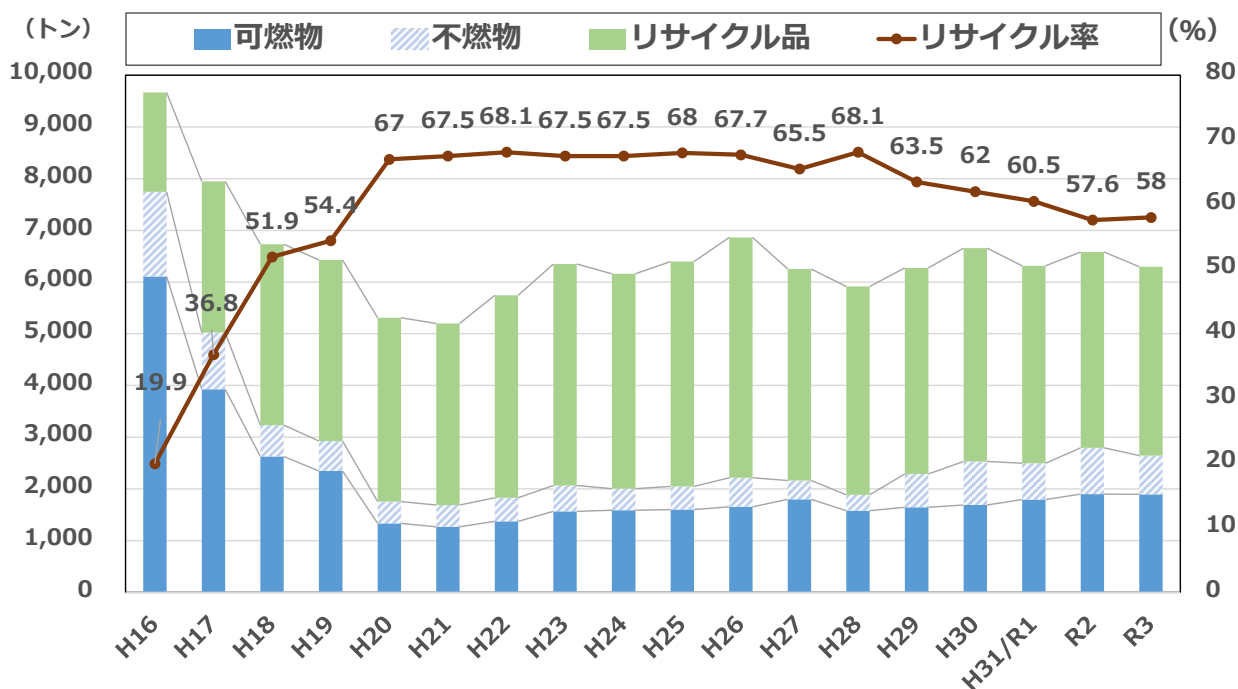
1)現状と課題

本市における令和3年度(2021年度)の家庭ごみの排出量は、可燃物 1,893t、不燃物 754t、リサイクル品 3,652t の合計 6,299t となっています。また、本市のリサイクル率は平成20年度(2008年)以降ほぼ横ばいで推移していましたが、平成28年度(2016年度)以降は減少傾向にあります。

ごみ問題への対応として、生産から廃棄までの各段階において、「発生抑制 (Reduce)」、「再使用 (Reuse)」、「再生利用 (Recycle)」という従来の“3R”の取組に、ごみの原因となるものをもらわない「拒絶 (Refuse または Reject)」を加えた“4R”を推進し、資源循環型社会へと転換していくことが求められています。

そこで、さらなるごみの減量化を推進し、リサイクル率を維持していくとともに、市民や事業者への意識啓発を継続的に行っていきます。また、近年問題となっている食品ロス^(p120参照)やプラスチックごみの問題にも積極的に取組んでいきます。

図表 27 ごみ(家庭系一般廃棄物^(p117参照))の処理量とリサイクル率の推移



出典：生活環境課データ

2) 具体的目標

- ◆ **ごみの減量化を推進する**
- ◆ **高いリサイクル率を維持する**
- ◆ **食品ロス* (p120 参照) を削減する**
- ◆ **プラスチック資源循環に向けた取組を推進する**

3) 個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
ごみの減量化を推進する	ごみの減量化や分別収集の徹底を図るため、市民や事業者に対して継続的に啓発を行います。	生活環境課
	マイバッグの利用促進や、過剰包装や使い捨て容器の使用自粛を呼びかけるなど、ごみの発生抑制について啓発を行います。	
	家庭から出る生ごみについて、「電動生ごみ処理機」の購入に対する補助を行い、生ごみの発生抑制を図ります。	
	高齢者世帯などのごみの処理が困難な市民に対し、ふれあい収集制度などによる収集運搬の充実に努めます。	
高いリサイクル率を維持する	再利用できる製品やリサイクル製品の普及を推進します。	生活環境課
	リサイクル品分別指導員活動の充実に図り、定期的に研修を行うことにより、ごみ減量化やリサイクルについての適切な指導・助言を推進します。	
	取り草や落ち葉、生ごみなどの堆肥化を推進します。	
	ごみの減量化や分別収集の徹底を図るため、市民や事業者に対して継続的に啓発を行います。(再掲)	
	庁内でのグリーン購入* (p118 参照) を推進します。	全庁
	再生品(リサイクル製品)などの環境にやさしい製品を、率先して利用します。	
食品ロスを削減する	県との情報共有を図り、発生要因や発生しやすい食品などの情報や家庭でできる食品ロス削減対策を広報誌などにより発信します。	生活環境課
	食品関連事業者自らが、サプライチェーン* (p119 参照) 全体での食品ロス発生の状況と削減の必要性について理解を深められるよう、啓発を行います。	生活環境課
	県の「みやざき食べきり宣言プロジェクト」や、「残さず食べよう! 30・10 運動」を推進します。	生活環境課 商工観光課

	環境に配慮した食生活の実践や、食べものを残さず食べ切ること、食料生産者への感謝の気持ちを育めるよう、食育の取組を学校や地域と連携しながら進めます。	スポーツ振興課 社会教育課 農業振興課
	災害等が発生した際に備える備蓄食品については、期限が切れると廃棄されることから、ローリングストック法* (p123 参照) による期限前の有効活用や、フードバンク* (p122 参照) 活動団体とのマッチングを行うことにより、廃棄を未然に防止するよう促します。	危機管理課
プラスチック資源循環に向けた取組を推進する	市民や事業者に対してプラスチックごみの発生抑制に関する普及啓発などに取組みます。	生活環境課
	マイバッグの利用促進や、過剰包装や使い捨て容器の使用自粛を呼びかけるなど、ごみの発生抑制について指導します。(再掲)	
	市民や事業者に対して家庭や事業所から排出されるプラスチック製容器包装・製品の分別回収やリサイクル方法などに関する必要な情報提供を行います。	
	農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルを推進します。	農業振興課 畜産課

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
市民 1 人 1 日あたりの一般廃棄物* (p117 参照) 排出量	394g 人/日	285g 人/日 (令和 16 年度) (2034 年度)	生活環境課
一般廃棄物資源化率	58.00%	69.40%	
農業用廃プラスチック回収量	192t	200t	農業振興課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ ごみの減量化や分別を徹底します。
- ・ 買い物時にはマイバッグを持参するなど、レジ袋をもらわないようにします。
- ・ 再利用可能な製品やリサイクル製品の購入や利用に努めます。
- ・ 店頭回収などの地域の資源回収に協力します。
- ・ 家庭内での食育を実施し食への感謝の気持ちを育みます。
- ・ 定期的に冷蔵庫を管理し、食べ忘れなどを防止します。
- ・ 1回の食事で食べ切れる適切な量を作るなど、食べ残しを減らすよう努めます。
- ・ いただき物など、家庭で食べ切れない場合は、フードバンク* (p122 参照) 活動団体などに提供します。
- ・ プラスチックごみの減量化や分別を徹底します。

◇事業者

- ・ 廃棄物・リサイクル関連法に従って資源の再生利用を積極的に進めます。
- ・ 産業廃棄物* (p119 参照) の発生抑制に努めます。
- ・ 適正な包装や簡易包装への転換を積極的に図り、ごみの減量化に努めます。
- ・ 再利用できる製品やリサイクル製品の開発、普及を進めます。
- ・ 再利用できる製品やリサイクル製品の購入や利用に努めます。
- ・ 事業所内でのごみの発生抑制と分別を進めるため、従業員への指導や啓発を行います。
- ・ 食品ロス* (p120 参照) 削減推進法の内容や目標値について理解を深め、事業から発生する食品ロス量の実態把握や、削減対策の検討、従業員への啓発を行います。
- ・ サプライチェーン* (p119 参照) 全体での食品ロス発生要因や課題を関連事業者と検討し、商習慣の見直しなどを図ります。
- ・ 期限の近い備蓄食品は、自社内で積極的に消費、もしくはフードバンク活動団体などに提供して有効活用を図ります。

◇市民団体

- ・ リサイクル運動やフリーマーケットを積極的に展開し、省資源化やリサイクルの推進に寄与します。
- ・ 市民の食品ロス削減意識の浸透を目指し、啓発活動を行います。
- ・ フードバンク活動団体は、事業者や市民からの食品ロスを受入れ有効活用を図ります。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

1) 現状と課題

本市の家庭系ごみの約6割はリサイクル品として分別され、再商品化や再資源化されていますが、残りの約4割は焼却処分や埋立処分されており、最終処分場の延命化を図るために、今後も分別収集を継続していきます。一方で、事業者に対しては、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正処理するように理解と協力を求めます。

また、不法投棄は景観を損ねるだけでなく、リサイクルされるべき資源がリサイクルされないことや、土壌・河川・地下水などの汚染につながるおそれもあることから、関係機関との連携などにより監視体制を強化し、不法投棄ゼロを目指します。

2) 具体的目標

- ◆ ごみ処理・処分場の維持管理と適正化を推進する
- ◆ 不法投棄ゼロを目指す

3) 個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
ごみ処理・処分場の維持管理と適正化を推進する	民間処理施設などによるごみの適正処理を行います。	生活環境課
	最終処分場の延命化を図るため分別収集を継続し、事業者に対しては自らの責任で適正処理をするように理解と協力を求めます。	
	家庭や事業所における野焼き（屋外焼却）の禁止を指導します。	
不法投棄ゼロを目指す	不法投棄を防止するため、土地の管理者に対して適正管理の啓発を行います。また、関係機関などと連携し、監視制度の充実を図ります。	生活環境課
	関係機関と協力して不法投棄に対するパトロールなどを強化し、違反者に対しては厳正な処置を行います。	
	不法投棄防止看板や監視カメラなどの活用により、不法投棄の抑止に努めます。	

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

設定なし

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 家庭におけるごみなどの野焼きはしません。
- ・ 不法投棄をしません。

◇事業者

- ・ 事業所などにおけるごみなどの野焼きはしません。
- ・ 不法投棄をしません。

◇市民団体

- ・ 不法投棄防止のための監視活動などを、市、市民及び事業者と連携して実施します。



(3) バイオマス^{*(p122 参照)}資源利活用

1) 現状と課題

畜産業が盛んな本市では、多量の家畜排せつ物が発生します。家畜排せつ物は、そのまま放置すると河川や地下水汚染の原因となるおそれがありますが、適切な処理を行うことで、堆肥・液肥などとして有効活用できます。また、本市の豊かな森林から得られる木質資源も、ストーブやボイラーの燃料として有効活用できます。

本市では、平成27年度(2015年度)に「小林市バイオマス産業都市構想」を策定し、県内で初めて、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域である「バイオマス産業都市」に選定されています。

バイオマス利用目標の達成に向けて、耕種農家と畜産農家の連携による循環型農業の確立など、本市の特性に合ったバイオマス資源の利活用を推進していきます。

図表 28 令和5年度(2023年度)のバイオマス利用量(率)の達成目標

バイオマスの種類	賦存量 (t/年)		変換・処理方法	仕向量 (t/年)		利用・販売	利用率 (%)
	湿潤量	炭素換算量		湿潤量	炭素換算量		
(廃棄物系バイオマス)	520,650	27,909		506,466	26,950		96.6
生ごみ 計	3,177	140		3,177	140		100.0
家庭系	1,839	81	堆肥化・メタン発酵	1,839	81	農地・販売	100.0
事業系	1,338	59	堆肥化・メタン発酵	1,338	59	農地・販売・場内利用	100.0
家畜排せつ物 計	508,972	25,324		495,686	24,817		98.0
牛ふん尿	318,637	14,275	堆肥化・メタン発酵・ガス化・発電等	318,637	14,275	農地・販売・燃料・場内利用・発電	100.0
豚ふん尿	132,859	5,066	堆肥化・メタン発酵・ガス化・発電・炭化等	119,573	4,559	農地・販売・燃料・場内利用・発電	90.0
鶏ふん	57,476	5,983	堆肥化・燃焼・発電	57,476	5,983	農地・販売	100.0
製材残材	4,440	989	チップ化・ペレット化・おが粉	4,409	982	燃料・販売	99.3
建築残材	1,979	871	チップ化・ペレット化・おが粉	1,484	653	燃料・販売	75.0
廃食用油	6	4	BDF化	5	3	燃料	75.0
食品加工残さ	742	453	堆肥化・飼料化	371	227	農地・販売	50.1
汚泥	1,334	128	肥料化	1,334	128	農地・販売	100.0
(未利用バイオマス)	26,874	6,698		17,761	4,928		73.6
稲わら	9,045	2,590	飼料	9,045	2,590	交換・販売	100.0
もみがら	2,150	616	燃料・炭化	1,591	456	燃料・販売	74.0
木置系 計	15,679	3,492		7,125	1,882		53.9
林地残材	9,302	2,072	チップ化・ペレット化・おが粉	5,581	1,243	燃料・販売	60.0
樹皮、枝条、スリッパ屑等	6,377	1,420	燃料・ペレット化	1,544	639	燃料・販売	45.0
合 計	547,524	34,607		524,227	31,878		92.1

出典：「小林市バイオマス産業都市構想」

2) 具体的目標

- ◆ 家畜排せつ物を有効活用する
- ◆ 木質資源の有効活用を促進する

3) 個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
家畜排せつ物を有効活用する	家畜排せつ物の「野積み」や「素掘り」による環境汚染の防止を図るとともに、利活用の促進による資源の循環を目指します。	畜産課
	家畜排せつ物処理施設の整備を推進します。	
	堆肥の成分分析に基づき、適切な指導及び使用を推進します。	
	家畜排せつ物の処理利用技術指導者の養成及び生産者などによる技術習得、啓発のための研修会などを開催し、利活用への意識向上を図ります。	
	家畜排せつ物の堆肥・液肥用途外としての利用の促進を図ります。	
	環境保全型畜産業の確立及び推進のため、補助事業や制度資金などの促進を図ります。	
	小林市バイオマスセンターなどの活用により、良質堆きゅう肥の生産を促進し、耕種農家と畜産農家の連携による循環型農業の確立を図ります。	農業振興課 畜産課
木質資源の有効活用を促進する	木質ペレット、薪、おが粉や木材チップの利用の拡大を図るために、市民、事業者への普及啓発を行います。	生活環境課

4) 令和14年度(2032年度)までの数値目標

数値指標項目	令和3年度 (2021年度) 実績値	令和14年度 (2032年度) 目標値	担当課
庁内の畜産環境アドバイザー数	5人	5人	畜産課
家畜排せつ物(バイオマス* ^(p122参照))利活用率	廃棄系：93.7% 未利用系：67.1%	検討中 [※]	

※「家畜排せつ物(バイオマス)利活用率」の目標値は、小林市バイオマス産業都市構想見直し時に設定予定

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 地域の木質資源を有効に活用するため、ペレット・薪ストーブなどの購入を検討します。

◇事業者

- ・ 家畜排せつ物処理施設の高度化及び計画的な整備を行います。
- ・ 小林市バイオマスセンターなどを積極的に利用します。
- ・ 家畜排せつ物の処理利用技術習得、意識啓発のための研修会などに参加します。
- ・ 堆肥の成分分析に基づき、適切な使用を心がけます。
- ・ 事業所や工場などのボイラー用燃料として、木質バイオマスの活用を検討します。

◇市民団体

- ・ 家畜排せつ物の処理利用技術指導者の養成及び生産者などによる技術習得、意識啓発のための研修会などの開催に協力します。
- ・ 地域内のバイオマス* (p122参照) 資源に関する情報発信や、有効な活用法を提案することにより、市民・事業者へのバイオマス利活用促進を図ります。

(4)環境保全型農業

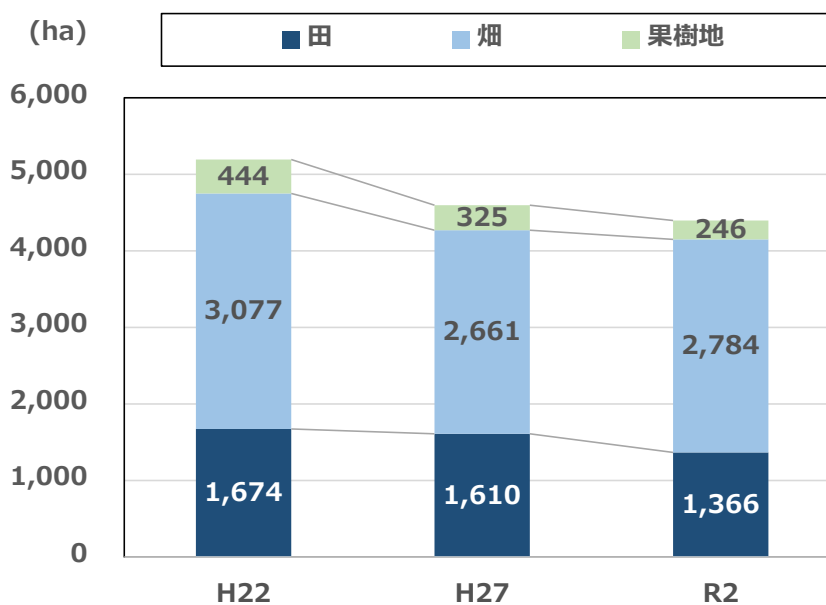
1)現状と課題

本市の農地面積（経営耕地面積）は、令和2年度（2020年度）には4,396haであり、区分別では、畑が約6割、田が約3割、果樹園が約1割を占めています。このうち、田と果樹園は減少傾向にあります。

農地は、農産物を生産するだけでなく、水源のかん養*（p120参照）や生物の生息場所などの様々な公益的な機能を有しています。こうした農地の機能を維持するために、農薬や化学肥料を適正に使用すると同時に持続可能な農業を推進する必要があります。

そこで、家庭からの生ごみを堆肥として農地に還元し、農地で生産された農産物をさらに消費者に還元する循環システムの構築や、農産物の地産地消の推進などにより、環境に配慮した地域循環型の農業を目指すとともに、持続可能な農業基盤づくりを推進して、農業の振興を目指します。

図表 29 経営耕地面積の推移



出典：「小林市統計書」

2)具体的目標

- ◆ 環境に配慮した地域循環型農業を実施する
- ◆ 持続可能な農業基盤づくりを推進する

3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
環境に配慮した地域循環型農業を実施する	減農薬、減化学肥料による栽培を進め、農業生産工程管理（GAP）*（p122参照）の積極的な取組みを進めます。	農業振興課
	農産物の生産者と消費者の情報交換を進めるとともに、地産地消を推進します。また、契約栽培などの新たな農産物の流通システムを推進します。	
	小林市バイオマスセンターなどの活用により、良質堆きゅう肥の生産を促進し、耕種農家と畜産農家の連携による循環型農業の確立を図ります。（再掲）	農業振興課 畜産課
	農業用廃プラスチックの適正処理やリサイクルを推進します。（再掲）	
	家庭からの生ごみを堆肥化し農地に還元することで、循環型農業の確立を図ります。	生活環境課
持続可能な農業基盤づくりを推進する	土壌診断に基づく適正な施肥などを推進するとともに、土壌・地下水の汚染防止に努めます。	農業振興課 畜産課
	環境情報協議会を開催するなど、農地周辺の生態系に配慮した農業基盤づくりを推進します。	
	新規就農者の育成など、農業後継者の育成を支援します。	

4)令和14年度(2032年度)までの数値目標

数値指標項目	令和3年度 (2021年度) 実績値	令和14年度 (2032年度) 目標値	担当課
農業廃プラスチック回収量 (再掲)	192 t	200 t	農業振興課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 地元産の農産物を優先して選びます。
- ・ 家庭菜園では、農薬を過剰に使用せず、適正な施肥を心がけます。

◇事業者

- ・ 農薬や化学肥料の適正使用や農法の改善により、環境にやさしい農業を行います。
- ・ 地域循環型農業の確立に参加、協力します。
- ・ 農産物の生産者と消費者の情報交換を進めるとともに、地産地消の推進に協力します。また、契約栽培などの新たな農産物の流通システムについても推進に協力します。
- ・ 農業用廃プラスチックなどの農業廃棄物の適正処理やリサイクルに取り組めます。
- ・ 農地周辺の生態系に配慮した農業基盤づくりに協力します。
- ・ 新規就農者の育成など、農業後継者の育成支援に参加、協力します。

◇市民団体

- ・ 農薬や化学肥料の適正使用や農法の改善により、環境への負荷を低減できるように積極的に働きかけます。
- ・ 減農薬、減化学肥料による栽培を進め、農業生産工程管理（GAP）*（p122参照）の積極的な取組みを進めます。



3 豊かな自然の恵みと共生できるまち

(1)豊かな湧水の保全

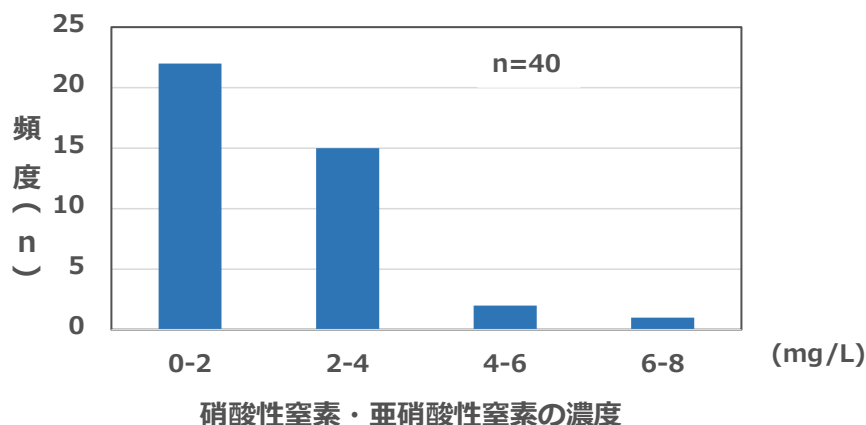
1)現状と課題

湧水の元となる地下水は、雨水が長い年月をかけて地下に浸透することにより浄化・保水されたものですが、森林の荒廃による機能低下や、遊休農地の増加、都市化などの影響によって、雨水の地下浸透が妨げられ、健全な水環境を損なうおそれがあります。

平成24年度(2012年度)から令和3年度(2021年度)までに市内40箇所の地下水質の測定調査を行った結果、家畜排せつ物や生活排水*^(p120参照)、施肥などの影響を受ける硝酸性窒素*^(p120参照)・亜硝酸性窒素の濃度(環境基準10mg/L以下)も含めて、いずれも環境基準に適合しており、現状では地下水汚染は進行していないといえます。

本市では、平成23年(2011年)7月に『小林市水資源保全条例』を制定しており、今後も、森林整備などによる水源のかん養*^(p120参照)や地下水汚染の防止など、湧水と地下水を適切に保全・管理するとともに、市民や事業者に対して意識啓発を行っていきます。

図表30 地下水質測定調査での硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の濃度の頻度分布
(平成24年度(2012年度)～令和3年度(2021年度))



出典：「宮崎県環境白書」

2)具体的目標

- ◆ 豊かな湧水を保全する

3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
豊かな湧水を保全する	小林市水資源保全条例に基づき、湧水や地下水を適切に保全・管理します。	生活環境課
	市民や事業者に対して、湧水の保全方法について啓発を行います。	
	湧水や地下水の水質調査を定期的に行います。また、汚染の危険性が判明した場合は、汚染原因の解明や適切な保全対策を講じます。	
	植樹祭などの実施による水源かん養* (p120 参照) 活動を推進します。	農業振興課
	家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物が適正に処理されるよう、規制や指導を行います。	畜産課

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
地下水の環境基準適合状況	100%	100%	生活環境課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 河川源流域の森林保全に協力します。
- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。

◇事業者

- ・ 地下水の適正な使用に努めます。
- ・ 適切な排水管理を行い、法令で規制された排出基準を遵守します。
- ・ 河川源流域の森林保全に協力します。
- ・ 産業廃棄物* (p119 参照) などの不法投棄をしません。

◇市民団体

- ・ 湧水の調査や保全活動、河川源流域の森林保全活動を実施します。

(2)すぐれた自然、身近な自然の保全

1)現状と課題

本市はすぐれた自然を多く有しており、霧島連山や九州山地には原生的な自然も残されています。これらの地域には貴重な動植物も数多く生息・生育しており、豊かな生態系を形成しています。しかし、中には宮崎県のレッドデータブック*(p123参照)に絶滅のおそれがあるとして掲載されている野生生物も少なからず含まれており(第2章 p.9-10 参照)、生物多様性*(p121参照)を確保するためにも、宮崎県レッドデータブックなどを活用し、生息・生育環境の把握や適切な保護対策を進める必要があります。

また、市内の外来生物に関する調査を継続し、生態系をかく乱するおそれのある外来種*(p117参照)については、駆除などの対策を講じます。また、とくに影響が大きいとされる特定外来生物*(p121参照)や生態系被害防止外来種*(p120参照)については、引き続き市民に適切な情報を発信します。

2)具体的目標

- ◆ **すぐれた自然を適正に保全する**
- ◆ **身近な自然を保全する**
- ◆ **外来生物対策を推進する**
- ◆ **自然環境に配慮した開発整備を推進する**



3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
すぐれた自然を適正に保全する	必要に応じて動植物の調査を実施します。	生活環境課
	宮崎県野生動植物の保護に関する条例に基づき、不法な植物採取や動物の捕獲の抑止に努めます。	
	市天然記念物などの保護や指定を促進します。	社会教育課
	貴重動植物の保護策を推進します。また、貴重動植物の生息地となる森林や湿地などの保全に努めます。(再掲)	生活環境課 社会教育課
身近な自然を保全する	観光資源でもある自然環境を、今後とも後世に残すため維持、保全に努めます。	生活環境課 商工観光課
	身近な空間における生物多様性* (p121 参照) を確保し、在来の動植物の生育・生息環境を保全します。	生活環境課 社会教育課
外来生物対策を推進する	外来生物に関する情報を収集し、防除対策などの周知を行います。(再掲)	生活環境課
	市民によって特定外来生物* (p121 参照) が飼養・遺棄・放流されないように啓発します。	
	生態系被害防止外来種* (p120 参照) についても情報を発信し、安易に遺棄や放流を行わないように啓発します。	
	生態系をかく乱するおそれのある外来種* (p117 参照) について、駆除などの対策を推進します。	農業振興課
自然環境に配慮した開発整備を推進する	国土利用計画法をはじめとする法律や法令などの運用に際しては、自然環境に配慮して、土地利用を規制する区域設定などを行い、無秩序な開発行為などへの規制措置を講じます。	建設課 農業振興課 上下水道課
	生き物に配慮した集落排水路、集落農道、緑地、水辺空間などの農村生活環境を整備します。	建設課
	農業用水の汚濁への対策として、農業被害の軽減、生活環境の改善、河川の浄化などを図るため、農業集落排水施設への加入促進及び合併処理浄化槽* (p117 参照) への転換に向けた取組みを推進します。	生活環境課 上下水道課

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
宮崎県レッドデータブック*(p123 参照)、 環境省レッドリストなどに該当する動 植物の種数	動物 107 種 植物 171 種 (令和 2 年度) (2020 年度)	現状維持	生活環境課
農業集落排水事業加入率	86.5%	91.4%	上下水道課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 動植物の生育環境の保全活動に参加します。
- ・ むやみに植物採取や動物の捕獲をしないよう心がけます。
- ・ 自然環境を生かした観光資源の保全活動などに参加、協力します。
- ・ 外来生物の飼養や遺棄はしません。特に、特定外来生物*(p121 参照)や生態系被害防止外来種*(p120 参照)について、市からの情報などに注意します。

◇事業者

- ・ 自然環境を生かした観光資源の保全活動などに参加、協力します。
- ・ 事業活動において生き物に配慮した整備を取り入れます。

◇市民団体

- ・ 動植物や生態系に関する調査、自然環境保全活動事業などに参加、協力するとともに、データの共有化を図ります。
- ・ 貴重動植物などの保護や保全の重要性などについて、市民への啓発活動を行います。
- ・ 特定外来生物、生態系被害防止外来種、その他生態系をかく乱するおそれのある外来種*(p117 参照)について、情報提供や市民への意識啓発を行います。また、市が実施する駆除などの対策に協力します。

(3)人と自然とのふれあいの場の確保

1)現状と課題

本市は市街地周辺でも豊かな湧水がみられるのをはじめ、溪流や河川、里山* (p119参照)、社寺林などの身近な自然が多く存在しています。こうした“身近な自然”は様々な生物の生息・生育の場としてだけでなく、人と自然とのふれあいの場や観光レクリエーションの場としても、重要な役割を果たしています。

自然とのふれあい活動は、私たちの自然への理解を深めるとともに、自然を慈しむ心が養われることで環境保全への意識の高揚にもつながります。今後も、生態系への影響などに十分に配慮しながら、自然とふれあう空間を整備するとともに、自然観察会やエコツアーリズム* (p117参照) などの自然とのふれあい活動を推進する必要があります。

2)具体的目標

- ◆ 自然とふれあう空間を整備する
- ◆ 自然とのふれあい活動を推進する

3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
自然とふれあう空間を整備する	自然・文化・歴史とのふれあい空間として、「出の山公園」「三之宮峡」「陰陽石」の各ゾーンについて、遊歩道の整備や解説板の設置など、施設や設備の充実化を図ります。	商工観光課
	河川改修においては、自然にやさしい工法や材料を選択し、生き物に配慮した整備を推進します。また、河川・用水路などの自然護岸の復元に努めるなど、多自然川づくり* (p121参照) を推進します。	建設課
	親水公園及び親水施設* (p120参照) の維持管理を行い、水辺とのふれあい空間を確保します。	
自然とのふれあい活動を推進する	農業体験などのグリーンツーリズム* (p119参照) や、豊かな自然を生かしたエコツアーリズムなどの体験型・長期滞在型観光を積極的に推進します。	商工観光課
	自然観察会や勉強会の開催を支援します。	商工観光課 生活環境課

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和元年度 (2019 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
体験型観光の入込客数	414 人	1,100 人 (令和 7 年度) (2025 年度)	商工観光課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 自然、文化、歴史とのふれあい空間の整備や維持管理活動に参加、協力します。
- ・ 所有する里山* (p119 参照) の適正な維持管理に努めます。
- ・ 農業体験などのグリーンツーリズム* (p119 参照) や、自然を生かしたエコツーリズム* (p117 参照) などへ参加、協力します。
- ・ 自然観察会や勉強会に参加、協力します。

◇事業者

- ・ 自然、文化、歴史とのふれあい空間の整備や維持管理活動に参加、協力や支援をします。
- ・ 里山の適正な維持管理に協力します。
- ・ 農業体験などのグリーンツーリズムや、自然を生かしたエコツーリズムなどへ参加、協力します。
- ・ 自然観察会や勉強会に参加、協力や支援をします。

◇市民団体

- ・ 自然、文化、歴史とのふれあい空間の整備や維持管理活動に積極的に協力します。
- ・ 里山の適正な維持管理に参加、協力するとともに、里山の重要性について市民への意識啓発を行います。
- ・ 農業体験などのグリーンツーリズムや、自然を生かしたエコツーリズムなどへ参加、協力します。
- ・ 自然観察会や勉強会を企画、運営します。

(4) 植林地の適正管理と照葉樹林の育成

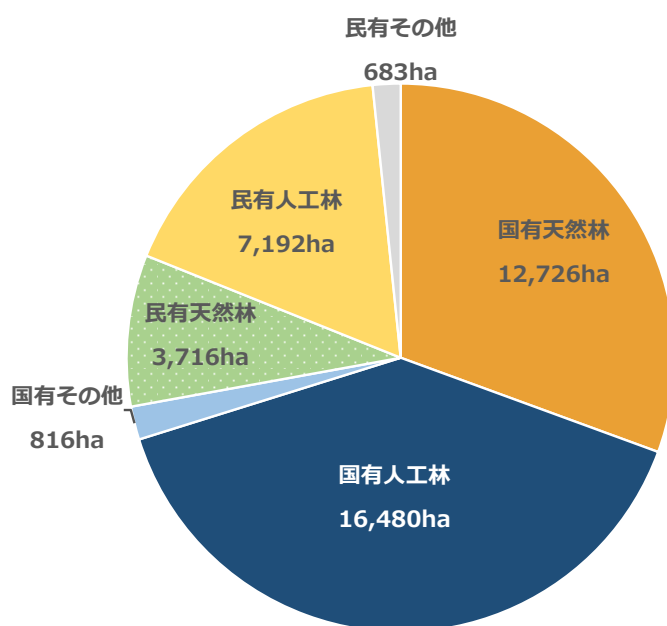
1) 現状と課題

本市の7割以上を占める森林は、水源のかん養* (p120参照) や二酸化炭素の固定、防災などの公益的機能、木材生産の場、そしてレクリエーションの場としてなど、私たちの生活に欠かせない様々な役割を有する貴重な資源です。しかし、全国的な林業の後継者不足や過疎化の影響などにより、適切な管理がなされていない森林が増加しており、森林が本来有する機能を十分に発揮しづらい状況となっています。

そこで、関係機関と連携を図りながら、計画的な森林の整備と保全を行うとともに、森林の有する多面的機能を総合かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する必要があります。

また、防災のための治水や治山対策についても、関係機関に働きかけながら推進する必要があります。

図表 31 林野面積の状況



出典：「第137回宮崎県統計年鑑」(令和3年3月刊行)

2) 具体的目標

- ◆ 計画的な森林の整備と保全を行う
- ◆ 水源林整備を促進する
- ◆ 防災のための治水・治山対策を推進する

3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
計画的な森林の整備と保全を行う	森林整備事業などの計画的な事業を、関係機関と連携を図りながら推進します。また、森林施業の集約化によるコスト削減と効率化を目指した整備を実施します。	農業振興課
	除間伐の推進により優良形質材の生産を図るとともに、間伐材を木質バイオマス資源として有効活用します。	
	森林地域の各種開発に対して、都市計画法・森林法の個別法並びに開発行為による災害防止要綱などにより、規制や指導・助言、事業者との協定の締結などを行い、森林破壊及び災害の未然防止に努めます。	農業振興課 建設課
水源林整備を促進する	間伐や択伐を適正に実施し、森林の公益的機能が十分に発揮されるように努めます。	農業振興課
防災のための治水・治山対策を推進する	国土の保全や災害防止などを含めた森林保護を行うため、復旧治山・予防治山などを計画的に推進します。また、中小河川なども点検し、国や県に治山・治水対策を計画的に行うよう要請します。	建設課
	生活環境の保全のため、崩壊地の復旧や集落周辺の災害危険地などの防止対策を総合的かつ計画的に推進します。	
	台風・集中豪雨などの自然現象に起因する農地や農業用施設などの被害に対して、早期復旧に努めます。	

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
再造林率	54.0%	80.0%	農業振興課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 所有する山林の適正な維持管理に努めます。
- ・ 地元産の木材を積極的に活用します。
- ・ 植樹祭などの森林保全活動に参加、協力します。

◇事業者

- ・ 森林保全の担い手づくり、組織づくりへの参加、協力や支援をします。
- ・ 地元産の木材を積極的に活用します。
- ・ 植樹祭などの森林保全活動に参加、協力や支援をします。
- ・ 森林地域の開発などに際しては、動植物や生態系への影響に配慮するなど、自然環境破壊及び災害の未然防止に努めます。

◇市民団体

- ・ 森林保全の担い手づくり、組織づくりへの参加、協力や支援をします。
- ・ 植樹祭などの森林保全活動に参加、協力や支援をします。また、環境づくりへの意識啓発に努めます。



4 安心して安全かつ快適な暮らしができるまち

(1) 快適で安全な空間の整備

1) 現状と課題

本市の市民1人あたりの都市公園面積は14.4m²で、宮崎県平均*の20.3m²には及ばないものの、全国平均*の10.7m²を上回っています。また、本市の南西部は霧島錦江湾国立公園に、北東部は九州中央山地国定公園に指定されています。このうち、平成22年(2010年)に霧島周辺域の「霧島ジオパーク」が日本ジオパークとして認定されているほか、平成24年(2012年)には、九州中央山地国定公園の国有林が「綾ユネスコエコパーク」として登録されています。

今後も、都市公園などの機能の充実や長寿命化を図ります。また、小林市景観計画に基づき、自然景観を保全しながら地域緑化の推進などを行います。

※宮崎県と全国の一人当たり都市公園面積：令和3年(2021年)3月現在

(出典：国土交通省都市公園データベース)

2) 具体的目標

- ◆ 公園緑地を整備する
- ◆ 地域緑化を推進する

3) 個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
公園緑地を整備する	都市公園としての機能を充実させ、市民の健康増進とスポーツの振興を図ります。	建設課
	緑ヶ丘公園・永田平公園・小林総合運動公園などの都市公園において、施設の整備の充実化を図ります。	
	親水公園及び親水施設* (p120 参照) の維持管理を行い、水辺とのふれあい空間を確保します。(再掲)	
地域緑化を推進する	小林市景観計画に基づき、自然景観の保全に努めます。	建設課
	公共施設の緑化を推進します。	
	街路樹などの緑地保全に努め、豊かな都市景観の形成を図ります。	
	市民・事業者の緑化運動の普及啓発を図るとともに、地域の緑化活動への参画を推進します。	
	自然環境に配慮した公園整備の推進を図り、生物多様性* (p121 参照) の確保に努めます。	商工観光課
工場立地法の遵守に努め、工場敷地内の緑化を推進します。		

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
市民 1 人あたりの都市公園面積	14.44m ² (R2 年度) (2020 年度)	15.30m ²	建設課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 住宅周辺の緑化を進めます。
- ・ 公園の清掃活動や地域の緑化活動に参加します。

◇事業者

- ・ 事業所や工場敷地内の緑化を進めます。
- ・ 公園の清掃活動や地域の緑化活動に参加します。

◇市民団体

- ・ 緑化に対する市民への意識啓発活動などを通じて、緑化の推進に寄与します。
- ・ 公園の清掃活動や地域の緑化活動に積極的に参加します。



(2)人にやさしい都市基盤の整備

1)現状と課題

本市では、15歳未満の年少人口の割合が昭和60年（1985年）の22.4%から令和2年（2020年）には11.2%に減少する一方で、65歳以上の老年人口の割合は13.4%から40.3%へと大幅に増加しており、少子高齢化が進行しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、今後もこの傾向は続き、老年人口の割合は令和12年（2030年）には41.3%、令和22年（2040年）には42.2%になると見込まれています。

このような状況下において、高齢者や子ども、障がい者などが安心安全に暮らしていけるように、歩行者・自転車の交通安全対策やバリアフリー化などを推進していきます。さらに、景観にも配慮した人にやさしいまちづくりを行います。

2)具体的目標

- ◆ 都市基盤における安心安全を確保する
- ◆ 人にやさしいまちづくりを推進する

3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
都市基盤における安心安全を確保する	交通弱者に対する安全対策の推進のため、歩道改良やガードレール、カーブミラーの整備など交通安全施設の整備に努めます。	建設課
	市街地における幅員の狭い生活道路について、補助幹線的な防災道路を確保し、地域住民の安全性と利便性向上を図ります。	
	人にやさしく、高齢者や障がい者などに配慮したバリアフリー（段差解消）の道路改良を推進します。	
人にやさしいまちづくりを推進する	街路樹などの緑地保全に努め、小林市景観計画に基づき、調和のとれた整備を推進し、安らぎの感じられる都市景観の形成を図ります。	建設課
	公共サインの統一など、街並み景観に配慮した整備に努めます。	
	都市計画マスタープランに沿った整備計画を推進し、無秩序な開発行為を規制します。	
	公営住宅のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者に対応した住宅を整備します。	管財課

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

設定なし

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 高齢者や子ども、障がい者、歩行者、自転車利用者などの安全確保のため、危険箇所などを把握し、関係機関などに情報提供を行います。

◇事業者

- ・ 建築物を建てたり、屋外広告物を出したりする際は、周辺環境との調和に注意します。

◇市民団体

- ・ 高齢者や子ども、障がい者、歩行者、自転車利用者などの安全確保のため、危険箇所などを把握し、関係機関などに情報提供を行います。



(3) 良好な水環境の保全

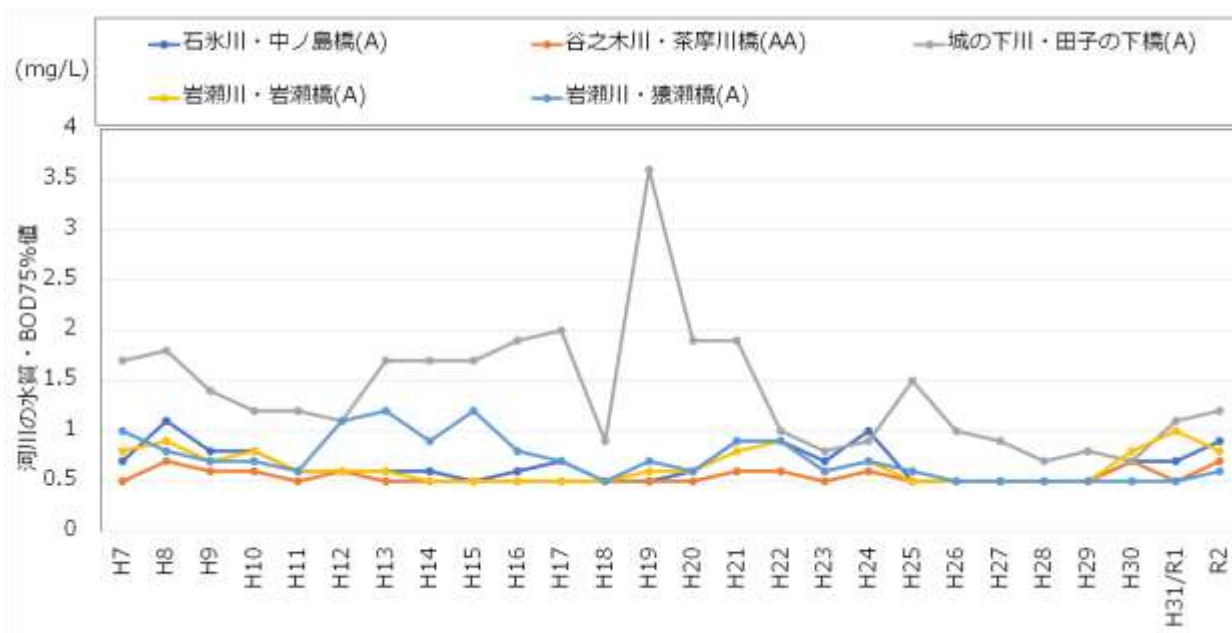
1) 現状と課題

本市を流れる河川の水質は、代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）*（p116 参照）が環境基準（AA 類型：1 mg/L 以下、A 類型：2 mg/L 以下）を概ね満たしており、良好な状態が保たれているといえます。

一方で、令和3年度（2021年度）末時点で、供用区域における公共下水道への加入率は、小林処理区 81.6%、野尻処理区 78.8%、農業集落排水処理施設への加入率は、86.5%となっています。また、令和3年度（2021年度）末時点の汚水処理人口（公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続人口と合併処理浄化槽*（p117 参照）による処理人口を合わせた人口）は 33,131 人、汚水処理人口普及率は 76.0%となっています。

本市の良好な水環境を維持するため、公共下水道の整備だけでなく、加入の促進や合併処理浄化槽への転換に向けた取組を進める必要があります。

図表 32 河川の水質・BOD75%値の推移



出典：「環境省水環境総合情報サイト」

2) 具体的目標

- ◆ 水質環境基準を達成し、維持する
- ◆ 大淀川水系などの源流域の保全に努める

3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
水質環境基準を達成し、維持する	公共用水域の水質環境基準（A 類型）を維持するよう努めます。	生活環境課 上下水道課
	公共下水道、農業集落排水施設への加入促進並びに合併処理浄化槽*（p117 参照）への転換に向けた取組みを推進します。	上下水道課
	小林市浄化センターの整備を計画的に推進します。	生活環境課
	工場や事業所に対し、水質汚濁防止法や条例に基づいて、排水の適正管理の指導を行います。	生活環境課
	産業廃棄物*（p119 参照）の適正処理の啓発を行い、関係機関との連携を強化して河川への流出を防止します。	生活環境課 畜産課
	家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物が適正に処理されるよう、指導・監視体制を強化します。また、家畜排せつ物法の対象とならない小規模事業者に対しても指導・監視を強化します。	生活環境課 畜産課
大淀川水系などの源流域の保全に努める	河川等浄化推進員による河川などの環境調査を行います。	生活環境課
	公共用水域における水質検査を行うなど、監視を行います。（再掲）	生活環境課 上下水道課 農業振興課
	河川流域の自治体や関係機関との連携を図り、水質事故などへの対応を強化します。	生活環境課 農業振興課

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
汚水処理人口普及率	76.0%	94.4%	上下水道課 生活環境課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽* (p117参照) などの生活排水* (p120参照) 処理施設への接続に努めます。
- ・ 合併処理浄化槽や単独処理浄化槽の適正な維持・管理に努めます。
- ・ 合成洗剤の使用を減らすなど、家庭からの排水に配慮します。

◇事業者

- ・ 家畜排せつ物法の対象となる事業者は、家畜排せつ物の適正処理を行います。また、法対象とならない小規模事業者も適正処理に努めます。
- ・ 農薬や除草剤の適正利用に努めます。
- ・ 適切な排水管理を行い、法令で規制された排出基準を遵守します。

◇市民団体

- ・ 河川清掃などの環境保全活動を積極的に企画、運営します。また、環境保全への意識啓発に努めます。
- ・ 水環境や水生生物の調査活動などを企画、運営します。



(4)大気汚染、悪臭、騒音など公害防止体制の整備

1)現状と課題

本市の大気質の測定結果は、環境基準に対して概ね良好な状態が保たれています。しかし、市内を通る国道 221 号や 268 号の交通量が多く、主に自動車からの排出ガスの増加が懸念されることから、次世代自動車* (p120 参照) の普及促進や自動車使用の抑制などにより、大気環境の保全を図る必要があります。また、自動車交通量の多い地域では、自動車騒音への対策も求められています。

そこで、本市の澄んだ空を守り、虫や野鳥の鳴き声をどこでも聞くことができるように、大気汚染や悪臭、騒音などの公害を防止します。

図表 33 大気質の測定結果（令和 3 年度（2021 年度））

観測地点：小林保健所 測定項目	単位	年平均値	一時間値の 最高値	日平均の 最高値	測定時間数 (時間)	環境基準
二酸化硫黄	ppm	0.001	0.051	0.007	8,639	日平均が0.04以下かつ1時間値0.1以下
光化学オキシダント	ppm	0.031	0.09	0.054	5,452	1時間値0.06以下
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.012	0.079	0.03	8,723	日平均0.1以下かつ1時間値0.2以下
微小粒子状物質	μg/m ³	8.7		28.5	8,719	年平均値が15以下かつ日平均が35以下

出典：令和 3 年度「大気及び水質の測定結果」など（宮崎県ホームページ）

2)具体的目標

- ◆ 大気環境を保全する
- ◆ 悪臭の防止に努める
- ◆ 騒音の防止に努め、快適な音環境を創出する
- ◆ 化学物質対策を推進する
- ◆ 公害防止体制を整備する

3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
大気環境を保全する	自動車からの排出ガス対策として、環境への負荷が少ない次世代自動車* (p120 参照) の普及を促進します。(再掲)	生活環境課
	アイドリングストップ* (p117 参照) などのエコドライブを実践するとともに、市民・事業者への啓発を行います。	
	工場や事業所に対し、大気汚染防止法や条例に基づいて、規制・指導を行います。	
	家庭や事業所における野焼き(屋外焼却)の禁止を指導します。(再掲)	
	廃棄物処理施設及び周辺において、健康に被害を及ぼすおそれのあるダイオキシン類などの大気汚染物質の調査を実施します。	
	公用車への次世代自動車の導入及びごみ収集車などへの低公害車の導入を推進します。(再掲)	生活環境課 管財課 各課
悪臭の防止に努める	悪臭発生施設への指導を強化するとともに、悪臭防止設備の整備に対する支援などを推進します。	生活環境課 農業振興課 畜産課 管財課
	公共下水道、農業集落排水施設への加入促進並びに合併処理浄化槽* (p117 参照) への転換に向けた取組みを推進します。(再掲)	上下水道課 生活環境課
騒音の防止に努め、快適な音環境を創出する	自動車騒音調査を継続して行います。	生活環境課
	工場や事業所に対し、騒音規制法などに基づいて、規制・指導を行います。	
化学物質対策を推進する	排出ガスや排水に含まれる化学物質の監視・調査を行います。	生活環境課
	ダイオキシン類などの化学物質に関する情報を収集し、適切な情報提供を行います。また未規制物質への適切な取組みを推進します。	
	家畜排せつ物の処理施設の整備を促進し、硝酸性窒素* (p120 参照) 汚染を防止する対策を講じます。	畜産課
	農薬や除草剤などの適正使用を促進します。	農業振興課
公害防止体制を整備する	事業者との公害防止協定の締結などを進め、公害の未然防止に努めます。	生活環境課
	各法律などに基づき、関係機関と協力しながら、公害苦情の適切な解決に努めます。	
	開発計画や事業の実施にあたって、環境影響評価制度* (p118 参照) の運用などにより、環境負荷低減のための配慮を推進します。	建設課

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
公害苦情件数	0 件 (R 2 年度) (2020 年度)	0 件	生活環境課



5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 自動車の購入時は、環境への負荷が少ない次世代自動車* (p120 参照) を優先的に選びます。
- ・ 自動車を運転する際はアイドリングストップ* (p117 参照) などのエコドライブの実践に努めます。
- ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。
- ・ 家庭におけるごみなどの野焼きはしません。
- ・ 近隣への騒音や悪臭などに配慮した日常生活のモラル向上を心がけます。
- ・ 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽* (p117 参照) などの生活排水* (p120 参照) 処理施設への接続に努めます。
- ・ 公害苦情や公害防止については、関係機関などに積極的に相談し、早期解決を図るよう心がけます。

◇事業者

- ・ 社有車の購入時は、環境への負荷が少ない次世代自動車を優先的に選びます。
- ・ 自動車を運転する際はアイドリングストップなどのエコドライブの実践に努めます。
- ・ 通勤時などにおいて、鉄道やバスなどの公共交通機関を積極的に利用するよう呼びかけます。
- ・ 工場や事業所からの大気汚染物質の排出を適正に管理します。
- ・ 事業所などにおけるごみなどの野焼きはしません。
- ・ 悪臭防止設備の整備に努めます。
- ・ 工場や事業所、建設作業時における騒音や振動について、周辺地域への影響に十分配慮します。
- ・ 公害防止協定を締結し、協定を遵守します。
- ・ 事業の実施にあたっては、環境影響評価などの運用により、環境負荷低減に配慮します。
- ・ 公害苦情や要望については、関係機関と協力して適切な解決に努めます。

◇市民団体

- ・ 市民レベルでの環境調査や、環境保全活動などを継続的に実施することにより、地域ぐるみの環境意識づくりを進めます

5 みんなで考え、自主的に環境保全に取り組むまち

(1)環境教育、環境学習の推進

1)現状と課題

市民一人ひとりが自主的に環境保全に取り組むためには、本市の自然や歴史・文化の大切さについて学び、環境問題への関心を高めることが不可欠です。そのため、学校や地域における環境教育や環境学習の推進が重要となります。

本市では、小・中学校の授業において市の自然環境や環境保全の取組みなど、様々なテーマについて学習しています。

また、学校と地域が一体となって、環境教育や環境学習を推進するために、水生生物調査を実施したり、さらに親子の参加による環境学習などのイベントを通じて、家庭での環境問題に関するコミュニケーションの活性化にも寄与したりしています。

加えて、上記の環境教育や環境学習などの活動の成果を定期的に発信し、様々な関係者に情報共有しています。今後も、こうした取組を強化し、地域における環境コミュニケーションを充実させていきます。

2)具体的目標

- ◆ 学校や地域の環境教育・環境学習を推進する
- ◆ 家庭における環境教育を促進する
- ◆ 環境情報の発信と共有を促進する
- ◆ 自然や資源を生かした交流を促進する

3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
学校や地域の環境教育・環境学習を推進する	こすもす科への支援など、学校における環境教育・環境学習を積極的に推進します。	生活環境課 商工観光課 学校教育課
	学校給食において地元産の食材を使用するなど、食育などを通じた体験的活動を推進します。	こども課 スポーツ振興課 農業振興課
	学校と地域が一体となり、ボランティア活動などの体験的活動が可能な場づくりを推進します。また、地域における環境教育を促進します。	生活環境課 学校教育課 社会教育課
	環境教育・環境学習を行うための情報を収集・提供します。	
家庭における環境教育を促進する	環境に関する情報の発信など、家庭教育の中で、環境問題について話したり、環境に配慮した活動をしたりする雰囲気づくりを推進します。	生活環境課
環境情報の発信と共有を促進する	「広報こばやし」や回覧板、ホームページなどを利用し、定期的に環境に関する情報を発信します。	生活環境課
	水資源の保全への意識を高めるために、湧水や地下水に関する情報を発信します。	
	環境監視データなどの環境情報の公開を推進します。	生活環境課 商工観光課
	市民や事業者からの情報を取り入れ、情報の共有による相互利活用を促進します。	生活環境課 社会教育課
自然や資源を生かした交流を促進する	小林の自然を生かしたふれあい活動、自然観察会、動植物保全活動などを、市民・事業者・市民団体などと連携しながら実施します。	生活環境課 社会教育課
	歴史・自然・文化遺産の保護活動を通して、環境保全への意識を高めるとともに、郷土への愛着心の醸成を図ります。	

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
水生生物調査参加校数	1 校	3 校	生活環境課
環境教育推進学校数	0 校	1 校	学校教育課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 家庭の中で、環境問題について話したり、環境に配慮した活動をしたりする雰囲気づくりを進めます。
- ・ 自然とのふれあい活動、自然観察会、動植物保全活動などに積極的に参加、協力します。

◇事業者

- ・ 事業活動における環境報告書の作成などの実践に努めます。
- ・ 従業員に対して環境保全に関する教育や研修を行います。
- ・ 自然とのふれあい活動、自然観察会、動植物保全活動などに積極的に参加、協力や支援をします。

◇市民団体

- ・ 独自の環境調査データなどを情報提供し、市や市民との情報の共有を図ります。
- ・ 自然とのふれあい活動、自然観察会、動植物保全活動などを企画・運営し、市、市民及び事業者と連携しながら継続的な環境学習を実施します。

(2)環境保全活動の推進

1)現状と課題

本市では、市民、事業者、並びに市民団体などによる環境の保全や望ましい環境の創造に関する活動が自主的に行われており、市としても環境教室の開催などを通じて、こうした活動を後押ししています。今後も各主体が連携して環境保全に取り組んでいけるよう、その活動拠点の充実化や地域組織のネットワーク化を進めます。

また、地球温暖化* (p121参照) への対応などの環境問題は「待ったなし」の状況であり、かつ中長期的な対策の実施が不可欠です。このため、より多くの市民が環境への関心を高め、日常生活の中で環境負荷の少ない商品やライフスタイルを取り入れるとともに、それを継続できる仕組みづくりが重要となります。

市として、市民や事業者、市民団体などが連携しながら、環境保全活動や各種イベントなどを実施したり、環境教室などの充実を図ることで、次世代の環境の担い手づくりや、地域の環境保全を牽引するリーダーの育成を推進します。

2)具体的目標

- ◆ 環境保全活動を推進する
- ◆ 市民・事業者などの自主的活動を促進する
- ◆ 次世代の環境の担い手づくりを推進する



3)個別施策

具体的目標	個別施策	所管課
環境保全活動を推進する	環境保全に係る学習会・研修会のほか、環境関連イベントを実施します。	生活環境課
	必要に応じて、NPO やボランティアなどの環境保全活動を支援します。	
	学校と地域が一体となり、ボランティア活動などの体験的活動が可能な場づくりを推進します。また、地域における環境教育を促進します。(再掲)	生活環境課 学校教育課 社会教育課
市民・事業者などの自主的活動を促進する	市民の自主的・継続的な学習や地域活動の促進に努め、社会教育活動の充実を図ります。	生活環境課 社会教育課
	環境マネジメントシステム (ISO14001) * (p118 参照) やエコアクション 21* (p117 参照) の認証取得を促進します。	商工観光課
次世代の環境の担い手づくりを推進する	緑の少年団* (p123 参照) や子どもエコクラブ* (p119 参照) など、子どもを対象とした環境保全活動を支援します。	農業振興課 生活環境課
	環境保全活動の指導者 (環境保全アドバイザーなど) の情報を提供します。	生活環境課
	宮崎県子どもエコチャレンジ* (p119 参照) 推進事業の活用などにより、環境に配慮した地球にやさしい行動ができる人づくりを推進します。	子ども課 学校教育課 生活環境課
	地域での世代間交流の場において高齢者の知恵や技術の伝承に取り組み、心ふれあいまちづくりを推進します。	社会教育課 子ども課

4)令和 14 年度(2032 年度)までの数値目標

数値指標項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績値	令和 14 年度 (2032 年度) 目標値	担当課
ISO14001 などの取得企業数	12 件	15 件	商工観光課
環境教室などの参加者数	364 人	450 人	生活環境課
子どもエコクラブ参加団体数	0 団体	3 団体	
緑の少年団参加団体数・参加者数	3 団体・47 人	3 団体・47 人	農業振興課

5)各主体の取組み例

環境目標を達成するために各主体が実行できる取組みを参考として示します。

◇市民

- ・ 環境保全に係る学習会、研修会や環境関連イベントなどに積極的に参加します。
- ・ 子どもたちを対象とした環境保全活動に参加します。
- ・ 高齢者の知恵や技術を子どもや若者に伝承する交流の場に参加します。

◇事業者

- ・ ISO14001* (p118参照) やエコアクション 21* (p117参照) の認証取得に努めます。
- ・ 環境保全に係る学習会、研修会や環境関連イベントなどに積極的に参加、協力します。
- ・ 地域の環境保全活動に積極的に参加します。

◇市民団体

- ・ 環境保全に係る学習会、研修会や環境関連イベントなどに積極的に協力、支援します。
- ・ 子どもたちを対象とした環境保全活動に協力、支援します。
- ・ 地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- ・ 地域組織のネットワーク化を進め、各主体との連携強化を図ります。



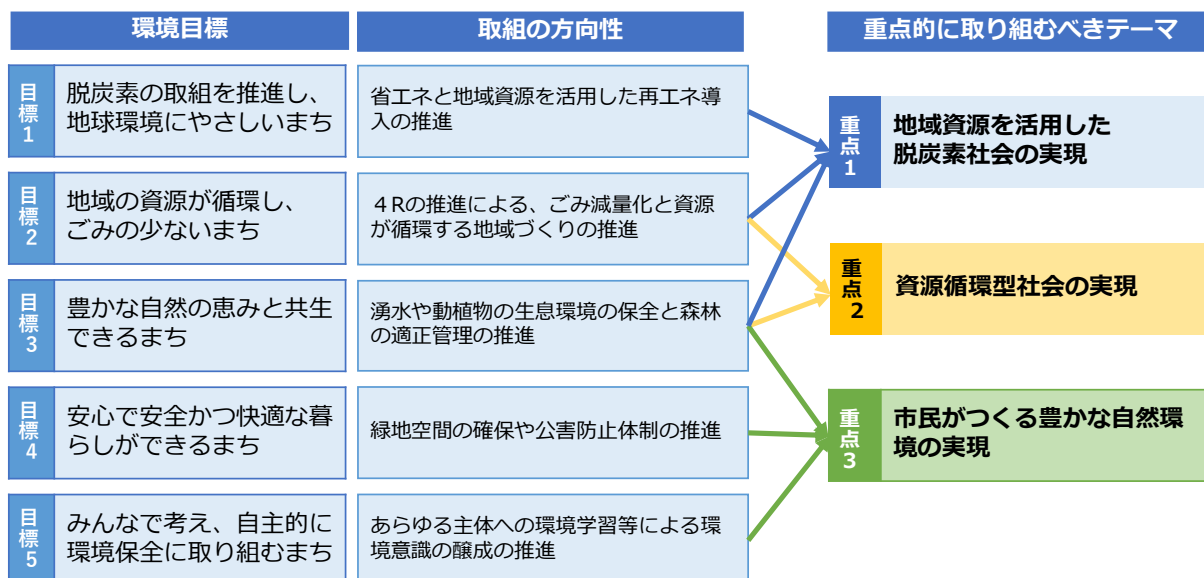
第5章 重点的な取組み

本市の環境の現状や、環境に関する動向及び計画における環境関連施策の成果や課題などを踏まえ、今後、優先的に解決すべき分野や、重点的に取り組むべき分野について、3つのプロジェクトを位置付けて推進します。

プロジェクト1	地域資源を活用した脱炭素社会の実現
プロジェクト2	資源循環型社会の実現
プロジェクト3	市民がつくる豊かな自然環境の実現

なお、重点プロジェクトは施策体系を踏まえて次のように設定しています。

図表 34 施策体系と重点プロジェクトの関係



1 地域資源を活用した脱炭素社会の実現

本市は豊富な日射量や降水量などの自然資源や、産業特性である農業や畜産業、林業から発生するバイオマス* (p122参照) 資源が存在します。これらの恵まれた環境を活かし、令和32年(2050年)の脱炭素社会の実現に向け、本市の地域資源を最大限活用した再生可能エネルギーの導入を推進します。

図表 35 重点プロジェクト1の取組内容

環境目標	施策の基本方針	取組内容
目標1	再生可能エネルギー等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域に賦存する多種多様な再生可能エネルギーの導入を検討します。 公共施設において再生可能エネルギーを率先して導入します。
目標2	バイオマス資源利活用	<ul style="list-style-type: none"> 市域の特性である、家畜排せつ物や木質資源などのバイオマスの活用を推進します。 木質ペレット、薪、おが粉や木材チップの利用の拡大を図るために、市民、事業者への普及啓発を行います。
目標3	植林地の適正管理と照葉樹林の育成	<ul style="list-style-type: none"> 除間伐の推進により優良形質材の生産を図るとともに、間伐材を木質バイオマス資源として有効活用します。



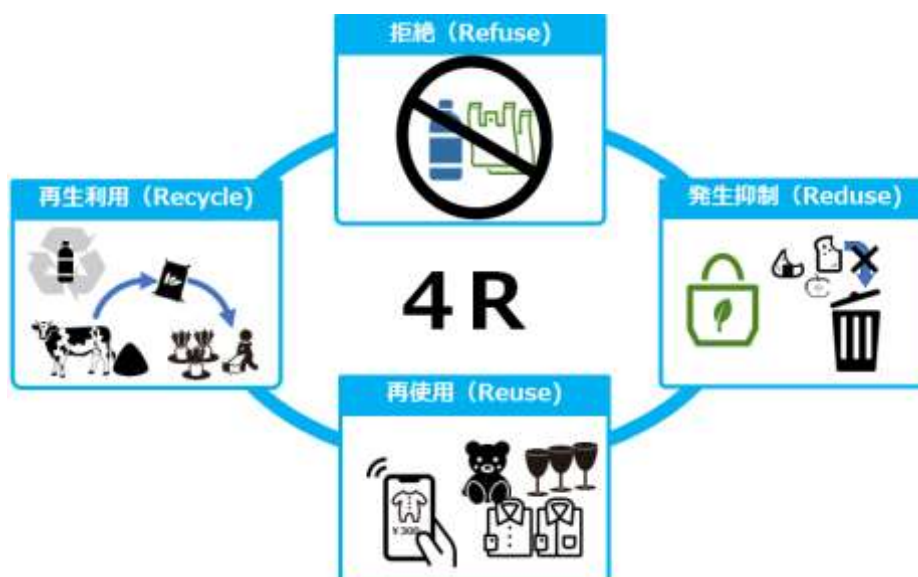
2 資源循環型社会の実現

市民・事業者・市が連携し、マイバッグやマイボトルの利用などによる使い捨て資材のごみ発生抑制や再利用を促進するとともに、発生したごみの分別の徹底による資源循環を進めます。また、丈夫なものを長く使用する、包装の少ない商品を選ぶなどライフスタイルの変容を促していくための啓発を行います。

また、家畜排せつ物をたい肥化して利用する環境保全型農業を推進し、持続可能な農業生産活動による環境負荷の低減を目指します。

図表 36 重点プロジェクト2の取組内容

環境目標	施策の基本方針	取組内容
目標2	ごみの4Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者に対して継続的に4Rの啓発を行い、ごみの発生抑制とともに、発生したごみに対する分別の徹底を図ります。 学校や地域と連携し食育を推進し、食品ロス* (p120 参照) 発生を抑制します。 市民や事業者に対してプラスチックごみの発生抑制に関する普及啓発などに取組みます。 農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルを推進します。
	環境保全型農業	<ul style="list-style-type: none"> 小林市バイオマスセンターなどの活用により良質堆きゅう肥の生産を促進し、耕種農家と畜産農家の連携による循環型農業の確立を図ります。
目標3	植林地の適正管理と照葉樹林の育成	<ul style="list-style-type: none"> 除間伐の推進により優良形質材の生産を図るとともに、間伐材を木質バイオマス資源として有効活用します。



3 市民がつくる豊かな自然環境の実現

本市の湧水は上水道、農業用水、魚の養殖などに活用され、生活に欠かせない資源となっています。また、広大な山林や多数の河川は、美しい景観を作り出し、多種多様な生物の生息地となっています。これらの豊かな自然環境を持続可能な形で利用するため、あらゆる世代の市民が様々な形で参加できる環境学習などにより、市民一人ひとりの環境保全活動への参画を推進します。また、子どもを対象とした自然体験活動などを積極的に実施し、次世代の担い手の育成を図ります。

図表 37 重点プロジェクト3の取組内容

環境目標	施策の基本方針	取組内容
目標3	豊かな湧水の保全	<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者に対して、湧水の重要性を周知し、保全方法について啓発を行います。
	すぐれた自然、身近な自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> 貴重動植物の保護策を推進します。また、貴重動植物の生息地となる森林や湿地などの保全に努めます。 外来生物に関する情報を収集し、防除対策などの周知を行います。
目標4	良好な水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道、農業集落排水施設への加入や、合併処理浄化槽* (p117 参照) への転換を推進します。 大淀川水系などの源流域の森林保全及び照葉樹林の育成を図り、水源かん養林の保全を推進します。
目標5	環境教育、環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・環境学習を行うための情報を収集し様々な手法で発信します。 環境保全団体などの活動支援による保全活動の拡大や、市民が活動に参画しやすい環境を整備します。
	環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる世代の市民が様々な形態で参加できる環境保全の学習会・研修会、環境関連イベントを継続的に実施します。 緑の少年団* (p123 参照) や子どもエコクラブ* (p119 参照) など、子どもを対象とした環境保全活動を支援し、次世代の担い手を育成します。



第6章 計画の推進と進行管理

1 推進方策

本計画を推進するため、次のような推進方策を講じます。

(1)推進体制

◇小林市環境調整会議

本計画の組織的かつ実効的な推進を図るため、庁内の横断的組織として「小林市環境調整会議」を組織し、環境施策について総合調整を行います。

◇小林市環境審議会

小林市環境審議会は、学識経験者、関係行政機関の職員などによって構成される小林市の環境保全に関する基本的な事項を調査審議する機関です。小林市環境審議会は、環境基本計画の策定および年次報告書について、意見を述べます。

◇小林市環境市民会議

小林市環境市民会議は、市民の代表、事業者の代表、市民団体の代表などによって構成される組織です。小林市環境市民会議は、本計画の進行管理にあたり、意見、助言を述べます。

(2)年次報告書

本計画の推進を図るため、環境の状況、施策の実施状況および目標の達成状況などについて報告書を作成し、公表します。

(3)市、市民、事業者の役割

本計画を推進するためには、市、市民、事業者が、環境の保全に対する責務を認識し、それぞれの立場において、環境への負荷を低減するための取組みを進める必要があります。市、市民、事業者の役割を以下に示します。

市の役割

- ・ 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- ・ 市は、施策の策定および実施にあたり、国や県、近隣の自治体と連携を図るよう努めます。

市民の役割

- ・ 市民は、日常生活に伴う環境負荷の低減、環境の保全に努めます。
- ・ 市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めます。

事業者の役割

- ・ 事業者は、事業活動に伴う環境の負荷の低減、環境の保全に努めます。
- ・ 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めます。

(4)国・県や近隣の自治体との協力

広域的な課題や地球環境問題などへの対応については、国・県と連携を図ります。

また、ごみの処理など近隣の自治体との広域的取組が必要とされる施策については、協力して取組みを推進していきます。

(5)市民参画・協働の推進

本計画の推進には、市が取組むだけではなく、市民、事業者、民間団体との協働が必要です。そのため、市民、事業者、民間団体の代表者などで構成される小林市環境市民会議において環境基本計画の実行、進行管理について検討するほか、情報交換や相互協力を進めます。

さらに、環境学習・環境教育の推進や環境情報の発信と共有を促進し、市、市民、事業者、民間団体の協働を推進します。



2 進行管理

本計画を着実に推進するため、施策の実施結果の点検・評価結果を、改善にフィードバックさせる PDCA サイクル* (p116 参照) による運用管理を行います。

進行管理は、年次報告書の作成・公表により行います。

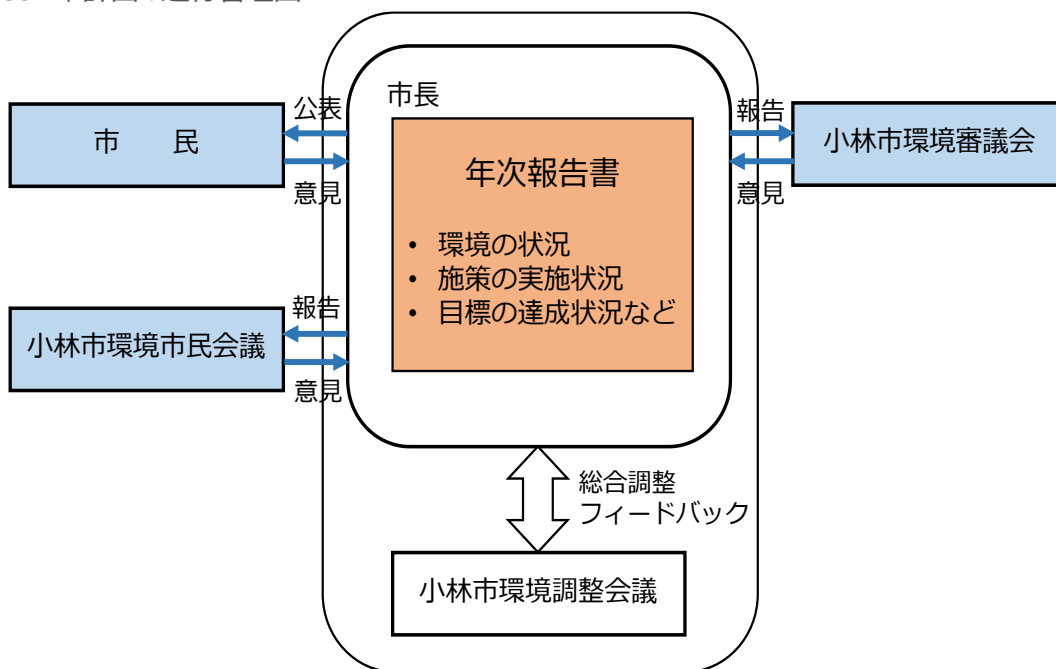
年次報告書に記載される、環境の状況、施策の実施状況および目標の達成状況などについて、市民、小林市環境市民会議および小林市環境審議会が意見を述べます。

小林市環境調整会議は、市民、小林市環境市民会議および小林市環境審議会の意見を聴き、必要な総合調整を行い、施策に反映させます。

図表 38 PDCA サイクルによる運用管理図



図表 39 本計画の進行管理図



資料編

資料1 小林市環境基本条例

(平成 18 年 3 月 20 日 条例 156 号)

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策（第8条—第17条）

第3章 地球環境の保全の推進等（第18条）

第4章 小林市環境審議会（第19条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全是、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全是、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、市、事業者及び市民が自らの課題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方自治体と連携を図っていくように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、潤いと安らぎのある快適な環境が保たれること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、小林市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、小林市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定し、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第10条 市長は、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにした書類を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、かつ、市民の健康又は生活環境に係る環境保全への支障を防止するため、前項に規定する措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全に係る支障の発生防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者と協力して、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第14条 市は、市民及び事業者が自ら環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動が促進されるように生涯を通じた環境の保全に関する教育及び学習を振興し、並びに環境の保全に関する広報活動を充実するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第16条 市は、環境の保全に資するために必要な調査及び研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全の推進等

第18条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策の推進を図るものとする

2 市は、関係機関と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 小林市環境審議会

(設置)

第19条 環境の保全に関する基本的な事項を調査審議させる等のため、市長の附属機関として、小林市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第20条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第21条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第23条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第 26 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

資料2 策定の経緯

時 期	事 項	内 容
令和4年7月19日～ 8月19日	市民・事業者アンケート実施	市民アンケート 回答数：341人/1,000人 (回収率 34.1%)
		事業者アンケート 回答数：22社/50社 (回収率 44.0%)
令和4年11月	専門部会（書面）	個別施策、数値目標などの設定
令和4年12月20日	策定委員会	計画素案（案）の検討
令和5年1月30日	小林市環境審議会	計画素案の審議
令和5年2月13日	行政経営会議	
令和5年2月13日	小林市議会市民厚生委員会	計画素案の説明
令和5年2月17日	小林市議会全員協議会	計画素案の説明
令和5年2月15日～ 3月16日	パブリックコメント	

資料3 策定会議委員名簿

◆小林市環境審議会

区 分	所 属	氏 名
学識経験のある者	学識経験者	渡邊 俊輔（会長）
関係行政機関の職員	小林保健所	杉本 美喜
	西諸県農林振興局	満富 賢一
	西諸県農林振興局	日高 進
	小林市農業委員会	春口 隼人
その他市長が適当と認めた者	小林市区長会（小林支部）	谷山 孝一
	小林市区長会（須木支部）	片地 忠雄
	小林市区長会（野尻支部）	永田 晃一
	小林地区建設業協会	河野 与一
	小林高原野尻漁業協同組合	高津佐 忠
	エヒメアヤマを守り育てる会	松本 廣樹
	小林商工会議所	山口 節子
	すき商工会	齊藤 ひろみ
	野尻町商工会	今村 礼子
	グリーンシティこばやし株式会社	前田 喜輝

(敬称略)

◆小林市環境基本計画策定委員会（1/2）

職名	氏名
副市長	鶴水 義広
教育長	中屋敷 史生
市民生活部長	和田 龍一
総務部長	山口 恭史
総合政策部長	山下 雄三
経済部長	大山 公弘
健康福祉部長	押川 逸夫
建設部長	大山 公弘
教育部長	日高 智子
上下水道局長	和田 龍一
生活環境課長	金丸 浩二
総務課長	牧田 純子
財政課長	熊迫 貴映
危機管理課長	南正覚 宏志
企画政策課長	安楽 究
地方創生課長	森岡 康志
農業振興課長	高津佐 正吾
畜産課長	廣津 寛
商工観光課長	高野 憲一
福祉課長	末元 利男
健康推進課長	里岡 小愛
子育て支援課長	富満 聖子
建設課長	柿木 博敬
管財課長	館下 昌幸
学校教育課長	園田 恵津子
社会教育課長	久保田 恭史
スポーツ振興課長	松元 公孝
上下水道課長	深見 順一

◆小林市環境基本計画策定委員会 (2/2)

職 名	氏 名
須木総合支所長	冨永 新光
須木庁舎地域振興課長	鷗野 裕一
須木庁舎住民生活課長	冨永 新光
須木庁舎地域整備課長	境 浩一郎
教育委員会須木分室長	冨永 新光
野尻総合支所長	大角 哲浩
野尻庁舎地域振興課長	野口 健史
野尻庁舎住民生活課長	小久保 圭子
野尻庁舎地域整備課長	志々目 篤夫
教育委員会野尻分室長	小久保 圭子

(敬称略)

◆小林市環境基本計画専門部会

職名	氏名
総務課 法規グループ	加藤 悠一郎
財政課 財政・物品グループ	黒仁田 裕介
危機管理課 危機管理グループ	太田 佳志
企画政策課 企画政策グループ	宮原 和也
地方創生課 戦略推進グループ	池北 諭子
農業振興課 畑かん推進グループ	村岡 浩二
畜産課 畜産振興グループ	齋藤 禎
商工観光課 観光グループ	川俣 洋寿
福祉課 福祉総務グループ	河畑 健一
健康推進課 健康総務グループ	齋藤 貴憲
子育て支援課 こども保育グループ	山内 里美
建設課 総務管理グループ	緒方 宏則
管財課 管財グループ	辛島 雄樹
学校教育課 総務グループ	今西 敦子
社会教育課 文化財グループ	真崎 勝男
スポーツ振興課 学校給食グループ	宮山 あさみ
上下水道課 下水道工務グループ	八重尾 純
須木庁舎地域振興課 地域振興グループ	片地 洋平
須木庁舎住民生活課 住民生活グループ	榎並 悦子
須木庁舎地域整備課 地域整備グループ	今村 祥二
野尻庁舎地域振興課 地域振興グループ	弓削 恵一
野尻庁舎住民生活課 税・ほけんグループ	戸高 明廣
野尻庁舎地域整備課 営農グループ	黒木 啓
生活環境課 環境保全グループ	千田 倫史

(敬称略)

資料4 市民アンケート

1 アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の環境保全などに関する意識や要望などを把握するため、以下に示す市民アンケートを実施しました。

【調査方法】

- ①調査対象 市内在住の男女（1,000人）
- ②抽出方法 20歳以上の市民から無作為抽出
- ③調査方法 郵送による配布・回収
- ④実施時期 令和4年（2022年）7月19日～8月19日
- ⑤送付資料 調査票（依頼文併記）

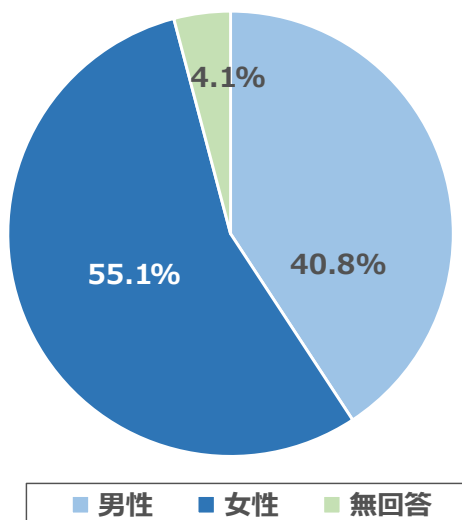
【回収率】

34.1%（341人/1,000人）

(1)回答の属性

問1 性別

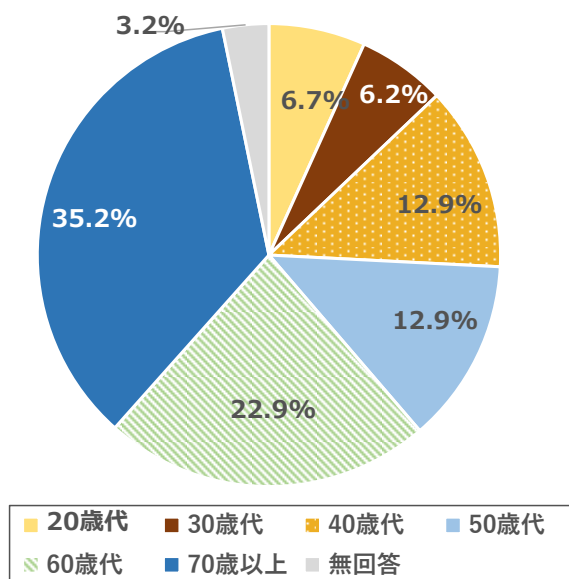
図表 回答者の属性（性別） n = 341



回答数の男性、女性、無回答の割合は、それぞれ40%、55%、4%であり、女性が男性を上回っています。

問2 年齢

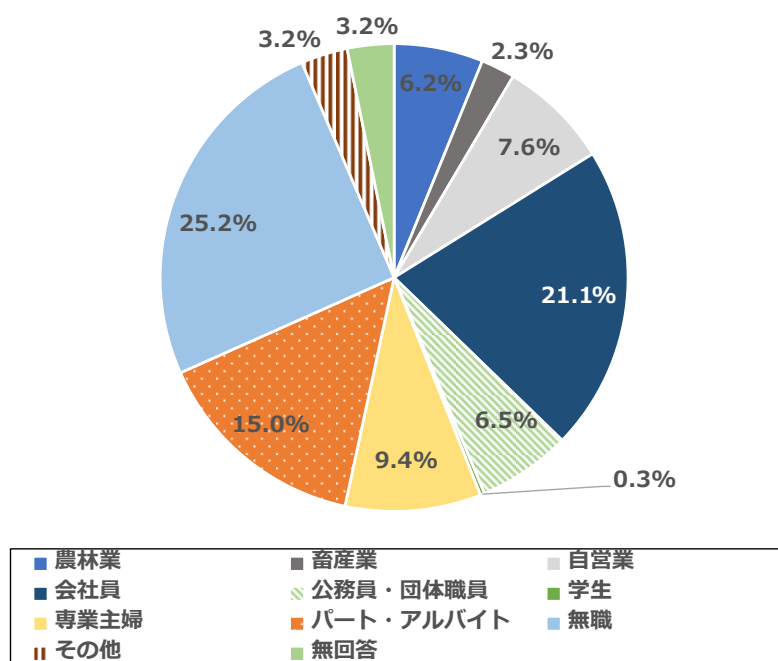
図表 回答者の年齢 n=341



年齢別の回答数では、70歳代が最も多く、年齢層が下がるほど小さくなる傾向にあります。

問3 職業

図表 回答者の業種別割合 n=341



職業別の回答数では、無職が最も多くなっており、会社員、パート・アルバイトがこれに続いています。

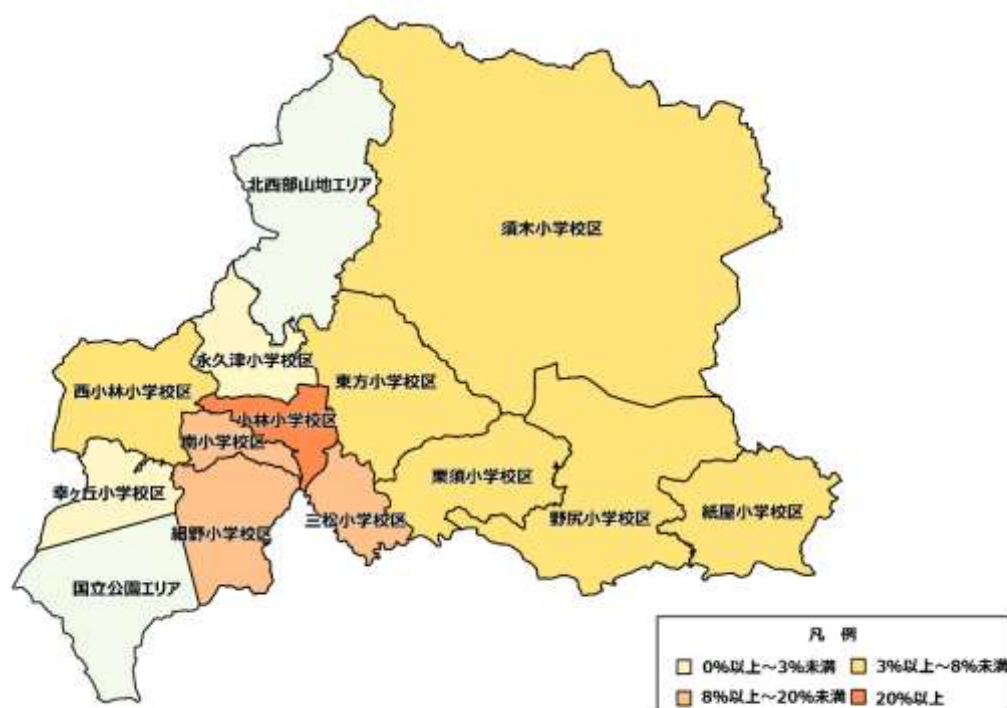
問4 住まいの地域

小学校区別の回答数では、全 12 学区のうち、小林小学校区が最も多く、三松、南、細野を含む 4 学区で全体の 6 割程度を占めています。

表 住まいの地域回答

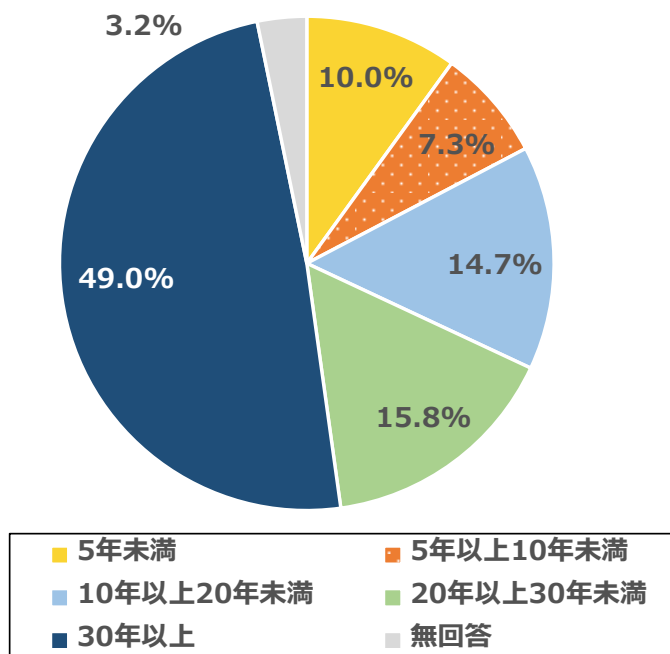
選択肢	件数	比率
小林小学校区	71	20.8%
三松小学校区	60	17.6%
南小学校区	37	10.9%
細野小学校区	33	9.7%
西小林小学校区	23	6.7%
紙屋小学校区	22	6.5%
野尻小学校区	20	5.9%
東方小学校区	17	5.0%
須木小学校区	17	5.0%
栗須小学校区	15	4.4%
永久津小学校区	7	2.1%
幸ヶ丘小学校区	7	2.1%
無回答	12	3.5%
計	341	100.0%

図表 小学校区位置図



問5 居住年数

図表 回答者の居住年数 n=341



居住年数別の回答数では、30年以上がほぼ半数を占め、年数が短くなるほど小さくなる傾向にあります。

2 アンケート調査結果の概要

市民アンケート結果の概要は以下のとおりです。

【小林市の環境に関する現状評価】

- 自然の豊かさ、景色の美しさなどに係る評価が高い一方、「歴史を感じさせる場所がある」、「ゴミのポイ捨てや不法投棄がない」といった項目に対する評価が比較的低くなっています。
- 従来と比較して、市の環境は変化なしといった意見が半数以上を占めています。なお、「悪化」「やや悪化」に係る回答率は10%程度と低いものの、その主な理由として、近年の猛暑日や豪雨災害の頻発化が挙げられています。

【環境問題への関心】

- 「ごみのポイ捨てや不法投棄」に係る関心度が最も高く、「地球温暖化*（p121 参照）などの地球規模の環境問題」、「ごみの減量化とリサイクル」「資源やエネルギーの問題」と続いています。このため、循環型社会形成や地球温暖化対策に係る関心が比較的高いといえます。なお、自由意見においても「ごみ問題」への対応に係るコメントが最も多くなっています。
- 小学校区別の分析においても、学区に関係なくいずれも高い関心度を示しています。

【環境問題への取組状況】

- 市民が日常的に実施している環境配慮行動として、「ごみの減量化」に資するものが多くなっています。
- 地球温暖化対策に係る設備導入については、「省エネ型の電化製品や照明機器（LED）」、「高効率給油器」など、比較的費用負担の少ないものの普及が進んでいます。

【市の施策に対する要望など】

- 市が力を入れて取り組むべき施策として、「気候変動適応策*（p118 参照）（脱炭素社会）」、「水資源保全、自然環境保全（自然共生型社会）」、「ごみ問題（循環型社会）」、「公害防止対策（安全安心快適社会）」が挙げられています。
- 環境問題への普及・啓発などについて市から情報発信する場合、年代別の傾向から、紙媒体だけでなくインターネットや SNS などの積極的な活用が求められています。

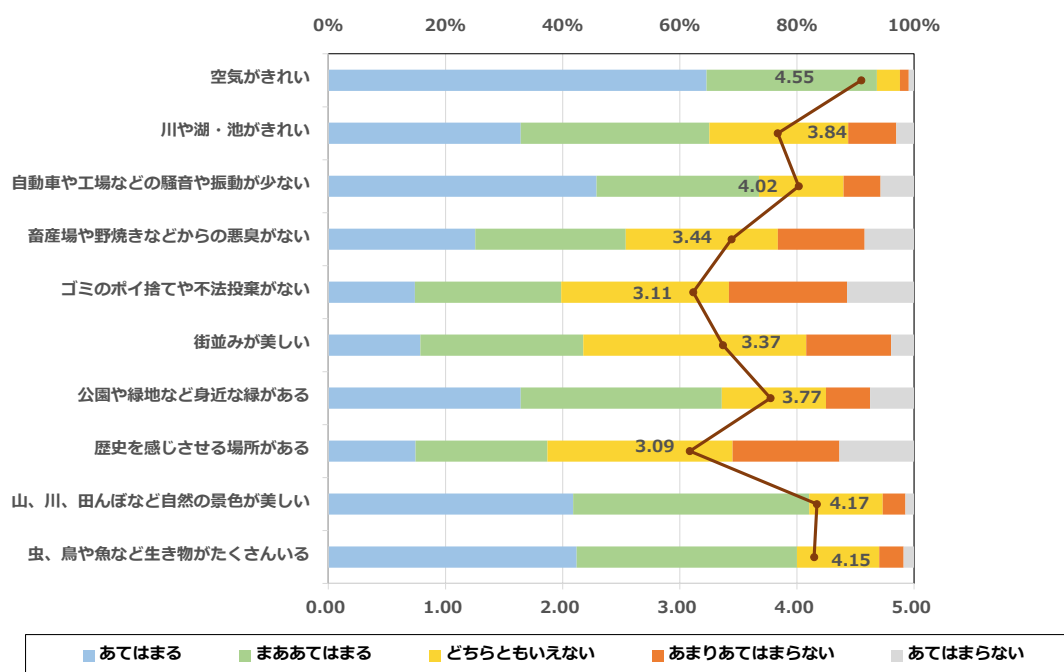
(1)地区の環境の状況

問6 地区の環境の項目ごとの評価

地区の環境については、「空気がきれい」、「山、川、田んぼなど自然の景色が美しい」、「虫、鳥や魚など生き物がたくさんいる」など、自然の豊かさに関する項目の評価が高い傾向にあります。

一方で、「歴史を感じさせる場所がある」、「ゴミのポイ捨てや不法投棄がない」といった項目に対しては、「あてはまらない」「あまりあてはまらない」とした回答が全体の30%を超えており、比較的低い評価となっています。

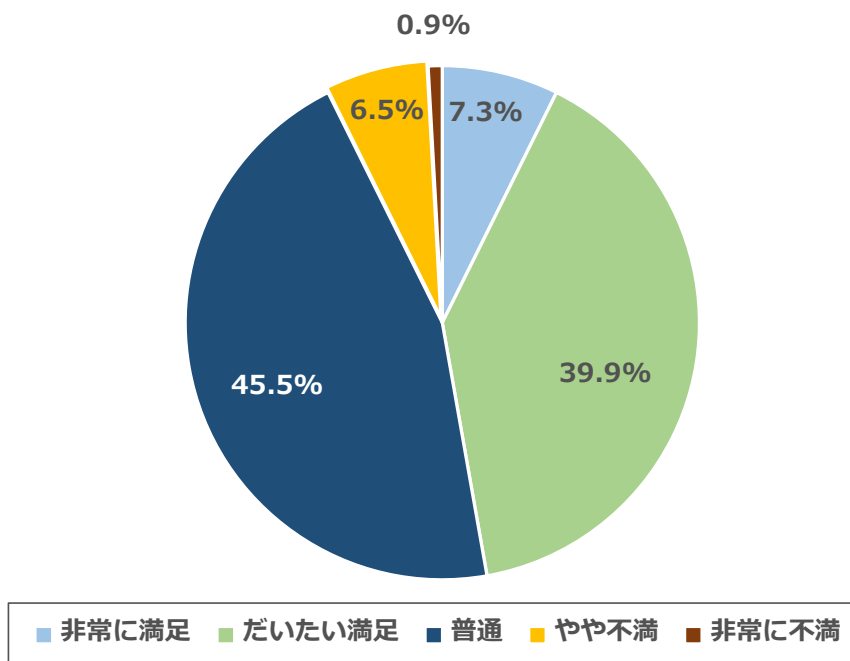
図表 地区の環境の項目ごとの評価 n=341



※折れ線のグラフの数値は、「あてはまる」を5、「まああてはまる」を4、「どちらともいえない」を3、「あまりあてはまらない」を2、「あてはまらない」を1とした平均値

問7 地区の環境の総合的な評価

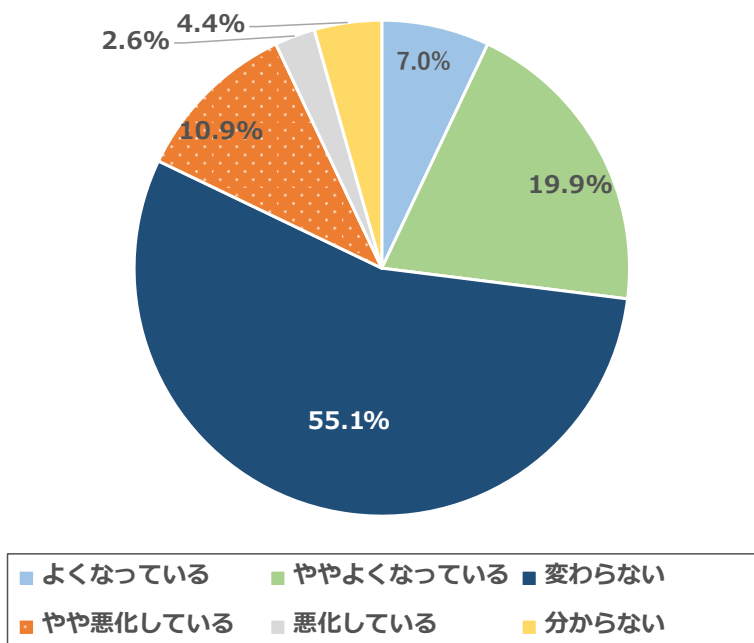
図表 地区の環境の総合的な評価 n=341



地区の環境に関する総合的な評価では、「普通」「だいたい満足」が全体の85%程度となっており、否定的な意見は少なくなっています。

問8 地区の環境の変化

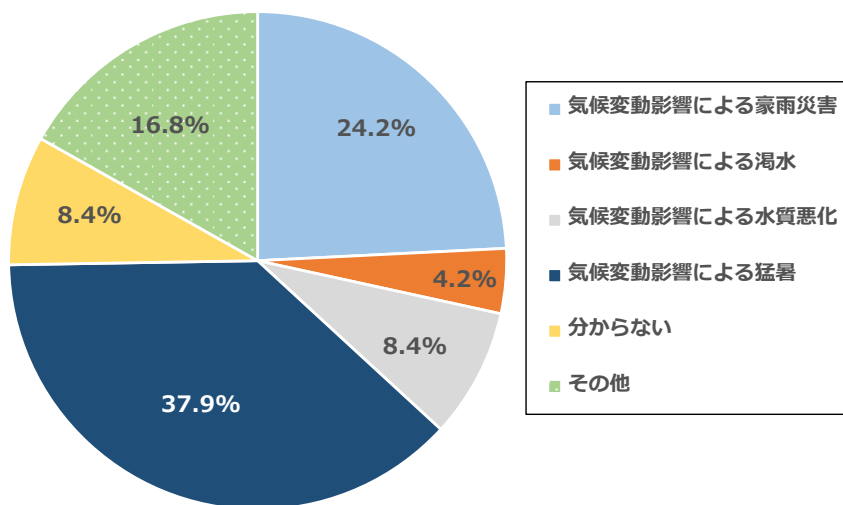
図表 地区の環境の変化 n=341



地区の環境については、「変わらない」とする意見が半数を超えています。それ以外では「改善傾向にある」と感じている人が多い傾向にあります。

問 8-1 地区の環境が悪化している理由

図表 地区の環境が悪化している理由 n=46



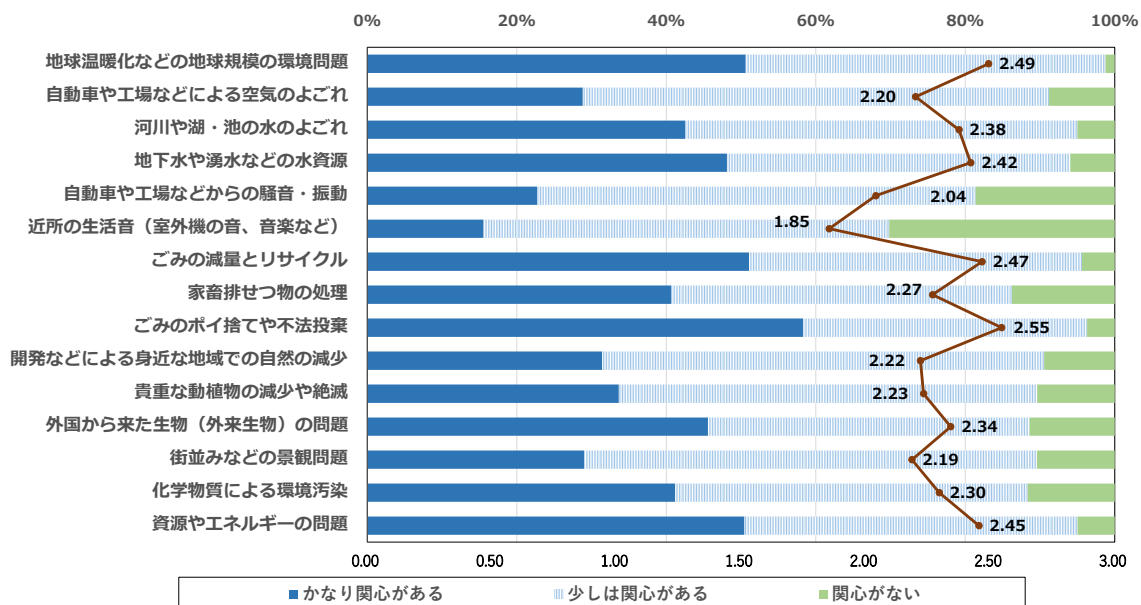
「悪化している」「やや悪化している」とした回答理由として、「気候変動による猛暑」が最も多く、次いで「気候変動による豪雨災害」となっており、猛暑日数の増加や豪雨の頻発化が身近な不安となってきたことがわかります。

(2)環境問題への関心や取組みについて

問 9 環境問題への関心について

ここでは「ごみのポイ捨てや不法投棄」に係る関心度が最も高く、「地球温暖化* (p121 参照) などの地球規模の環境問題」、「ごみの減量化とリサイクル」「資源やエネルギーの問題」と続いています。このことから、循環型社会や地球温暖化に対する関心度が比較的高くなっているといえます。

図表 環境問題への関心 n=341



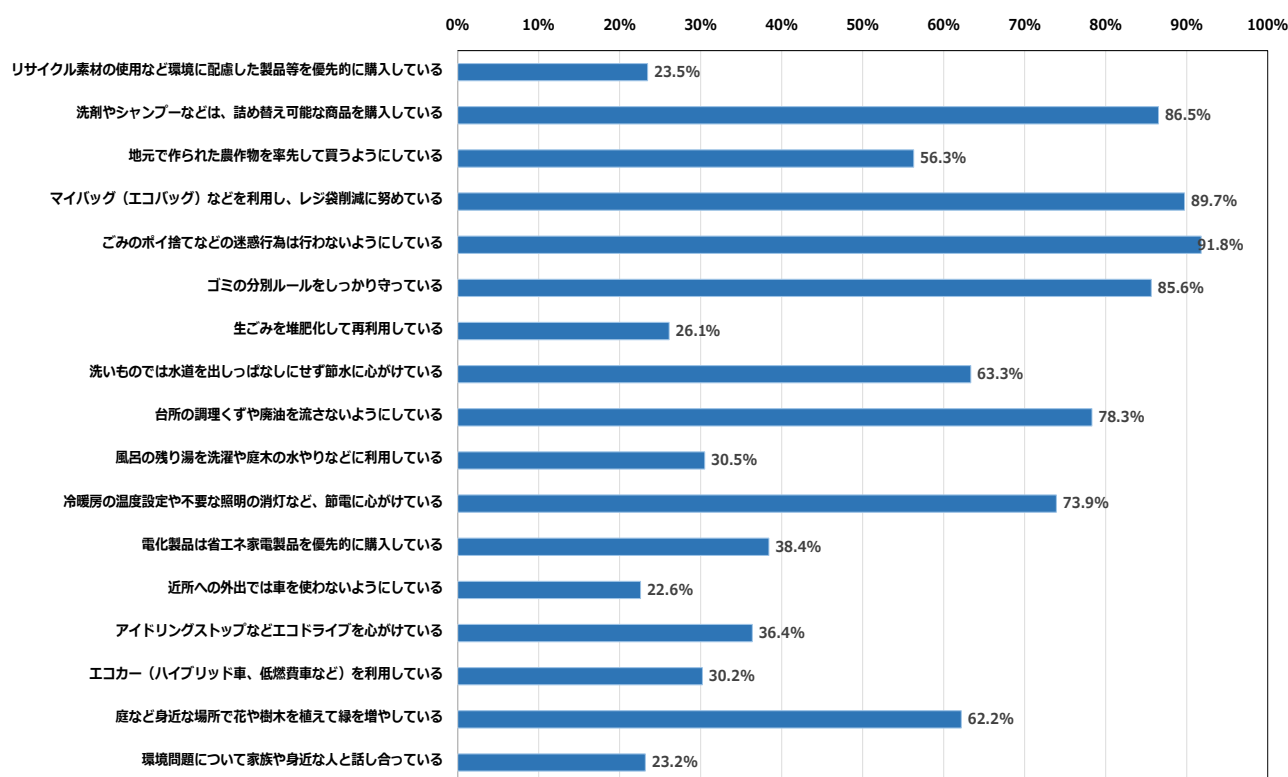
※折れ線のグラフの数値は、「かなり関心がある」を3、「少しは関心がある」を2、「関心がない」を1とした平均値

問 10 環境配慮行動の実行状況(複数回答)

「ごみのポイ捨てなどの迷惑行為は行わないようにしている」、「マイバッグなどを利用し、レジ袋削減に努めている」、「洗剤やシャンプーなどは、詰め替え可能な商品を購入している」、「ゴミの分別ルールをしっかりと守っている」を実行している人の割合は 80%を越えており、「ごみの減量化」に資する実行状況が高くなっています。

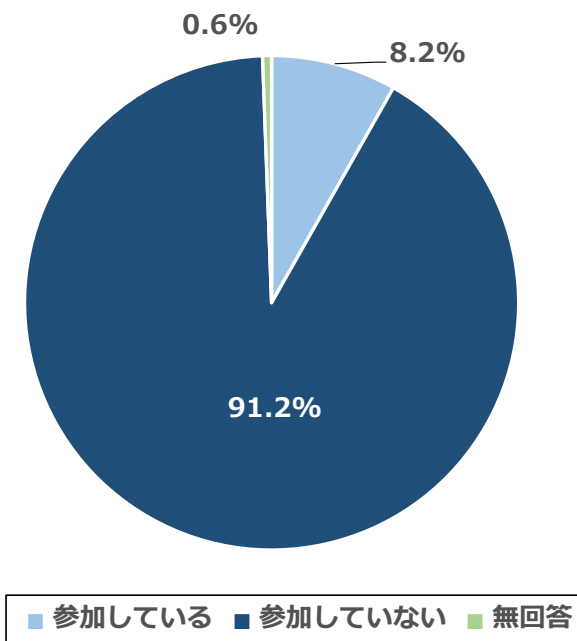
一方で、「リサイクル素材の使用など環境に配慮した製品等を優先的に購入している」、「環境問題について家族や身近な人と話し合っている」、「近所への外出では車を使わないようにしている」を実行している人の割合は 20%強程度と低くなっており、「環境配慮型製品が高価格帯」であることや「環境問題が身近な話題」ではないこと、「車社会」であることが推察されます。

図表 環境配慮行動の実行状況 n=341



問11 環境保全活動や環境学習会への参加

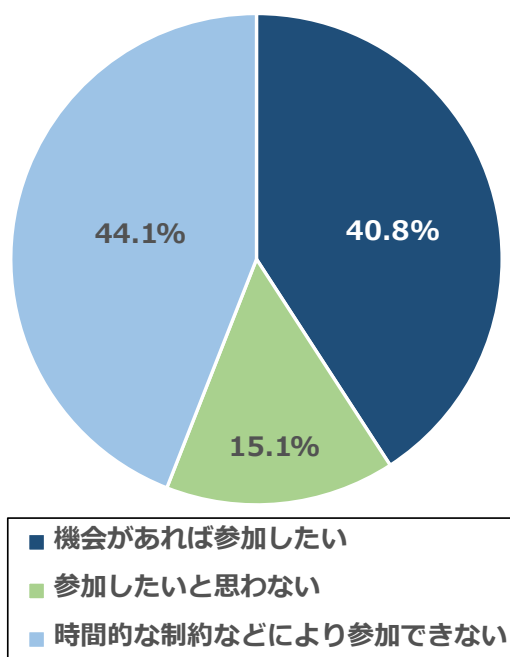
図表 環境保全活動や環境学習会への参加 n=341



環境保全活動や環境学習会への参加は 1 割弱程度にとどまっています。

問12 今後の参加について

図表 環境保全活動や環境学習会への今後の参加意向 n=341



現在は参加していない人のうち約 40%が、機会があれば参加したいと考えています(参加してみたい環境保全活動や環境学習会の内容については問 13 へ)。

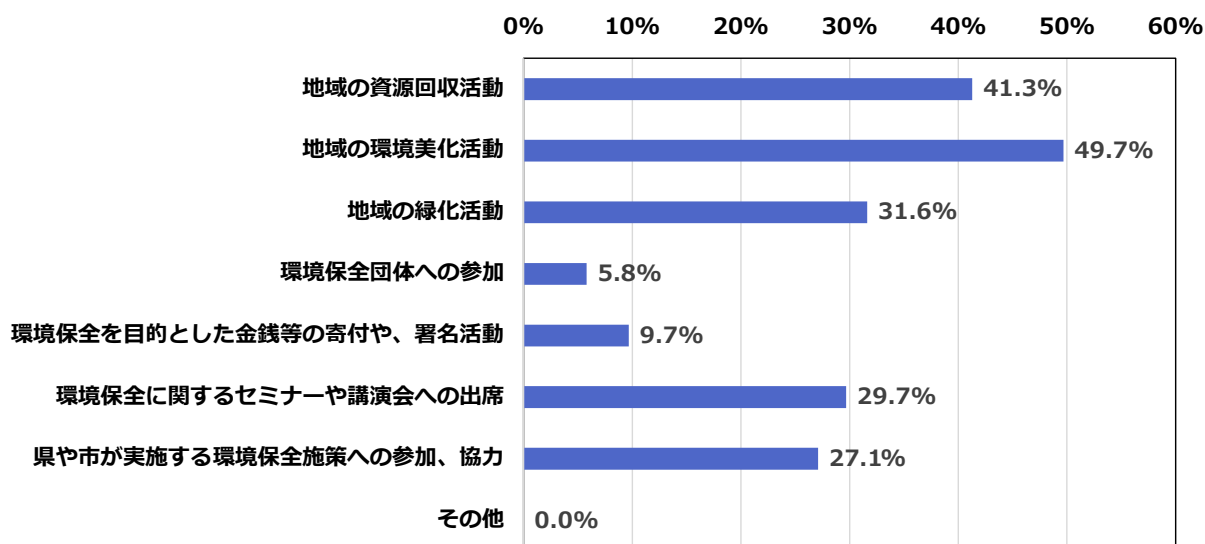
また、現在は参加していない人のうち約 44%が、時間的な制約などを理由にしており、オンラインなどでのイベントを含めて日常生活の中でも参加できる環境保全活動や環境学習会の提供が必要と考えられます。

参加したいと思わない人は、約 15%となっています(参加したくない理由については問 14 へ)。

問 13 参加している・参加してみたい環境保全活動や環境学習会の内容(複数回答)

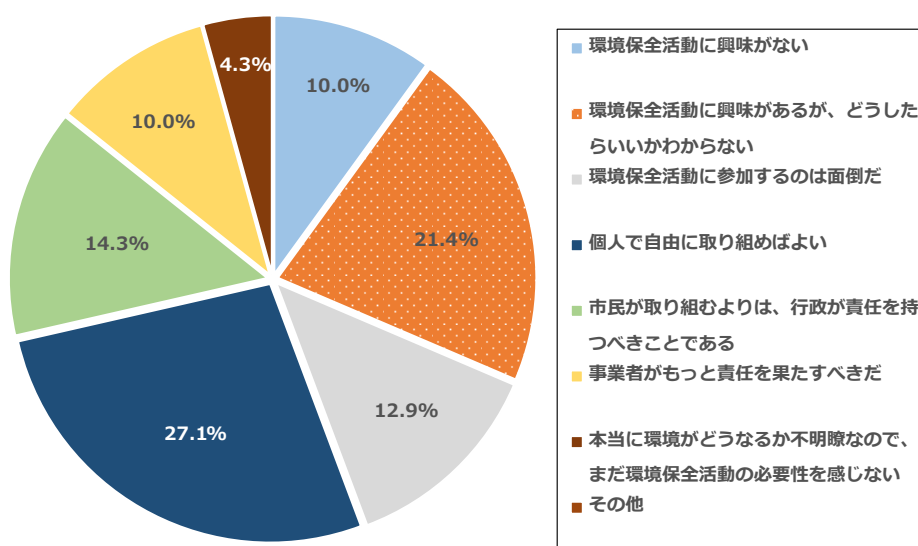
「地域の環境美化活動」が最も高く、次いで「地域の資源回収活動」、「地域の緑化活動」の順になっており、「地域に役立つ」活動に対する参加意欲が高くなっています。

図表 参加している・参加してみたい環境保全活動や環境学習会の内容 n=302



問 14 参加したくない理由

図表 参加したくない理由 n=47



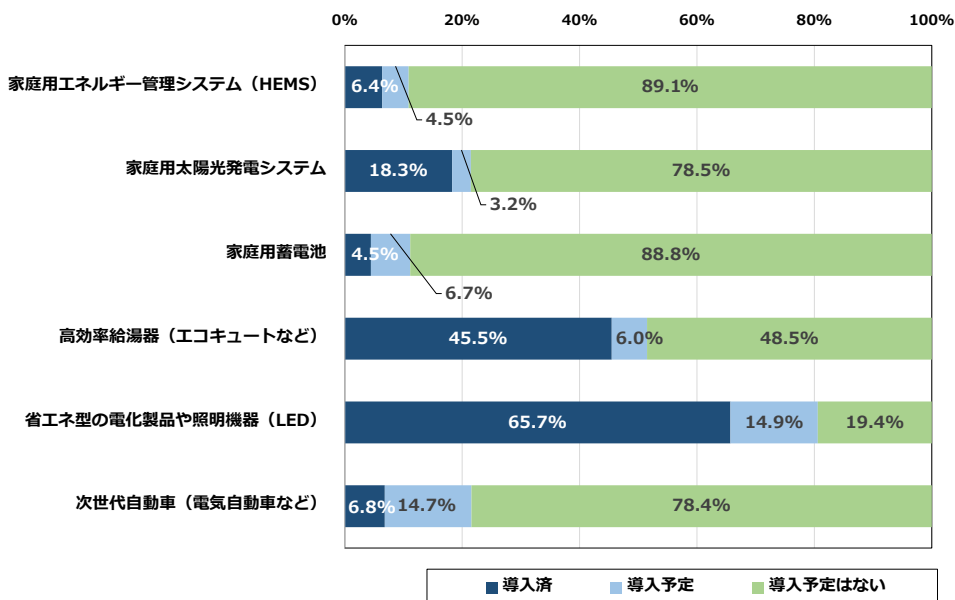
「個人で自由に取組めばよい」が最も高く、次いで「環境保全活動に興味があるが、どうしたらいいかわからない」、「市民が取組むよりは、行政が責任を持つべきことである」の順になっています。

このため、興味がある人々に対して、市として積極的にわかりやすい情報提供や普及啓発等を行うことにより、今後参加者が増える可能性があると考えられます。

問 15 地球温暖化*(p121 参照)防止につながる設備等の導入について

「省エネ型の電化製品や照明機器 (LED)」、「高効率給湯器 (エコキュートなど)」の「導入済み」「導入予定」の割合が比較的高い一方で、「家庭用エネルギー管理システム (HEMS*(p116 参照))」、「家庭用蓄電池」などの導入が進んでいない状況となっています。

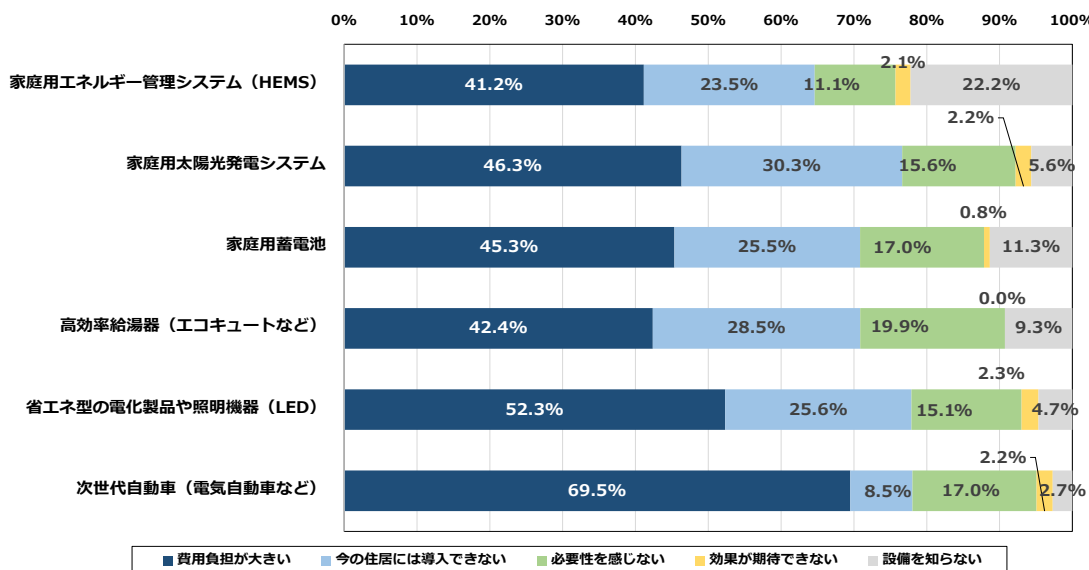
図表 地球温暖化防止につながる設備等の導入について n=341



問 16 地球温暖化防止につながる設備等の導入予定はない理由

「導入予定はない」理由として、いずれも「費用負担が大きい」ことが一番の理由となっています。また、「導入予定はない」の割合が高くなっている「家庭用エネルギー管理システム (HEMS)」、「家庭用蓄電池」では、「費用負担が大きい」に加えて「今の住居には導入できない」ことが理由となっています。

図表 地球温暖化防止につながる設備等の導入について n=341



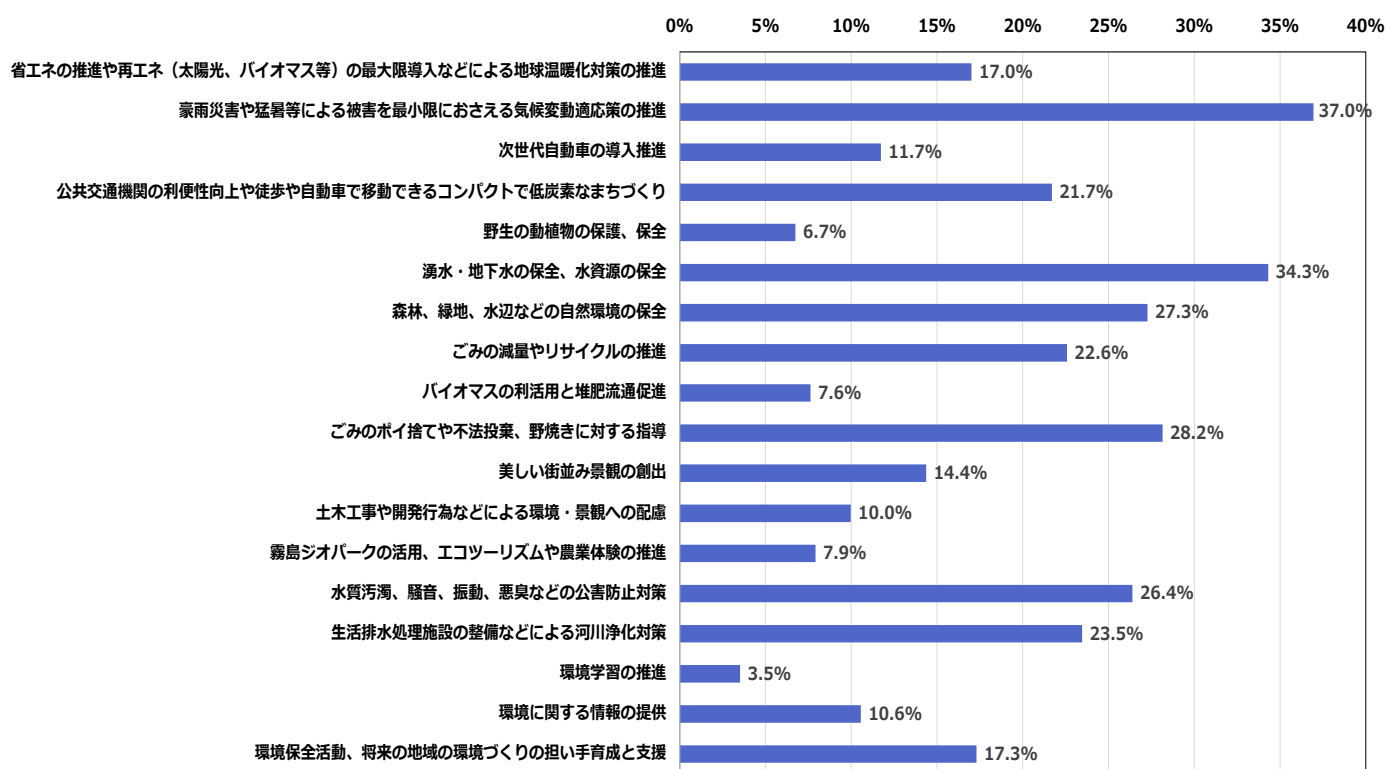
(3)市の環境保全施策

問 17 市が力を入れて取組むべき施策(3つまで選択)

「豪雨災害や猛暑等による被害を最小限におさえる気候変動適応策* (p118参照) の推進」、「湧水・地下水の保全、水資源の保全」、「ごみのポイ捨てや不法投棄、野焼きに対する指導」、「森林、緑地、水辺などの自然環境の保全」、「水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害防止対策」について、25%以上の高い回答となっています。

以上から、「気候変動適応策(脱炭素社会)」、「水資源保全、自然環境保全(自然共生型社会)」、「ごみ問題(循環型社会)」、「公害防止対策(安全安心快適社会)」について、市が力を入れて取組むべき施策として望まれていることがわかります。

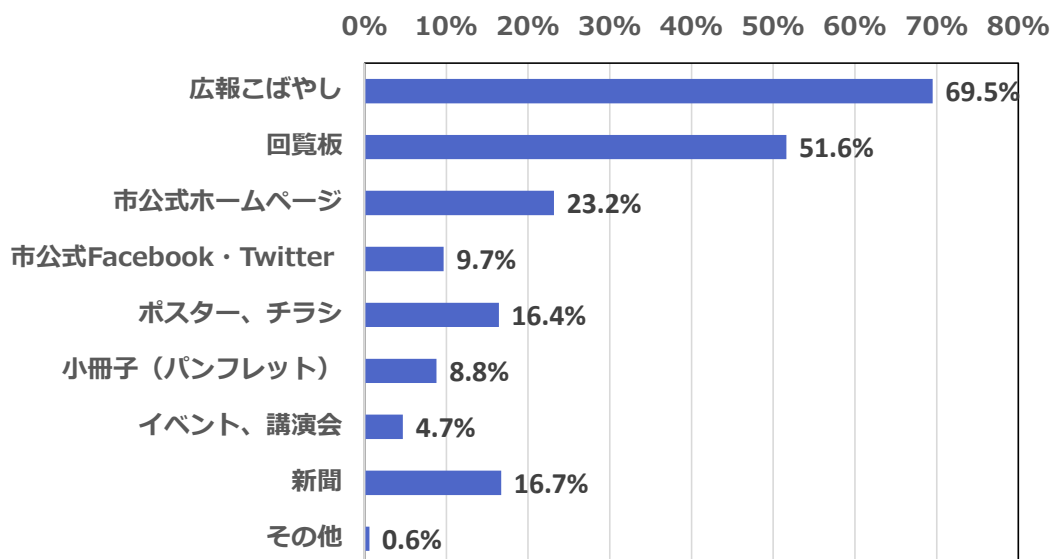
図表 市が力を入れて取組むべき施策（3つまで選択） n=341



問18 市からの情報提供を希望する手段(複数回答)

「広報こぼやし」の割合が最も高く、次いで「回覧板」となっており、紙媒体での情報提供の割合が高くなっています。

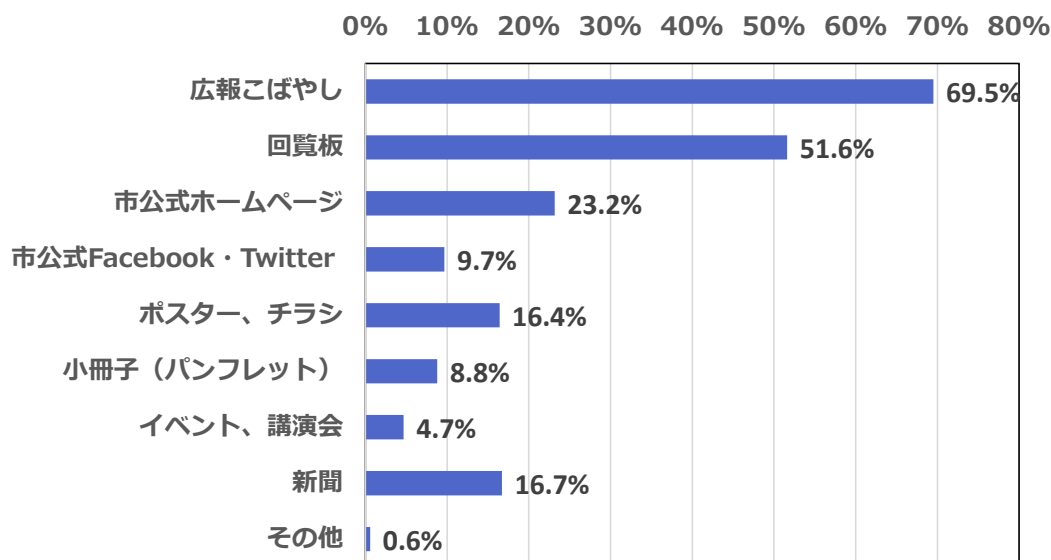
図表 市からの情報提供を希望する手段（複数回答） n=341



問 18-1 市からの情報提供を希望する手段(複数回答) 年齢別

各世代とも「広報こぼやし」の割合が一番高くなっています。また 30 歳代、40 歳代において「市公式ホームページ」や「市公式 Facebook・Twitter」の割合が大きく、各年代の特徴に合わせた、紙媒体、ネット情報などを組み合わせた情報提供の取組が引き続き必要であると考えられます。

図表 市からの情報提供を希望する手段（複数回答） n=341



問19 自由意見

環境目標に関する自由意見の中で最も件数が多かったのは、「ごみの減量やリサイクルの推進」に関するもので21件、次いで「ごみのポイ捨てや不法投棄、野焼きに対する指導」に関するもので13件です。このことから「ごみ問題（循環型社会）」に関する関心が比較的高いと考えられます。

記述者数：118名（総回答に対する割合：34.6%）

	意見の内容	件数
脱炭素社会	省エネの推進や再エネ（太陽光、バイオマスなど）の最大限導入などによる地球温暖化対策の推進	9
	豪雨災害や猛暑等による被害を最小限におさえる気候変動適応策の推進	0
	次世代自動車の導入推進	0
	公共交通機関の利便性向上や徒歩や自動車で移動できるコンパクトで低炭素なまちづくり	0
自然共生型社会	野生の動植物の保護、保全	1
	湧水・地下水の保全、水資源の保全	7
	森林、緑地、水辺などの自然環境の保全	7
循環型社会	ごみの減量やリサイクルの推進	21
	バイオマスの利活用と堆肥流通促進	0
	ごみのポイ捨てや不法投棄、野焼きに対する指導	13
安全安心快適社会	美しい街並み景観の創出	6
	土木工事や開発行為などによる環境・景観への配慮	0
	霧島ジオパークの活用、エコツーリズムや農業体験の推進	0
	水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害防止対策	5
	生活排水処理施設の整備などによる河川浄化対策	4
市民協働社会	環境学習の推進	4
	環境に関する情報の提供	4
	環境保全活動、将来の地域の環境づくりの担い手育成と支援	4
その他	その他 環境について	15
	その他 アンケートについて	1
	その他 役所に対する要望等	31
	その他 まちづくり（道路・観光・防災等）	18
	その他 個人的なこと	9

資料5 事業者アンケート

1 アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の環境保全などに関する意識や要望などを把握するため、以下に示す事業者アンケートを実施しました。

【調査方法】

- ①調査対象 市内の事業者（50社）
- ②抽出方法 市内の事業者から無作為抽出
- ③調査方法 郵送による配布・回収
- ④実施時期 令和4年7月19日～8月19日
- ⑤送付資料 調査票（依頼文併記）

【回収率】

44.0%（22社/50社）

(1)回答の属性

問1 所在地

小学校区別の回答数では、小林小学校区と南小学校区が22.7%と最も高くなっています。

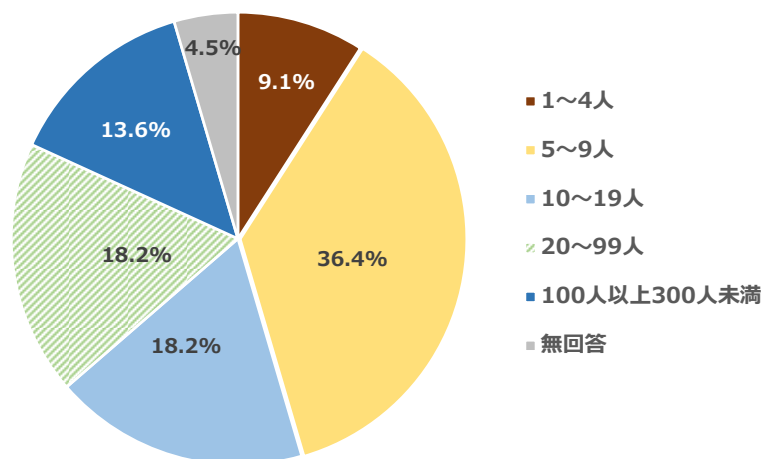


図表 所在地 回答数 (n=22)

選択肢	件数	比率
小林小学校区	5	22.7%
南小学校区	5	22.7%
細野小学校区	3	13.6%
西小林小学校区	2	9.1%
三松小学校区	2	9.1%
東方小学校区	0	0.0%
永久津小学校区	1	4.5%
幸ヶ丘小学校区	0	0.0%
須木小学校区	0	0.0%
野尻小学校区	3	13.6%
栗須小学校区	1	4.5%
紙屋小学校区	0	0.0%
計	22	100.0%

問2 従業員数

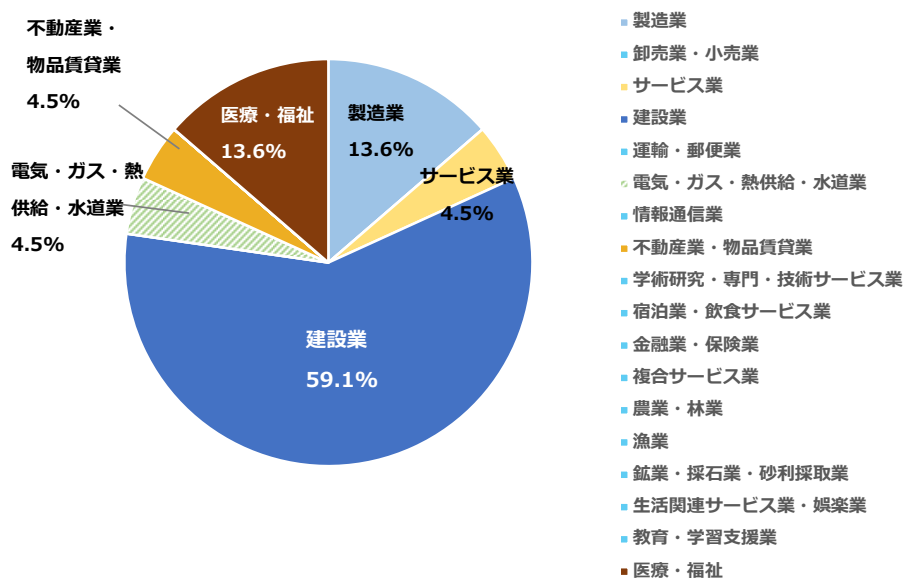
図表 従業員数 n=22



「5~9人」が36.4%と最も高く、次いで「10~19人」及び「20~99人」が18.2%の順になっています。

問3 業種

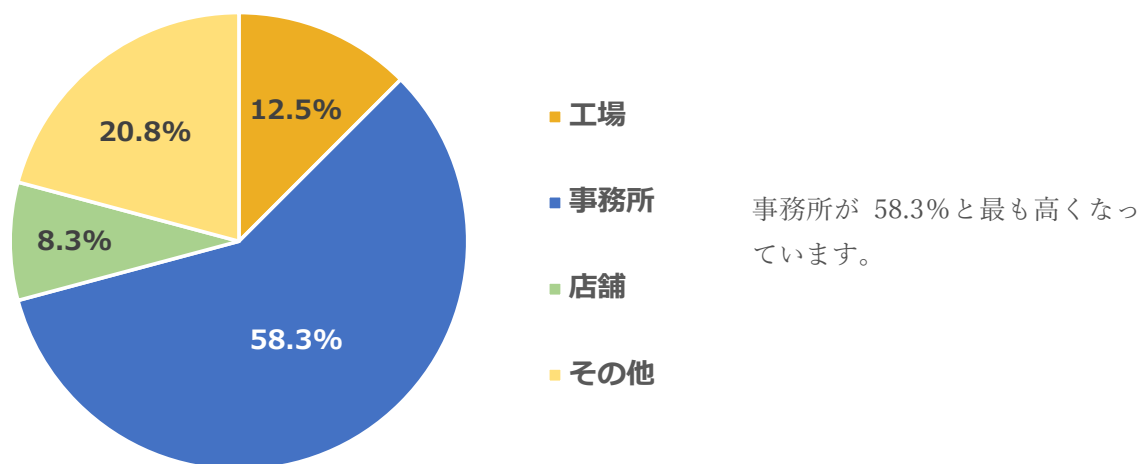
図表 業種 n=22



建設業が59.1%と最も高く、製造業、医療・福祉が13.6%の順になっています。

問4 事業形態(複数回答)

図表 事業形態 n=24



2 アンケート調査結果の概要

事業者アンケート結果の概要は以下のとおりです。

【小林市にとって重要と考えられる取組】

- 小林市の環境目標の達成に向けて、脱炭素社会では「エネルギーの地産地消や森林の適正管理」、循環型社会では「ごみの減量に関する情報発信やエネルギー源の有効活用」、自然共生型社会では「水の循環を意識したまちづくり」、安全安心な社会では「水質保全、土壌汚染防止」がそれぞれ取り組むべき事項として最も多くの回答を得ました。
- また、参加・協働社会の実現では、市民、事業者、行政の連携において「市の率先した取組」が重要との認識が示されました。

【事業所の環境に配慮した取組の現状】

- 廃棄物の適正処分や地域の美化活動に積極的に取り組んでいることが示されました。またこうした取組を実施する理由として「従業員の意識改革につながるため」が最も多くの回答を得ました。
- 一方、環境に配慮した取組を行う上での課題として、「環境に配慮した取組は、手間、時間、労力がかかる」が81.8%で最も高くなっています。コスト以上に、人手がかかることへの負担感が大きく、これを担う人材の確保が急務となっています。

【環境関連ビジネスへの関心について】

- 環境関連ビジネスのうちすでに参入している事業として「太陽光発電関連」、新たに参入したい事業として「廃棄物・リサイクル関連」が最も多くの回答を得ました。

【気候変動適応策^{*(p118 参照)}について】

- 市が重視すべき取組として、「自然災害に関わる取組（洪水対策、ゲリラ豪雨対策、土砂崩れ対策など）」が最も多くの回答を得ました。
- また事業者としては「熱中症対策」や「早めのクールビズ開始」など、比較的容易に対応できる取組をすでに推進していることが示されました。

【再生可能エネルギーについて】

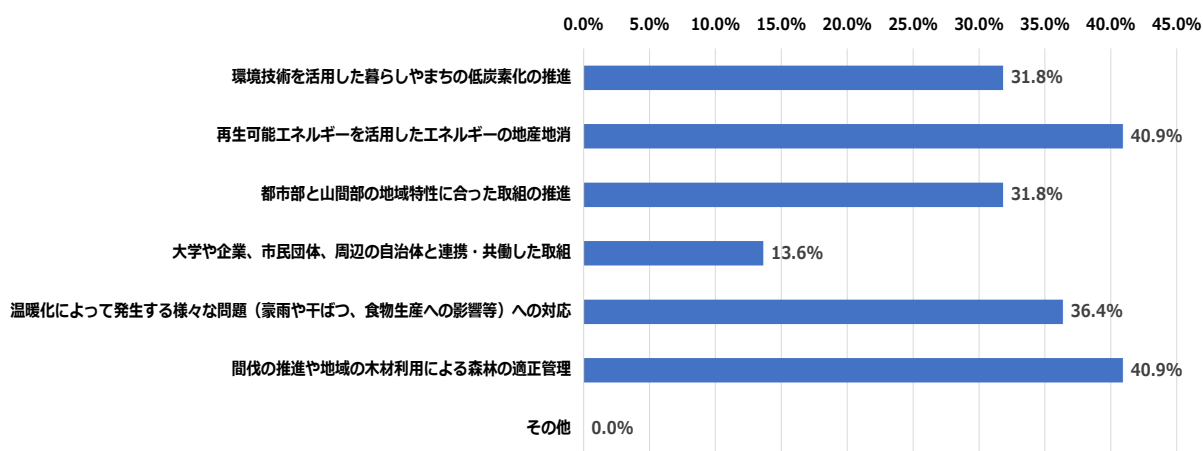
- 再生可能エネルギー関連設備では、「太陽光発電設備」の導入状況や関心が最も高くなっています。

(1)小林市にとって重要と考えられる取組

問1 (1) 脱炭素社会の実現(2つまで選択)

脱炭素社会の実現に向けて取組むべき事項として、「再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消の推進」、「間伐の推進や地域の木材利用による森林の適正管理」が40.9%と最も高くなっています。一方で、企業の自治体連携については関心が低いため、今後、地域産業との連携を意識した取組の推進が求められます。

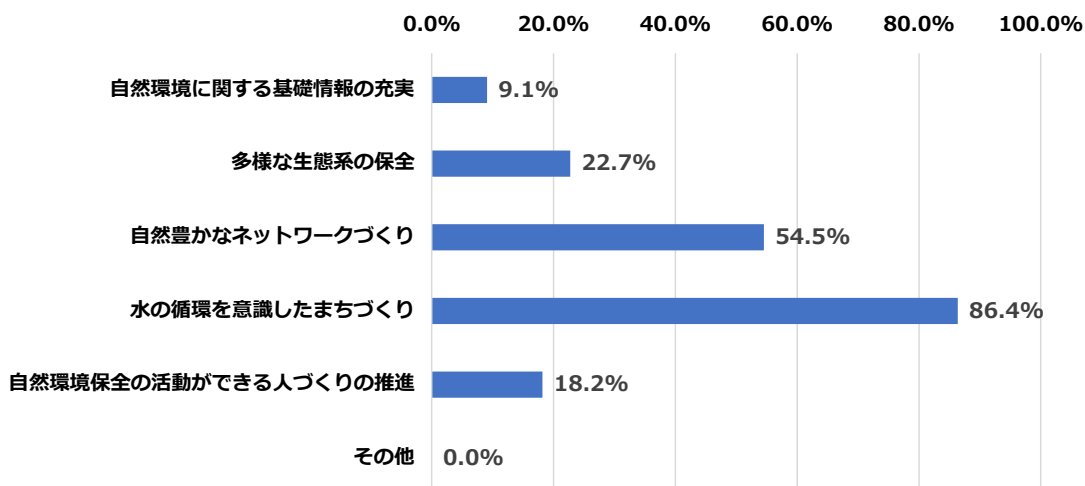
図表 脱炭素社会の実現(2つまで選択) n=22



問1 (2) 自然共生型社会の実現(2つまで選択)

自然共生型社会の実現に向けて取組むべき事項として、「水の循環を意識したまちづくり」が86.4%で最も高くなっており、市の豊富な水資源が事業活動を行う中でも重要な位置づけとなっていることが考えられます。次いで「自然豊かなネットワークづくり」が54.5%と高くなっています。

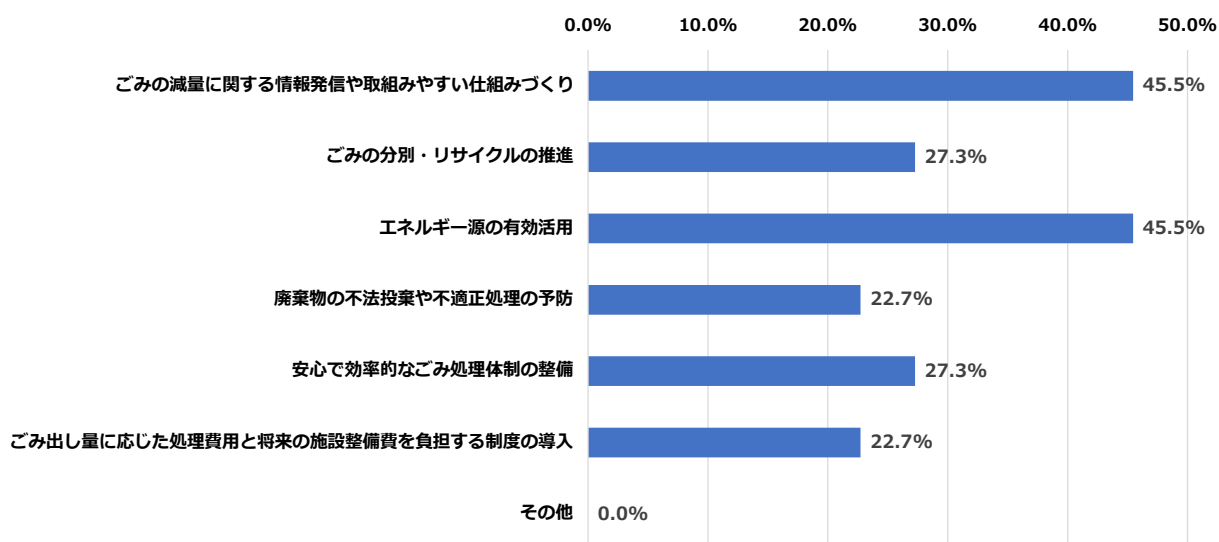
図表 自然共生型社会の実現(2つまで選択) n=22



問1 (3)循環型社会の実現(2つまで選択)

循環型社会の実現に向けて取り組むべき事項として、「ごみの減量に関する情報発信や取組みやすい仕組みづくり」、「エネルギーの有効活用」が45.5%で最も高くなっています。

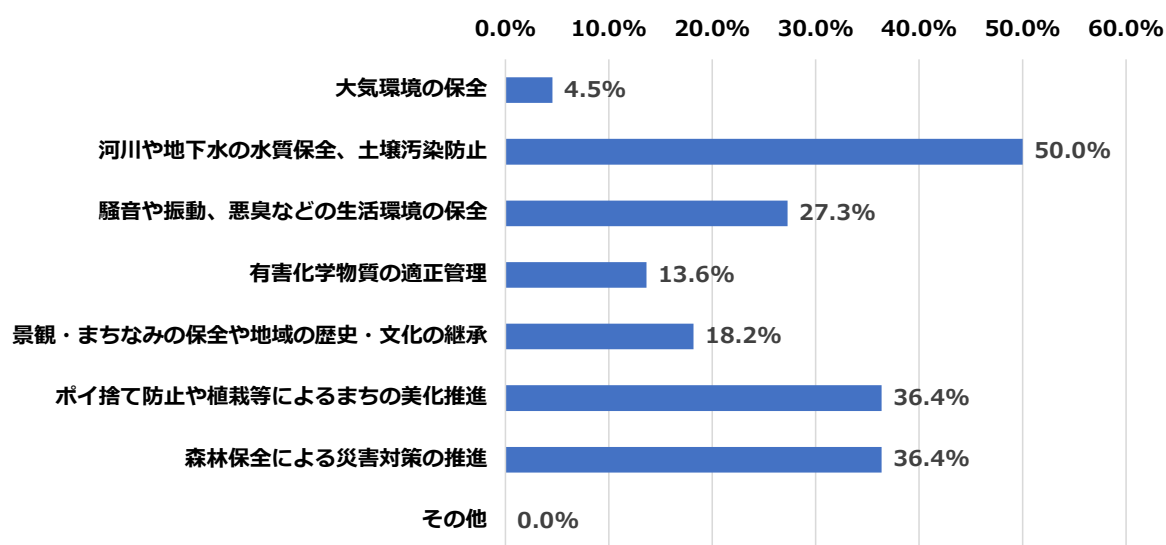
図表 循環型社会の実現（2つまで選択） n=22



問1 (4)安全安心な社会の実現(2つまで選択)

安全安心な社会の実現に向けて取り組むべき事項として、「河川や地下水の水質の保全、土壌汚染防止」が50%で最も高く、次いで「ポイ捨て防止や植栽等によるまちの美化推進」、「森林保全による災害対策の推進」がそれぞれ36.4%で続いています。大気環境の保全は低くなっており、大気汚染対策は充足してきていることが考えられます。

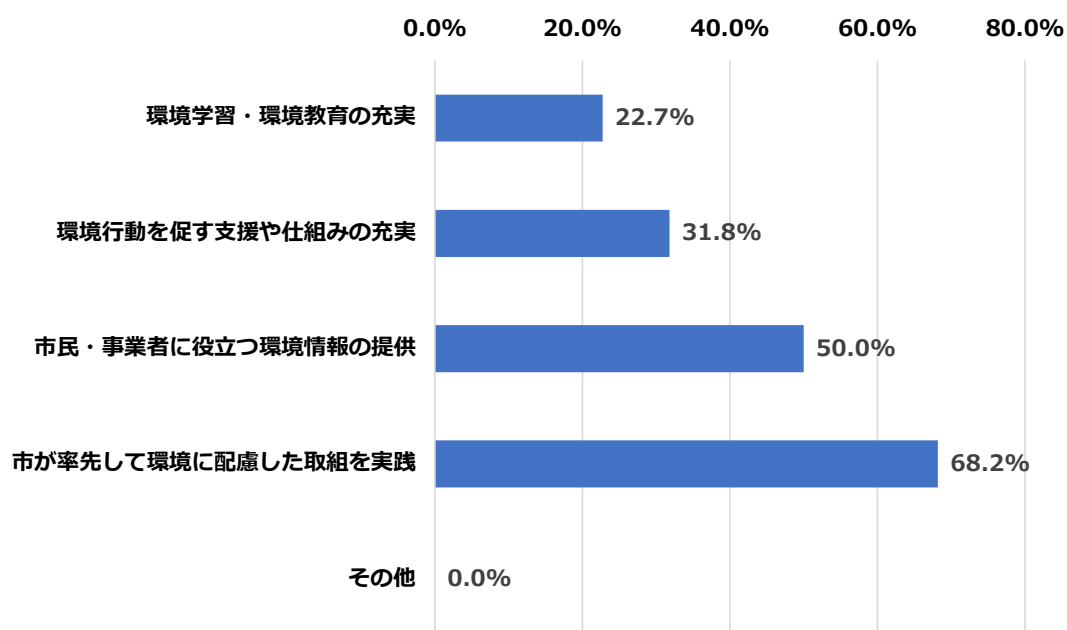
図表 安全安心な社会の実現（2つまで選択） n=22



問1 (5)参加・協働社会の実現(2つまで選択)

参加・協働社会の実現に向けて取り組むべき事項として、「市が率先して環境に配慮した取組を実践」が68.2%で最も高く、次いで「市民・事業者に役立つ環境情報の提供」が50.0%となっています。

図表 参加・協働社会の実現（2つまで選択） n=22

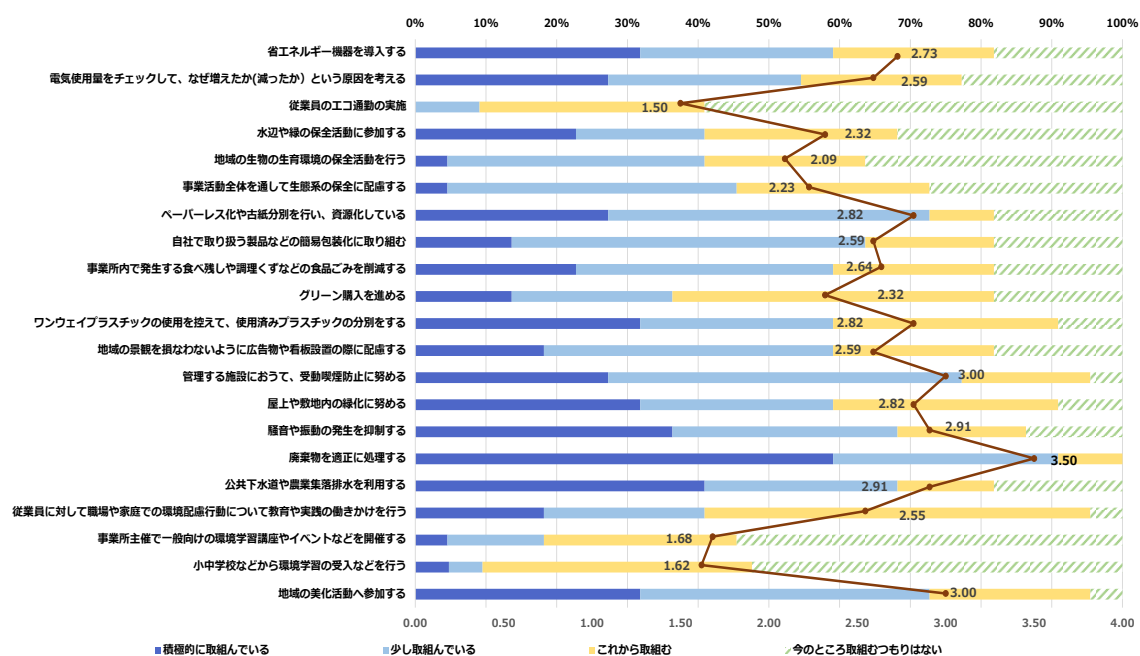


(2)事業所の環境に配慮した取組の現状

問2 事業所の取組について

「廃棄物を適正に処分する」、「管理する施設等において、受動喫煙防止に努める」、「ペーパーレス化や古紙分別を行い、資源化している」、「地域の美化活動へ参加する」について、積極的に取り組んでいる・少し取り組んでいるとの回答が70%以上となっており、取組に対する積極性が高くなっています。一方で、従業員のエコ通勤は積極的に取り組む事業者がなく、事業者の取組を支援する施策が望まれます。

図表 事業所の取組について n=22

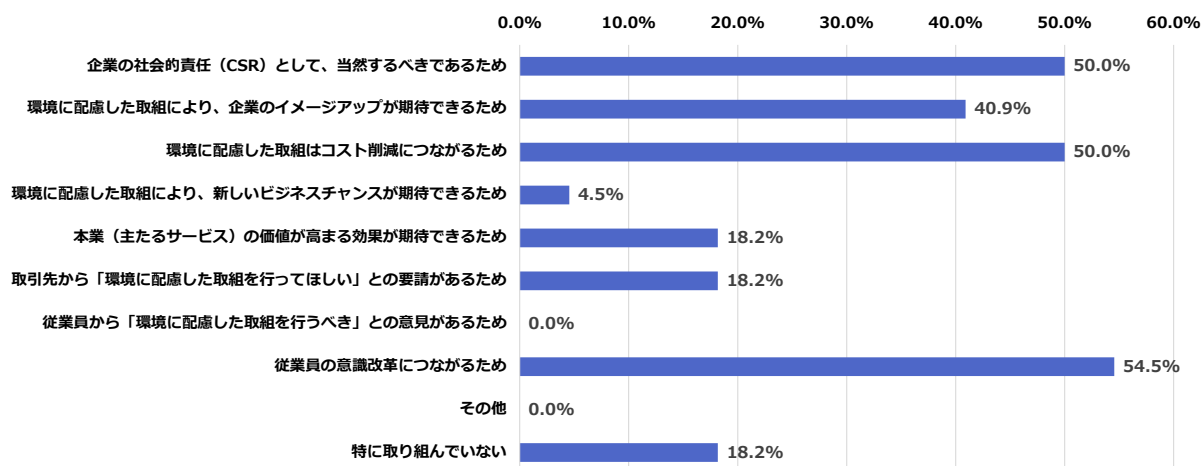


※折れ線のグラフの数値は、「積極的に取り組んでいる」を4、「少し取り組んでいる」を3、「これから取組む」を2、「今のところ取組むつもりはない」を1とした平均値

問3 環境に配慮した取組を行う理由(複数回答)

環境に配慮した取組を行う理由として、「従業員の意識改革につながるため」が54.5%で最も高く、次いで「企業の社会的責任（CSR）として、当然するべきであるため」、「環境に配慮した取組はコスト削減につながるため」がそれぞれ50.0%で続いています。

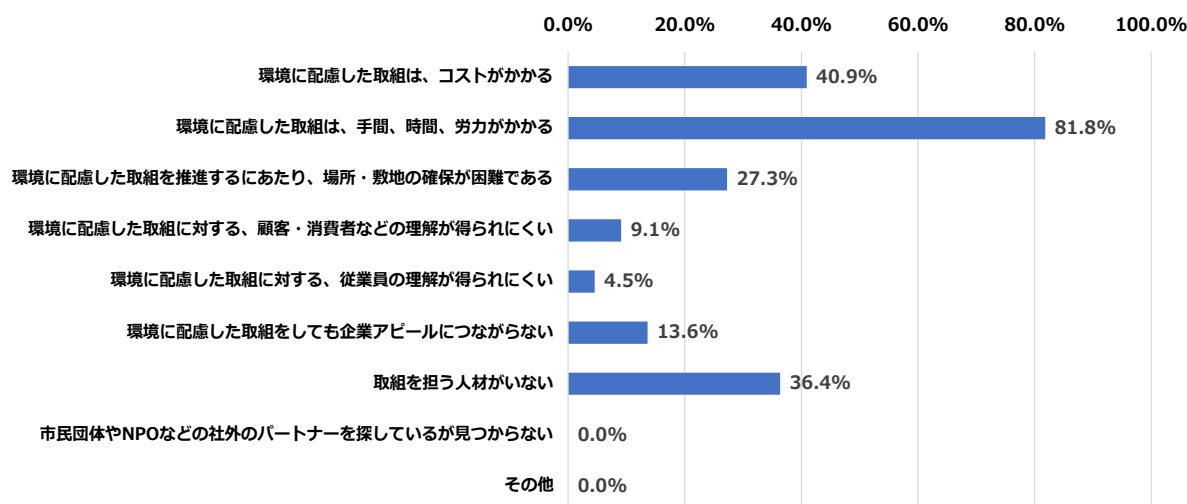
図表 環境に配慮した取組を行う理由（複数回答） n=22



問4 環境に配慮した取組を行う上での課題(複数回答)

環境に配慮した取組を行う上での課題として、「環境に配慮した取組は、手間、時間、労力がかかる」が81.8%で最も高くなっています。コスト以上に、人手がかかることへの負担感が大きく、これを担う人材の確保が急務となっています。

図表 環境に配慮した取組を行う上での課題（複数回答） n=22

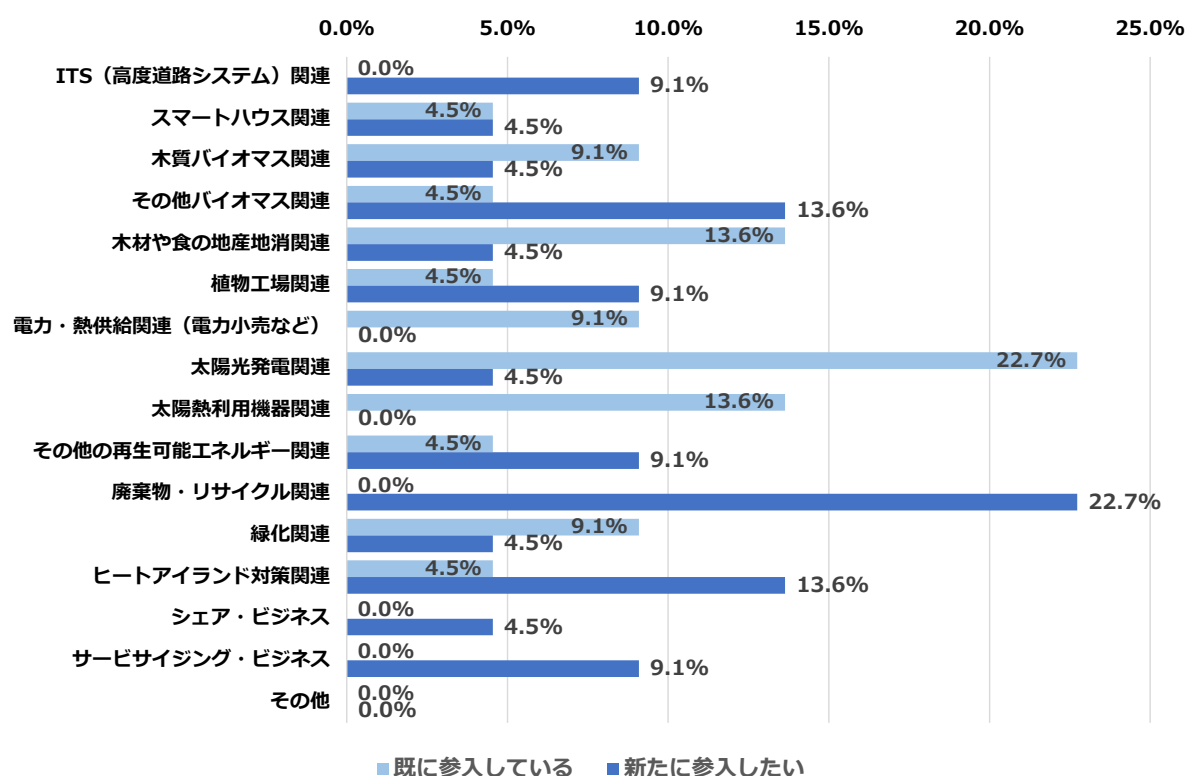


(3)環境関連ビジネスへの関心について

問5 事業所の既に参入している・新たに参入したい環境関連ビジネスについて

「太陽光発電関連」は、既に参入している事業者が多く、新たに参入したいとする事業者数は多くはありません。また、新たに参入したい環境関連ビジネスとしては、「廃棄物・リサイクル関連」が20%以上と高くなっています。

図表 環境に配慮した取組を行う上での課題（複数回答） n=22

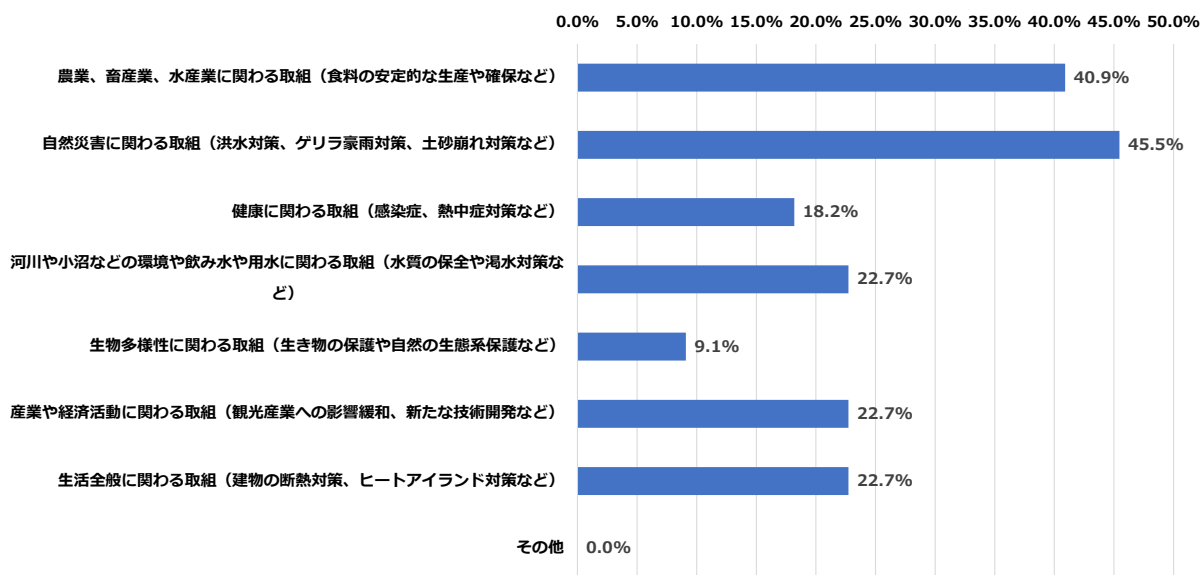


(4)気候変動適応策*(p118 参照)について

問6 市が対策を重視すべき取組について(2つまで選択)

市が重視すべき取組として、「自然災害に関わる取組（洪水対策、ゲリラ豪雨対策、土砂崩れ対策など）」が45.5%と最も高く、次いで「農業、畜産業、水産業に関わる取組（食料の安定的な生産や確保など）」が40.9%となっています。

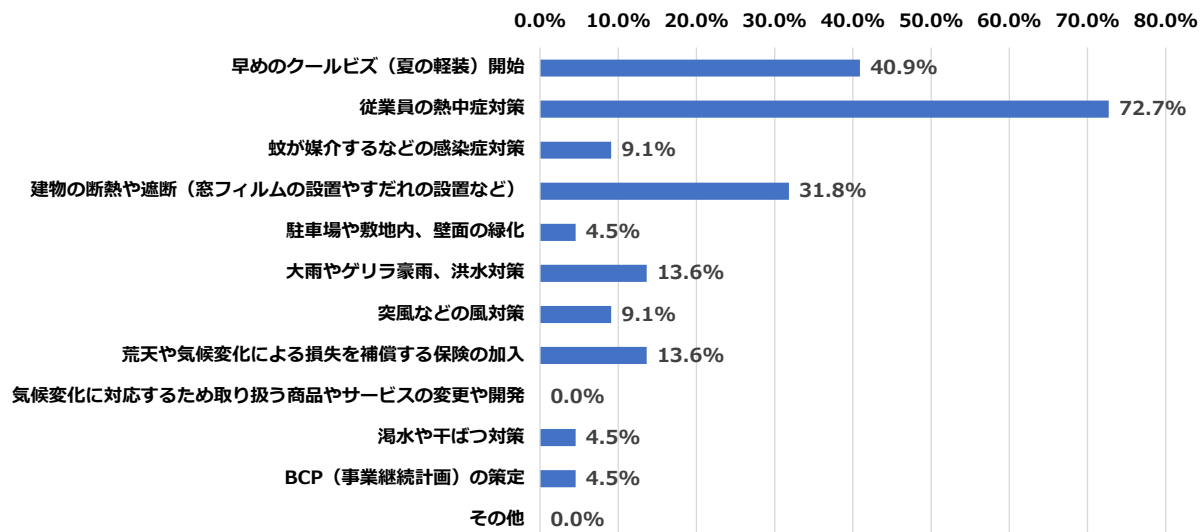
図表 市が対策を重視すべき取組について（2つまで選択） n=22



問7 地球温暖化対策*(p121 参照)に関する事業者の取組(複数回答)

「従業員の熱中症対策」が72.7%で最も高く、次いで「早めのクールビズ(夏の軽装)開始」が40.9%、「建物の断熱や遮断（窓フィルムの設置やすだれの設置など）」が31.8%と続いています。比較的容易に対応できる取組はすでに進められていることがわかります。

図表 地球温暖化対策に関する事業者の取組（複数回答） n=22

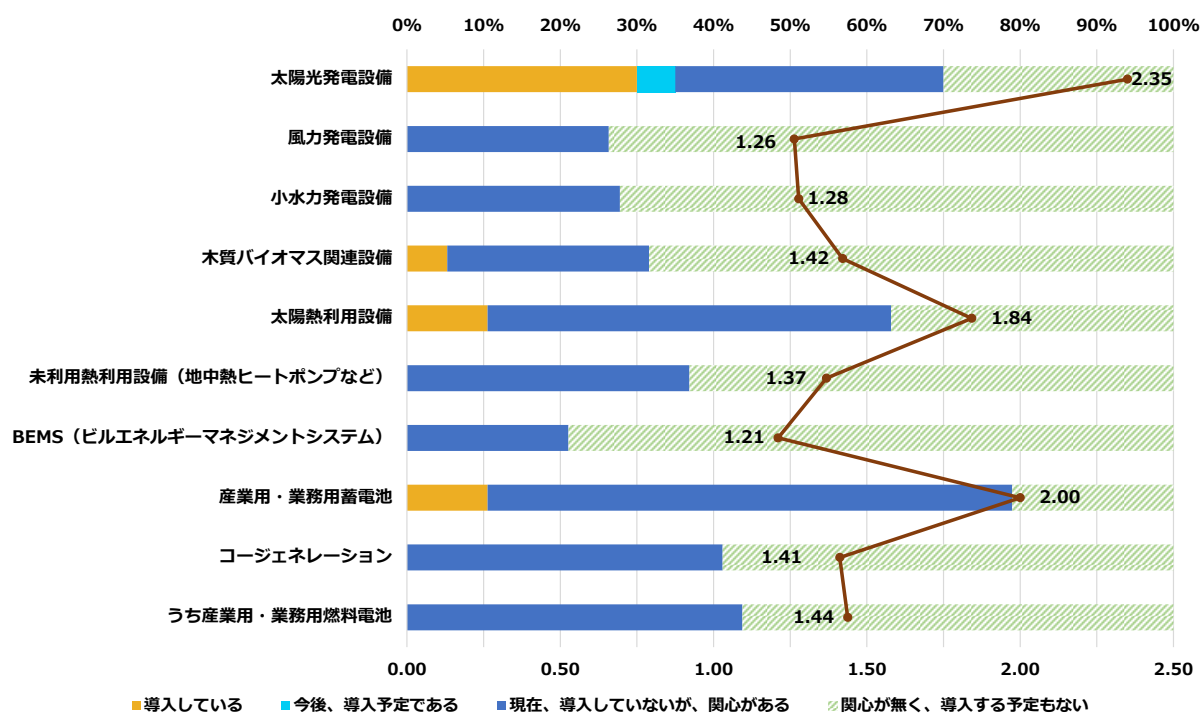


(5)再生可能エネルギーについて

問8 再生可能エネルギー関連設備の導入状況・関心について

「太陽光発電設備」について、「導入している」・「今後、導入予定である」との回答が30%以上と最も高くなっています。また、「産業用・業務用蓄電池」は、導入している事業者は少数ですが、事業者の関心は最も高くなっています。

図表 再生可能エネルギー関連設備の導入状況・関心について n=22



※折れ線のグラフの数値は、「導入している」を4、「今後、導入予定である」を3、「現在、導入していないが、関心がある」を2、「関心が高く、導入する予定もない」を1とした平均値

資料6 用語解説

=アルファベット=

- ・BAU (Business as Usual) シナリオ 【P18】

現状すう勢、なりゆきシナリオともいわれる。今後、地球温暖化* (p121 参照) に対して追加的な対策を行わなかった場合に予測される排出量を示す。

- ・BOD (Biochemical oxxygen demand) 【P59】

生物化学的酸素要求量。水中の有機物(汚濁物質)を、微生物が酸化分解するために必要とする酸素の量のこと、河川の汚濁の指標として用いられる。一般に、値が大きいほど汚濁の程度が高いとされる。

- ・BCP (事業継続計画: Business Continuity Planning) 【P32】

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要とされている。

- ・HEMS (Home Energy Management Service) 【P100】

家電製品などをネットワーク化し、電気の使用量をモニター画面などで「見える化」したり、「自動制御」するシステム。

- ・PDCA サイクル (Plan-Do-Check-Act) 【P78】

生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。1) 業務の計画 (Plan) を立て、2) 計画に基づいて業務を実行 (Do) し、3) 実行した業務を評価 (Check) し、4) 改善 (Act) が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

- ・REPOS (再生可能エネルギー情報提供システム) 【P23】

再生可能エネルギーの導入を支援することを目的として、環境省が令和2年(2020年)に開設したポータルサイト。

- ・SDGs (Sustainable Development Goals) 【P16】

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

=ア行=

・アイドリングストップ 【P21,22,63,65】

駐車時や停車時に、不必要なエンジンの使用をストップすること。一般に、10分間のアイドリングで約130ccのガソリンを消費するとされる（ギアをニュートラルでエアコン未使用時）。アイドリングストップには、大気汚染や騒音防止、二酸化炭素の排出抑制などの効果があるほか、ガソリン代の節約にもつながる。

・一般廃棄物 【P33,35,119】

日常生活に伴って発生するし尿や一般家庭からのごみのこと。処理責任は市町村にあり、事業活動によって発生するごみ（産業廃棄物*^(p119参照)）とは区別される。

・エコアクション21 【P70,71】

事業者が、環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取組む仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、取組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度のこと。

・エコツーリズム 【P50,51】

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

・温室効果ガス 【P1,18,19,20,21,22,23,25,28,29,118,121】

大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするものの総称。平成10年（1998年）に制定された「地球温暖化*^(p121参照)対策の推進に関する法律」では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ素化硫黄（SF₆）の6種が定められている。

=カ行=

・外来種 【P47,48,49】

国内・国外に関わらず、その生態系に本来は生息せず、人為的に移動させられた種のこと。主に外国から持ち込まれた種を指すことが多い。外来種が生態系に与える影響として、在来種の圧迫や、近縁の在来種や地域固有の個体群との交雑による遺伝的汚染などがある。

（※特定外来生物*^(p121参照)、生態系被害防止外来種*^(p120参照)の項も参照）

・合併処理浄化槽 【P48,59,60,61,63,65,75】

し尿及び台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独処理浄化槽と比べ、河川水質へ与える影響が少ない。

・カーボンニュートラル【P18】

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*(p117 参照)の排出量をできるだけ削減した上で、削減しきれなかった分を植林・森林管理などにより二酸化炭素を吸収することで、全体の排出量をゼロにすること。

・環境影響評価制度（環境アセスメント制度）【P63】

大規模な開発事業を行う場合に、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、深刻な公害や自然破壊を防ぐための制度である。

・環境マネジメントシステム【P70,71】**(ISO14001 : International Organization for Standardization)**

環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと。事業活動、製品およびサービスの環境負荷の低減など、継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したもの。

・気候変動への適応（適応策）【P29,30,31,93,101,107,114】

地球温暖化*(p121 参照)対策には「緩和」と「適応」があり、「緩和」は、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策による温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を防止するための取組を言う。

「適応」とは、すでに現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めたり、逆に気候の変化を利用するための取組のこと。

・吸収源対策【P20】

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林などの面積を増やしたり、吸収量の低下した樹齢の高い森林を更新すること。森林の他に、農地土壌も、施用された堆肥や緑肥などの有機物が部分的に土壌有機炭素となり、長期間土壌中に貯留されるため、吸収源対策の一つとなっている。

・供給源対策【P20】

地球温暖化対策のうち、エネルギー（電気やガスなど）などの供給源に対し、その製造原料を化石燃料から再生可能エネルギーに変えることで、電気やガスの消費による温室効果ガス排出量を削減すること。主に発電事業者やガス事業者が取組を行う。

・グリーン購入【P34】

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。平成12年（2000年）に制定されたグリーン購入法では、国などの公的機関に環境負荷の少ない商品を調達することが義

務付けられ、地方公共団体にも努力義務が課されている。

・グリーンツーリズム【P50,51】

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在の期間は、日帰りから短期・長期の宿泊・滞在まで様々である。

・高温耐性品種【P32】

地球温暖化*(p121 参照)による気温の上昇により、農業作物の一部で高温による品質低下などの影響が見られることから、高温でも品質が維持できるよう新たに開発された品種のこと。

・こどもエコクラブ【P70,75】

次代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に、主体的に地球環境・地域環境に関する学習や活動を展開できるよう支援するため、平成7年(1995年)に環境庁(現・環境省)が主体となり、小・中学生を対象に開始した事業。

・こどもエコチャレンジ【P70】

次代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に、主体的に地球環境・地域環境に関する学習や活動を展開できるよう支援するため、平成7年(1995年)に環境庁(現・環境省)が主体となり、小・中学生を対象に開始した事業。

=サ行=

・里山【P50,51】

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、主に集落をとりまく二次林のこと。里山に混在する農地、ため池、草原などを含めた地域を里地と呼ぶ。里地・里山は、多様な生物の生息環境や、地域特有の景観や伝統文化の基盤として重要な地域であるが、生活スタイルの変化や過疎化、高齢化などによって人為的な働きかけが減少したため、各地で荒廃が進行している。

・サプライチェーン【P34,36】

製品の原材料や部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の流れること。

・産業廃棄物【P36,46,60,119】

昭和45年(1970年)制定の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により定められた、事業活動に伴って生じる特定の廃棄物。家庭から生じる一般廃棄物*(p117 参照)と異なり、多量に発生することや有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有する。平成23年(2011年)現在、20種類の産業廃棄物が定められている。

・次世代自動車【P21,22,62,63,65】

「ハイブリッド自動車」、「電気自動車」、「プラグインハイブリッド自動車」、「燃料電池車」、「クリーンディーゼル自動車」などを指す。環境を考慮し、地球温暖化*(p121 参照)の防止を目的としているため、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっている。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットもある。

・親水施設【P50,55】

主に都市部で水や川など水辺環境に触れるために作られた施設で、水で遊んだり水辺を散策できるように工夫し、水辺への親しみを深めるために設置されている。

・蒸気フラッシュ【P23】

地熱発電のしくみのひとつで、主に 200~350°Cの蒸気と熱水を取り出し、機器で分離した蒸気で直接タービンを回して発電するもの。

・硝酸性窒素【P45,63】

硝酸性窒素は、あらゆる場所の土壌、水、野菜を含む植物中に広く存在しており、水中の硝酸性窒素の由来は肥料の使用、家畜排泄物、腐敗した動植物、生活排水、下水汚泥の陸上処分、工場排水などである。硝酸性窒素による地下水汚染は、乳幼児の酸素欠乏症(メトヘモグロビン血症)を引き起こす原因とされている。

・食品ロス【P33,34,36,74,122】

食品のうち、食べられるけれども何らかの理由により流通ができず、捨てられてしまう食品。事業活動から発生する食品ロス(規格外、売れ残りなど)と家庭から発生する食品ロス(食べ残し、期限切れなど)がある。

・水源かん養(機能)【P42,45,46,52】

森林の土壌が、雨水を地表や地中へ一時的に蓄えて河川流量を調節したり、地下に浸透する際に浄化したりする機能のこと。蓄えた水が湧水として徐々に放出されることで、雨が降らなくても一定の河川流量が確保される。また、森林の蒸発散作用によって、雨量自体が安定する効果もある。

・生活排水【P45,61,65】

台所、洗濯、風呂などからの排水(生活雑排水)とし尿を合わせた、日常生活に伴って排出される排水のこと。

・生態系被害防止外来種【P47,48,49,117】

生態系への被害が懸念されるものの、情報が不足しているなどの理由で特定外来生物*(p121 参照)に指定されておらず、今後の指定が検討されている生物種。特定外来生物とは異なり、飼

養や栽培などは禁止されていない。しかし、中には指定した場合に大量に遺棄されるおそれがあるために指定できない種や、すでに駆除が不可能なほど定着してしまっている種も含まれており、決して特定外来生物と比べて生態系への影響が少ないというわけではない。

・ **生物多様性** 【P47,48,55】

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味する。多様性には3つのレベルがあり、様々なタイプの自然があることを表す「生態系の多様性」、様々な種類の生物が存在することを表す「種の多様性」、同じ種でも遺伝子の違いによって形や生態などに個性があることを表す「遺伝子の多様性」がある。一般に、生態系は多様な生物が生息するほど健全で安定している。平成22年（2010年）には、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性の損失に歯止めをかけるための戦略計画として「愛知ターゲット」が、遺伝資源の採取・利用や利益の公正な配分に関する取り決めとして「名古屋議定書」が、それぞれ採択された。

・ **ゼロカーボンシティ** 【P1,18,19,23】

環境省により、「2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体」を「ゼロカーボンシティ」と定義している。小林市では、令和4年（2022年）6月10日にゼロカーボンシティ宣言を行い、今後、地球温暖化防止対策に積極的に取り組むことを表明した。

=タ行=

・ **多自然川づくり** 【P50】

治水上の安全性を確保しつつ、生物の生息・生育環境をできるだけ改変しないようにする生態系に配慮した河川工事のこと。

・ **地球温暖化** 【P2,21,22,27,29,69,93,96,100,114,116,117,118,119,120,122】

地球の気温は、数万年～数十万年の周期で寒冷な氷河期と温暖な間氷期を繰り返しているが、ここでいう地球温暖化は、19世紀以降の人為的な温室効果ガス*(p117参照)の排出増加によるものを指す。大気中の温室効果ガスの濃度を下げるとの有効な手立てを行わない場合、21世紀末の地球の平気温は2～6℃程度上昇すると予測されている。

・ **導入ポテンシャル** 【P23】

再生可能エネルギーを設置可能な面積や平均風速などから求められる理論的なエネルギー量から、自然要因、法規制などの開発不可となる地域を除いて算出されるエネルギー量。

・ **特定外来生物** 【P47,48,49,117,120】

外来生物（移入種）のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、平成16年（2004年）制定の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって指

定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。特定外来生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入などといった取り扱いを規制し、防除なども行うこととしている。これまでに、平成 17 年（2005 年）の第一次指定から、平成 22 年（2010 年）の第六次指定までで、動植物を合わせて 97 種が指定されている。

・特定植物群落 【P9】

重要な植物群落について、環境省が植生の重要性の基準を 8 分類に分けて設定し、選定したものの。

=ナ行=

・農業生産工程管理（GAP）【P43,44】

食品としての農産物の安全確保と消費者からの信頼の向上を目的に、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。「GAP」は、Good Agricultural Practice の略語。

=ハ行=

・バイオマス 【P23,24,39,40,41,73】

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。バイオマスの種類は多岐にわたり、廃棄物系のもの（家畜排泄物、食品廃棄物）、未利用のもの（稲わら、間伐材など）、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される菜の花やとうもろこしなど）がある。

・バイナリー 【P23】

地熱発電のしくみのひとつで、水より沸点が低い媒体を加熱し、その蒸気でタービンを回して発電するもの。

・パリ協定 【P28】

平成 27 年（2015 年）12 月に、フランス・パリで開かれた第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択された、令和 2 年（2020 年）以降の地球温暖化*(p123 参照)対策を定めた国際的な枠組み。平成 28 年（2016 年）11 月に発効し、同年 12 月に、モロッコ・マラケシュにて第 1 回締約国会合が行われた。我が国は平成 28 年（2016 年）11 月 8 日に批准した。

・フードバンク 【P35,36】

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設などへ無料で提供する活動を行う団体のこと。食品ロス*(p120 参照)を減らしたい企業や個人と、食を必要としている人や、施設・団体をつなぐ拠点となっている。

=マ行=

・緑の少年団 【P70,75】

次代を担う少年少女たちが「緑を愛し」、「緑を守り」、「緑を育てる心を養う」ことを通じて自然を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育ってゆくことを目的とした団体のこと。

=ラ行=

・緑地環境保全地域 【P9,11】

昭和48年(1973年)に制定された「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に基づき、都市周辺における自然環境の保護と創出を図るために必要な、良好な自然環境を形成している地域を指定したもの。

・レッドデータブック 【P9,10,47,49】

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した本のこと。昭和41年(1966年)に、国際自然保護連合(IUCN)が初めて発行した際に、最も危機的なランクに選ばれた生物の解説が赤い表紙だったため、レッドデータブックと呼ばれる。日本では、平成3年(1991年)に環境庁(現・環境省)が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を作成し、平成12年(2000年)からは改訂版が順次発行されている。宮崎県でも、平成12年に「宮崎県版レッドデータブック」を発刊した後、平成20年(2008年)にレッドリストの改訂を行い、平成23年(2011年)には「改訂・宮崎県版レッドデータブック 2010年度版」を発刊している。

・ローリングストック法 【P35】

ローリングストック法は日常的に非常食を食べて、食べたらいし不足という行為を繰り返して、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法。普段食べている食品を期限内に食べ切ることができ、災害時に、備蓄食料が口に合わなかったり、作り方がわからないという戸惑いを無くすことにもつながる。